

令和6年度 滋賀県域3事務所合同工事安全衛生講習会

議事次第

日時：令和6年9月24日（火）14：00～16：30

場所：大津市勤労福祉センター 5F

1. 開会挨拶 (14:00～14:05)

滋賀国道事務所長 滋賀国道事務所工事安全協議会 会長
谷 成二

2. 講義

①建設業における労働災害について (14:05～14:35)

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 地方産業安全専門官 小山 哲平

②管内の工事等事故の発生状況及び2024年度事故防止重点対策等の周知 (14:40～15:10)

近畿地方整備局 企画部 技術調査課 課長補佐 矢羽田 寛治

③円滑な工事施工の確保に向けた取組 (15:15～15:45)

近畿地方整備局 企画部 総括技術検査官 藤本 正典

④建設業の現状と課題について (15:50～16:20)

近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業技術係長 藤森 海松

6. その他（連絡事項等） (16:20～16:25)

7. 閉会 (16:30)

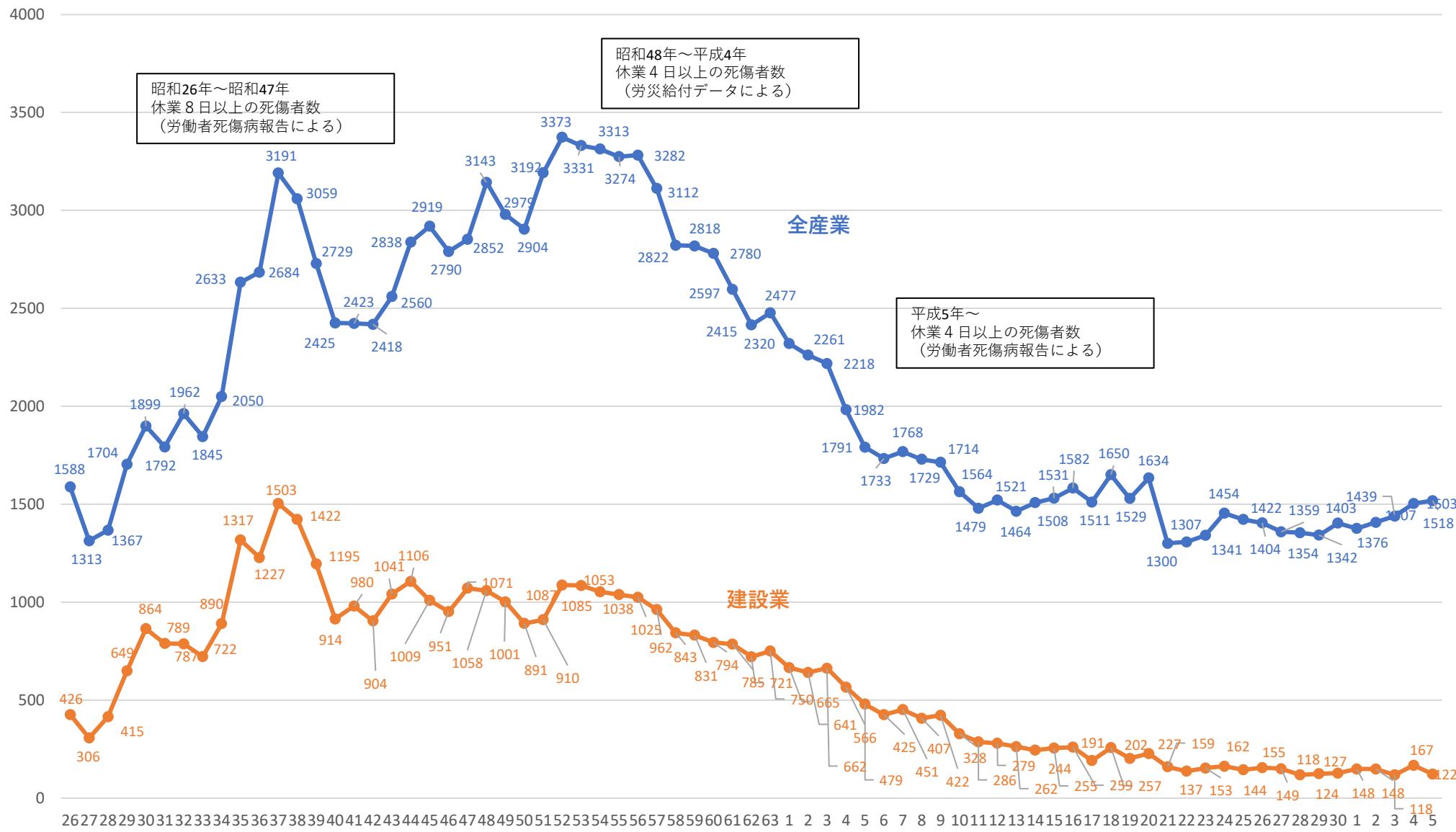
＜主催＞ 国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所・琵琶湖河川事務所
・大戸川ダム工事事務所（代表事務所：滋賀国道事務所）

建設業における労働災害 について



令和 6 年9月24日（火）
令和 6 年度 滋賀県域 3 事務所合同工事安全衛生講習会
滋賀労働局 労働基準部 健康安全課

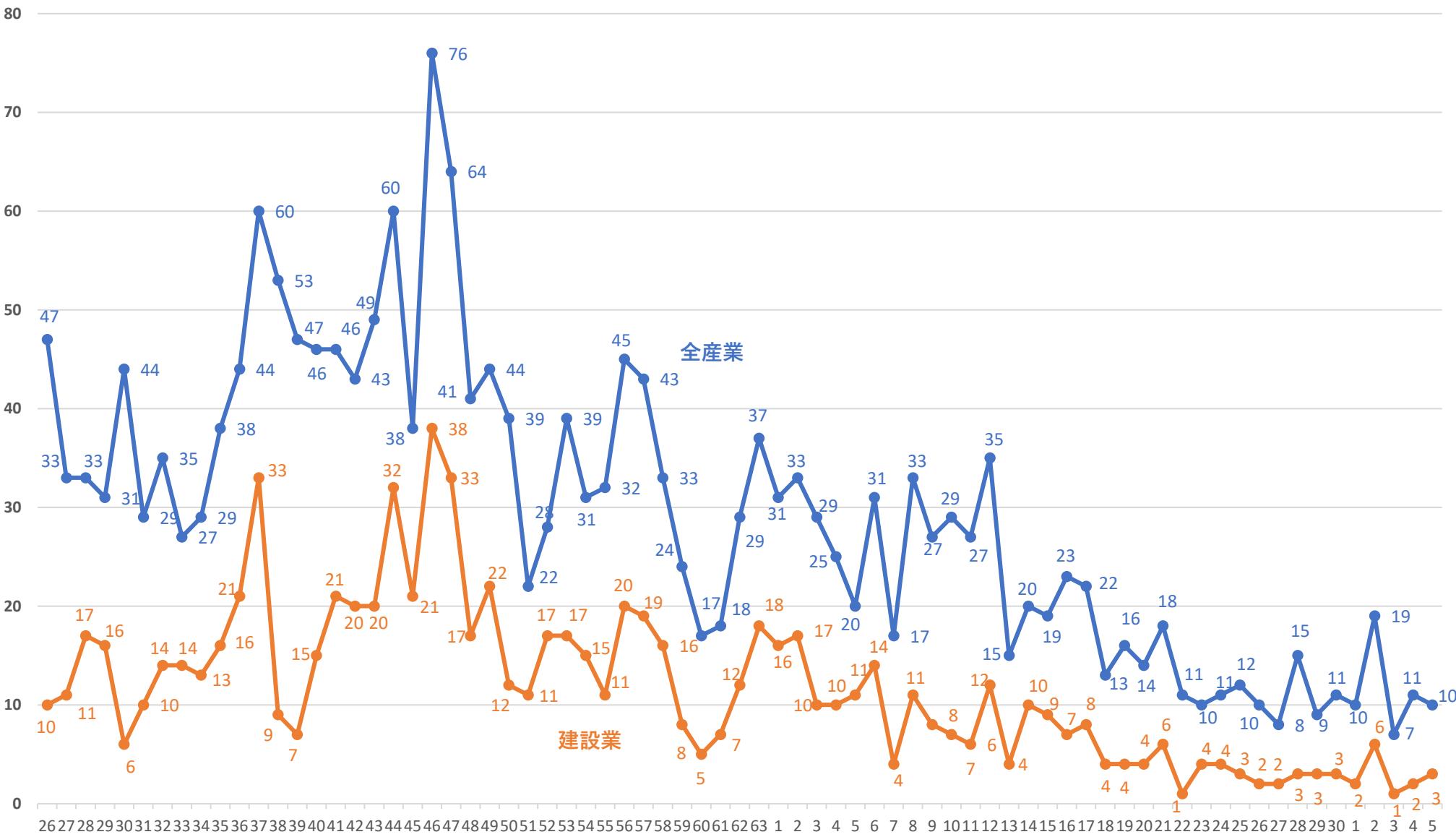
● 滋賀県内の死傷災害発生状況の推移（全産業・建設業）



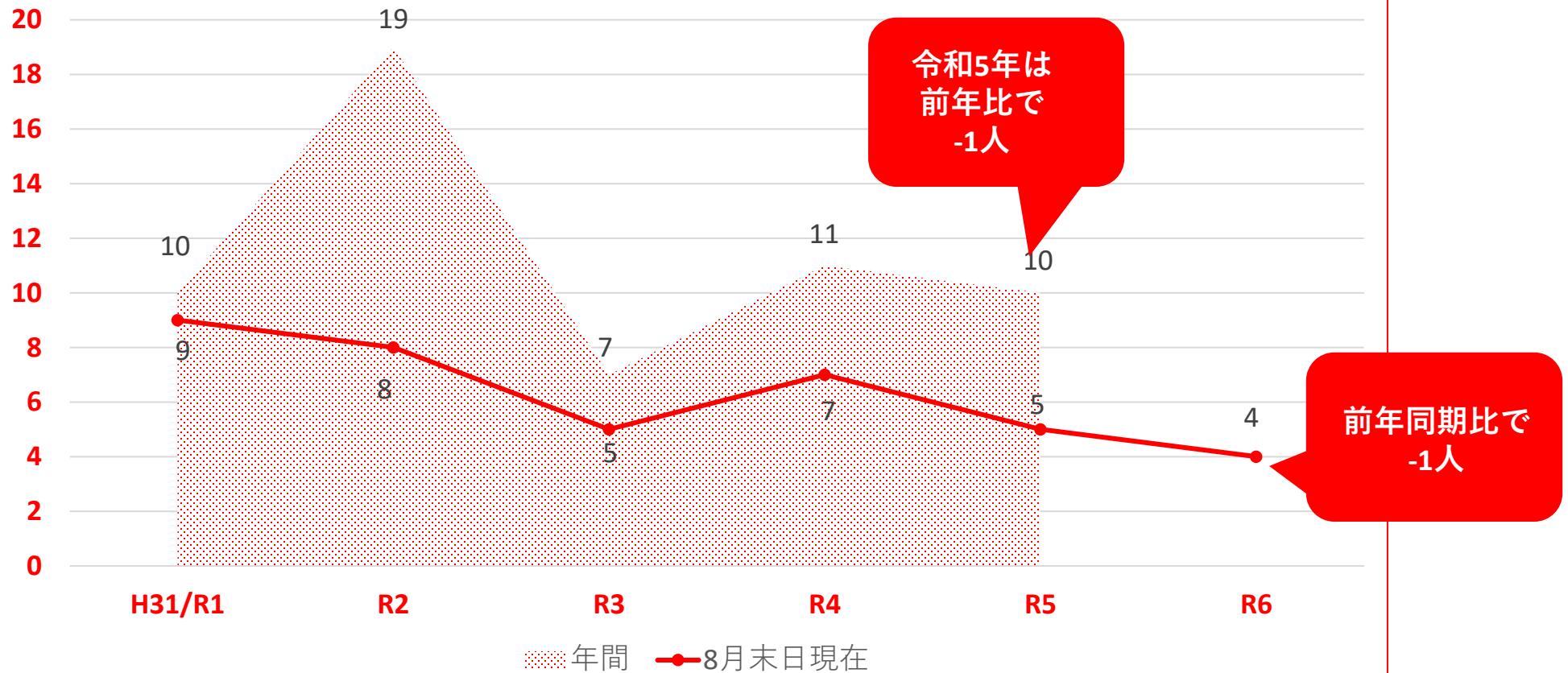
※労働者死傷病報告による。

※新型コロナウイルス感染症関係の件数を除く。

● 滋賀県内の死亡災害発生件数の推移（全産業・建設業）



滋賀県内の死亡災害件数（年間／8月末現在）【全業種】

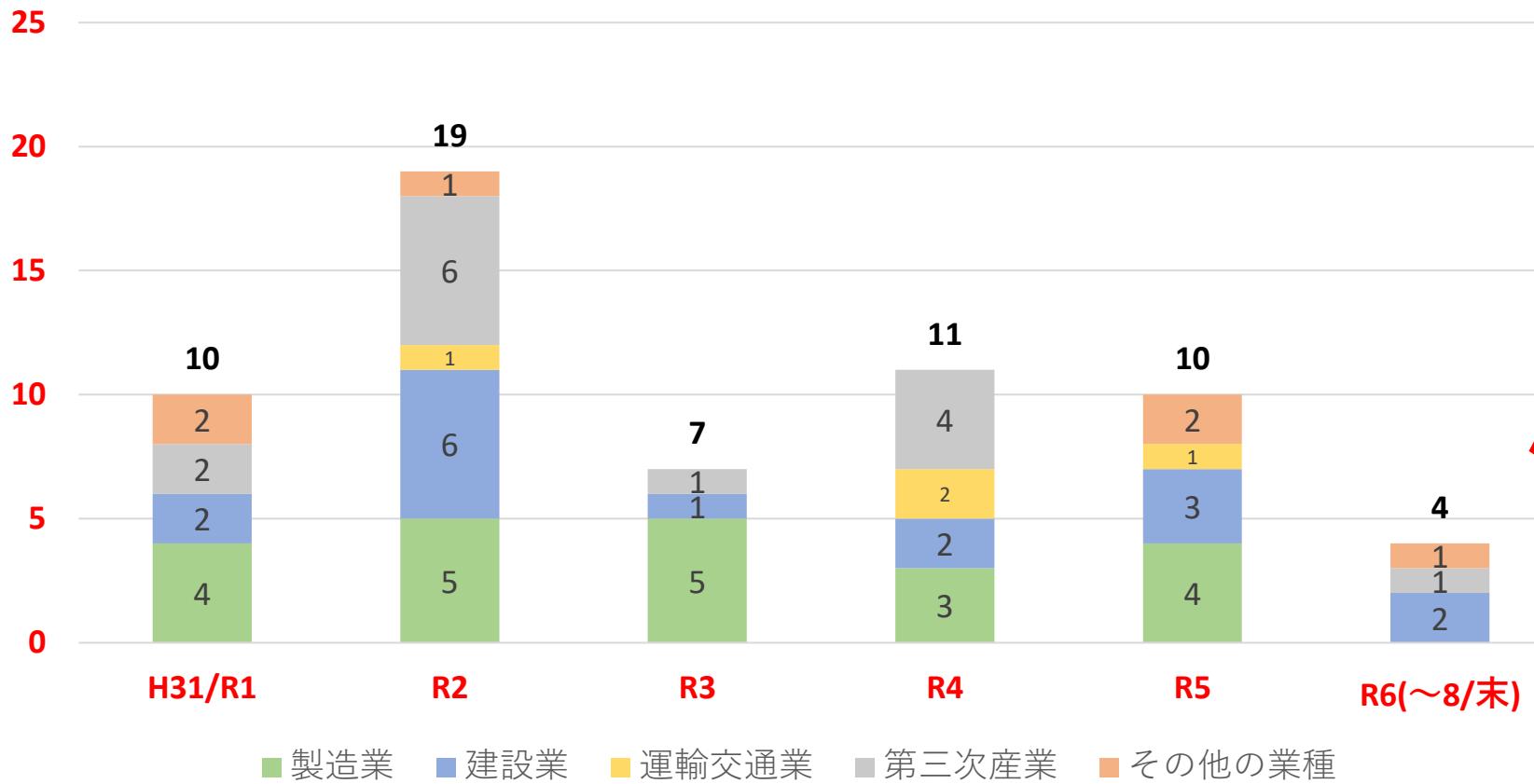


滋賀県内の令和6年の死亡災害（令和6年8月末現在）

| 番号 | 業種 (規模) | 発生月 時間帯 | 事故の型 | 被災者の職種 年代 | 発生概要 |
|----|---------------------------------|------------|------------|--------------|---|
| 1 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事業 (2名) | 1月 13時頃 | 墜落・転落 | 鉄骨工 30代 | 新築工事の鉄骨建て方作業において、ラフタークレーンでつり上げた鉄骨柱を梁にボルト固定するために、鉄骨柱に取り付けられた胴縁上を歩いていた被災者が、5.8m下の地面に墜落したもの。 |
| 2 | 新聞販売業 (34名) | 3月 3時頃 | 交通事故 | 新聞配達 30代 | ミニバイクに乗車し新聞配達中、交差点で乗用車と出会い頭に衝突したもの。 |
| 3 | 道路建設工事業 (8名) | 3月 11時頃 | 激突され | 作業者 60代 | 進入路整備工事における立木の伐採作業中、枝集めを行っていた被災者が倒木付近に倒れているところを発見されたもの。 |
| 4 | 産業廃棄物処理業 (9名) | 7月 12時頃 | はさまれ・巻き込まれ | 作業者 80代 | 被災者は、圧縮成型機の内部に溜まる屑をエアーブローで吹き飛ばす作業を行っていた。操作盤で機械を運転していた同僚が電源を切り移動中に、被災者が機械の本体フレームと可動フレームとの間に挟まれているところを発見したものです。 |

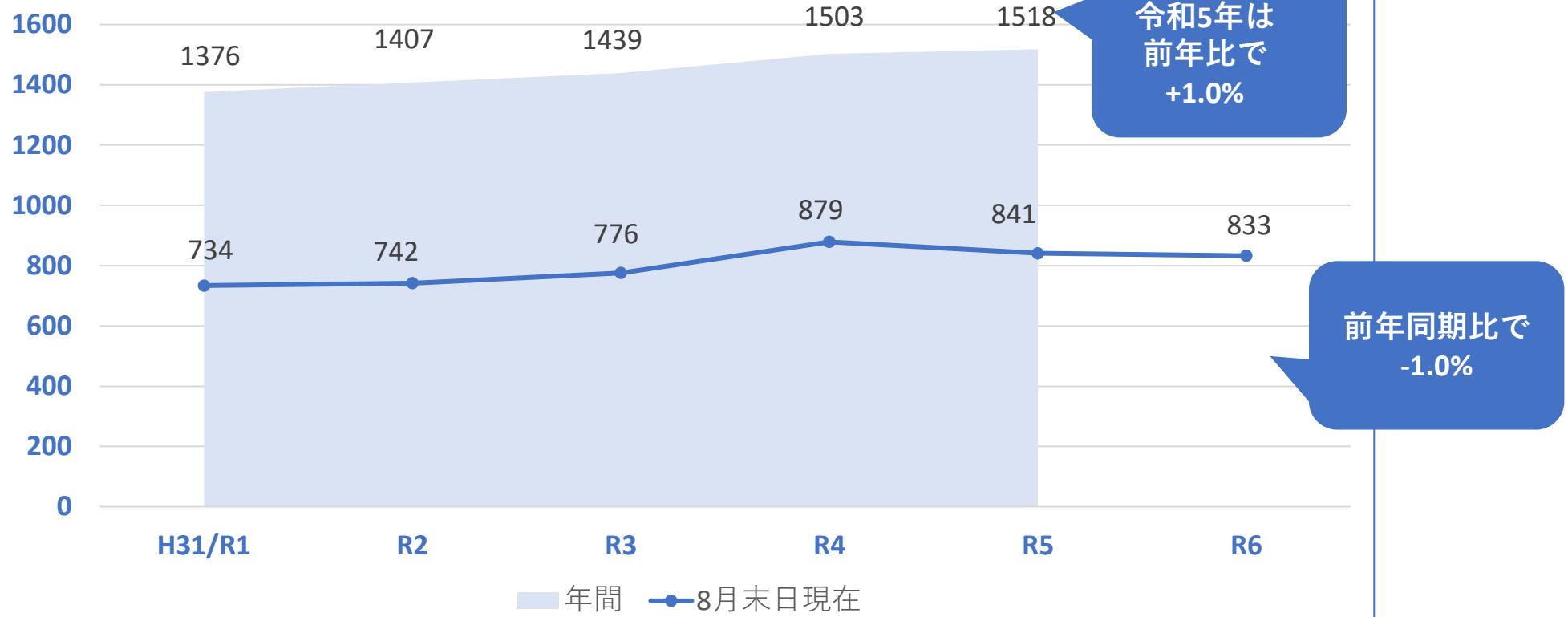
※本資料は、県内等での同種災害の再発防止に資することを目的に作成しています。
速報性を重視しているため、今後において加筆・修正を行う場合があります。

滋賀県内の死亡災害件数（業種別）



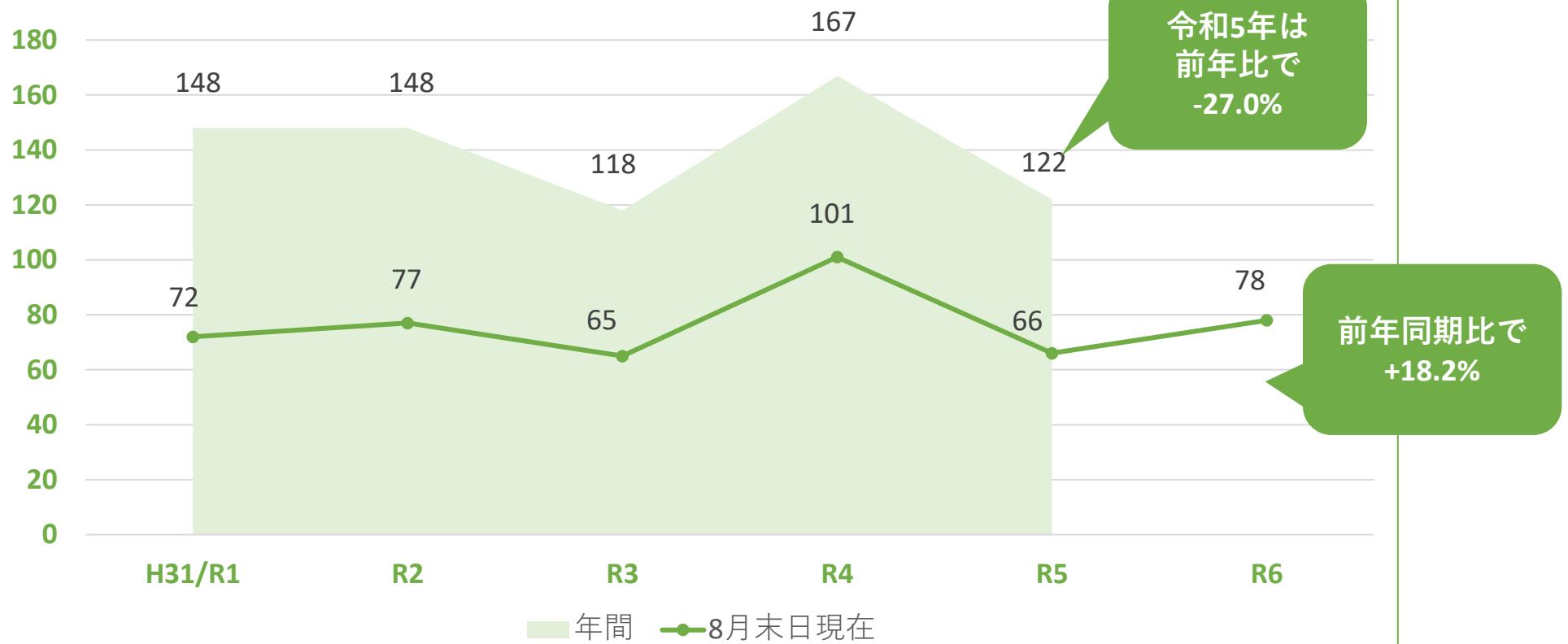
製造業と建設業が占める割合が高いが、令和6年は8月末時点で製造業での死亡災害は0。

滋賀県内の死傷災害件数（年間／8月末現在） 【全業種】



滋賀県内の死傷災害件数（年間／8月末現在）

【建設業】

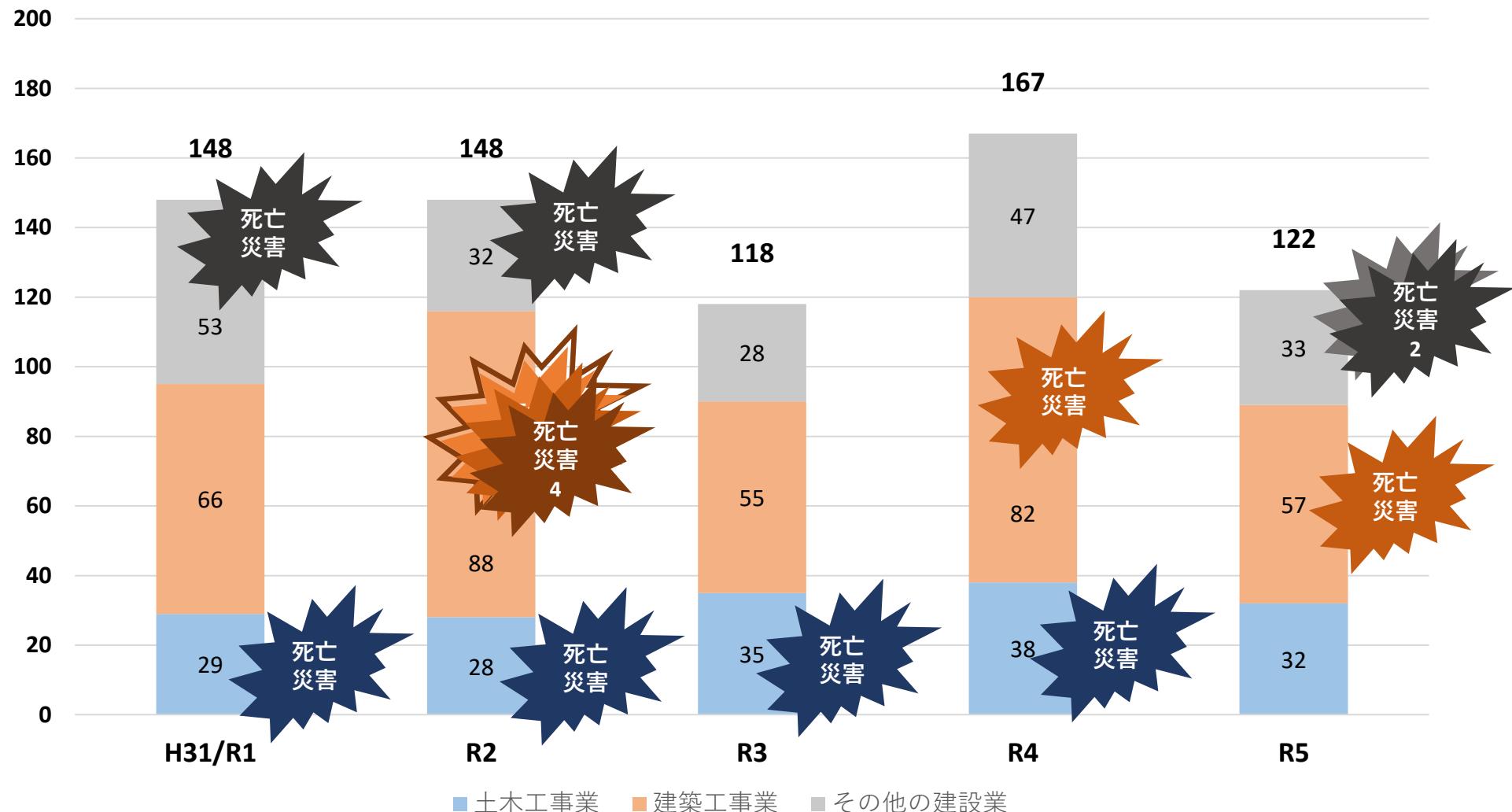


●滋賀県内の建設業における死亡・死傷災害の近年の推移（平成31年/令和元年～令和5年）

令和5年の滋賀県内の建設業における死傷災害は、前年比45件の減少（-26.9%）となった。

建設の区分別の死傷災害件数では、例年建築工事にかかるものが全建設業で最も割合が高く、半分近くを占めている。

労働災害による死者者は毎年発生しており、直近5年間では、土木工事4人、建築工事6人、その他の建設業4人となっている。



※労働者死傷病報告による。

※新型コロナウイルス感染症関係の件数を除く。

◆滋賀県内の建設業にかかる死亡災害発生状況（平成31年/令和元年～令和5年）

| 業種 (規模) | 発生月 時間帯 | 事故の型 | 被災者の職種 年代 | 発生概要 |
|------------|------------|------|--------------|------|
|------------|------------|------|--------------|------|

令和5年

| | | | | |
|-------------------|------------|-------|-------------|--|
| 電気通信工事業 (32名) | 8月 3時頃 | 感電 | 電工・20代 | 鉄道の線路上に設置された電線を支持するビームの点検を行うため、移動はしごを上がっていた際に、加圧中の電線に触れ、感電したもの。 |
| その他の建築工事業 (2名) | 11月 9時頃 | 墜落・転落 | 塗装工 ・40代 | 2階建て住宅の屋根塗装工事のため、屋根上で作業を行っていた被災者が、足を滑らせて一側足場のメッシュシートを突き破り、屋根端部から6メートル下方のコンクリート地面に墜落したもの。 |
| 電気通信工事業 (19名) | 12月 9時頃 | 墜落・転落 | 作業者・40代 | 高さ35メートルの鉄塔の電線を張り替える作業現場において、鉄塔上での作業を終え昇降設備を使用して地上に降りる最中に、高さ約22メートルから地上へ墜落したもの。 |

令和4年

| | | | | |
|-------------------|-------------|-------|---------|--|
| 橋梁建設工事業 (8名) | 7月 13時頃 | 飛来・落下 | 作業者・10代 | 橋脚深礎工事において、地上から深さ約10メートルの深礎底部で落下した結束線等の清掃作業を行っていたところ、主鉄筋に結束線により仮止めしていたフープ筋（重量480kg）25組が頭上に落下し、窒息死したもの。 |
| その他の建築工事業 (1名) | 12月 13時頃 | 墜落・転落 | 作業者・50代 | 鉄骨造倉庫の屋根敷設工事で、屋根上で屋根材のボルト締め付け作業を行っていたところ、約11m下方のコンクリート上に墜落、意識不明の状態で病院に搬送され、令和5年1月に死亡したもの。 現場に手すりや親綱等は設置されておらず、屋根上での作業中に屋根端部から墜落したものと推定される。 |

令和3年

| | | | | |
|----------------|------------|-------|----------------|--|
| 河川土木工事 (2名) | 3月 11時頃 | 墜落・転落 | 車両系建設機械運転者・50代 | 被災者は、河川改良工事のためロードローラーを運転し、土手を平らにする作業を行っていたところ、ロードローラーごと法面を転落し、ロードローラーの下敷きになり、死亡したもの。 |
|----------------|------------|-------|----------------|--|

令和2年

| | | | | |
|-----------------|-------------|--------------|----------------|--|
| 上下水道工事業 (1名) | 2月 14時頃 | 崩壊・倒壊 | 作業者・技能者・30歳代 | 被災者は、幅1.1m、深さ3.5mに掘削した掘削床において、下水道管の埋設作業を行っていたが、掘削面が崩壊し、崩れた土砂に埋もれたもの。 |
| 建築設備工事業 (4名) | 2月 19時頃 | 交通事故 (道路) | 作業者・技能者・20代 | 被災者は、自動車を運転して道路を走行中、自動車がスリップして道路をふさぐように停車したところに、後続のトラックが自動車の運転席側面に衝突したもの。 |
| その他の建設業 (4名) | 4月 18時頃 | 交通事故 (道路) | 作業者・技能者・40・50代 | 【※死亡労働者2名】 ワゴン車に8人が乗り合わせ、工事現場から事務所へ戻るため高速道路を走行中、道路のカーブ部分でスリップして側壁に衝突し、車の外に投げ出された2人が死亡し、他の6人も負傷したもの。 |
| その他の建設業 (7名) | 6月 13時頃 | 爆発 | 作業者・技能者・40代 | 製造設備の撤去作業において、メチルエチルケトンを用いていた処理槽の解体のため、被災者は、プラズマ溶断を行っていたところ、爆発が起こり、その衝撃で死亡したもの。 |
| 建築工事業 (2名) | 10月 11時頃 | 墜落・転落 | 作業者・技能者・50代 | 軽量鉄骨造2階建家屋解体工事に従事していた被災者が、屋根上で屋根パネル材の解体をしていたところ、屋根上から地上の基礎コンクリート上に墜落し、死亡したもの。 |

令和元年

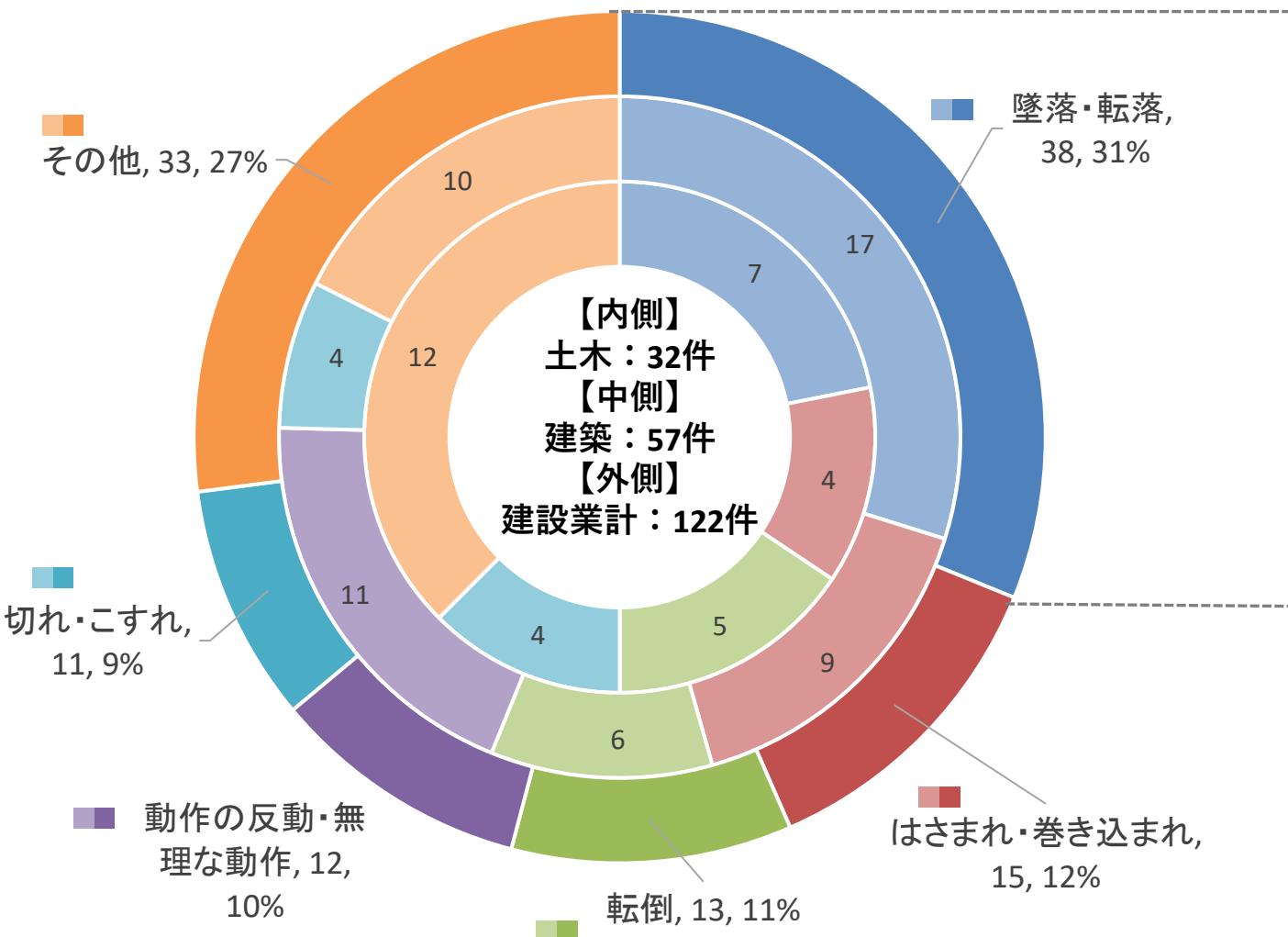
| | | | | |
|-----------------|------------|-------|-------------|--|
| その他の建設業 (3名) | 2月 14時頃 | 墜落・転落 | 作業者・技能者・70代 | 電柱に取り付けられた防犯灯をLED型防犯灯に交換するため、電柱に掛けられたはしご上で作業していたところ、作業位置から3.85m下の路上に墜落して死亡したもの。 |
| 河川土木工事業 (2名) | 6月 13時頃 | 激突され | 運転者・60代 | 砂防工事において、工事のための補助道路整備工事に伴う周辺立木の伐木作業中、伐倒した木が、被災者が運転していた木材グラップル機のヘッドガードに激突し、被災者は木材グラップル機本体とヘッドガードの間にはざまれ、死亡したもの。 |

●令和5年の滋賀県内の建設業における死傷災害の内訳

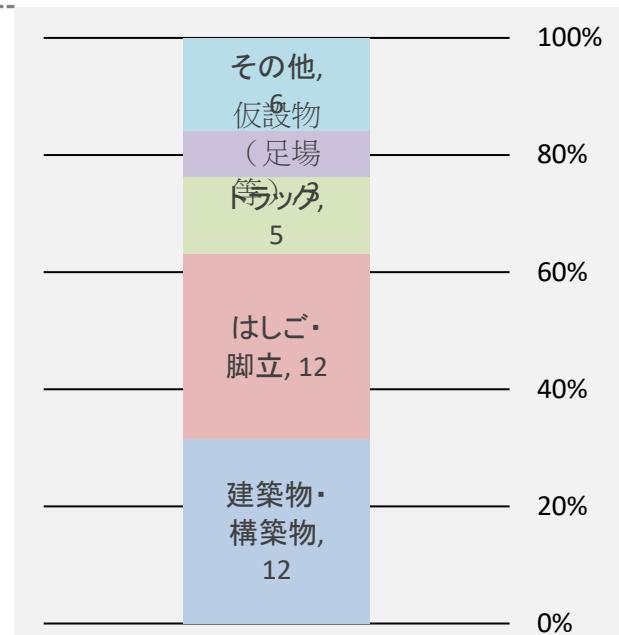
建築・土木工事いずれも「墜落・転落」災害が最も多い、建設業における全死傷災害の約3割を占めている。

また、「墜落・転落」災害に型を絞って起因物の内訳を見てみると、「建築物・構築物（「屋根、はり、もや、けた、合掌」を含む）」、「はしご等（脚立を含む）」が12件ずつと最も多く、次いでトラックが5件で続いている。足場等仮設物は3件にとどまっている。

滋賀県内の建設業における死傷災害の型別内訳（建設業計/建築・土木別）

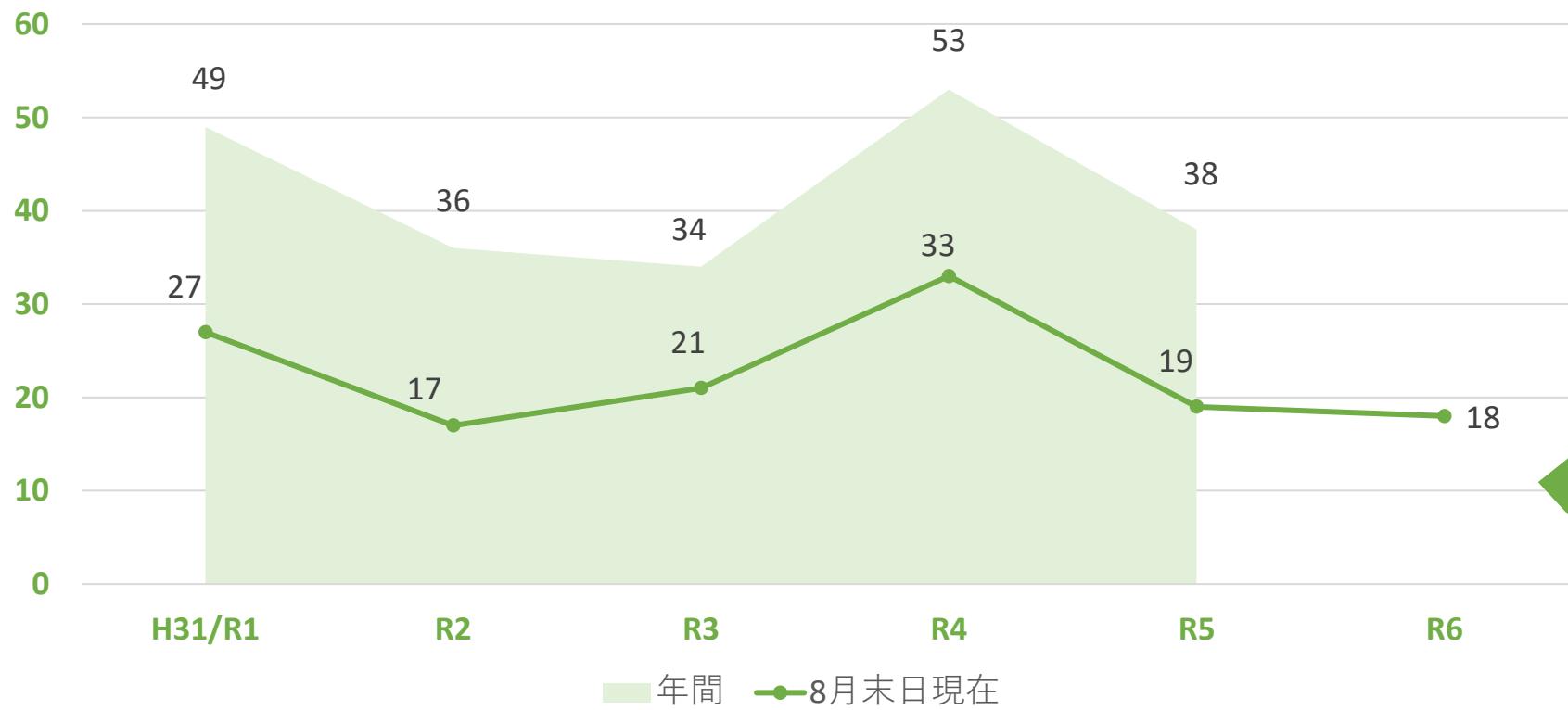


滋賀県内の建設業における
墜落・転落による死傷災害の起因物別内訳



滋賀県内の建設業における墜落災害の
起因物別内訳（令和5年）

滋賀県内の建設業における 「墜落・転落災害」の件数



「墜落・転落」
災害の件数は昨
年減少、今年は
ほぼ横ばい。

令和6年 滋賀県内の建設業における「墜落・転落」災害発生状況【R6.8.末時点】

滋賀労働局

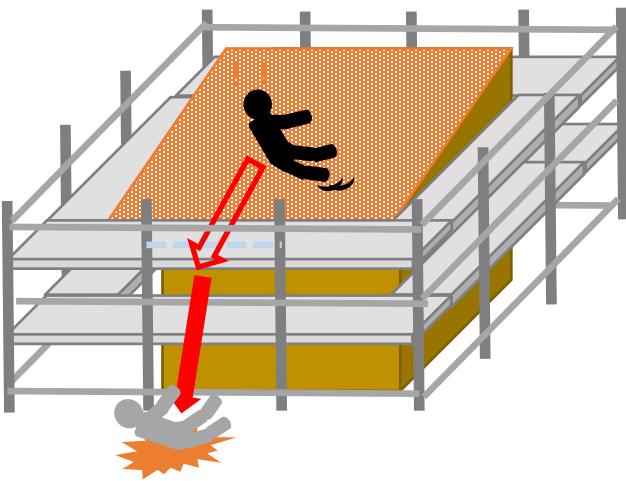
| | 種別 | 作業内容 | 発生状況 | 発生場所 | 年代 | 経験 | 傷病 | 休業見込 |
|----|-----|------|--|------|--------|-----|-----|------|
| 1 | その他 | 現場確認 | 修繕依頼を受けたカーポートの屋根上（高さ1.97m）から足を滑らせて転落 | 現場 | 30歳代 | 9年 | 骨折 | 6月 |
| 2 | 土木 | 移動 | 現場で車から降りようとした際に、水路の存在に気付かず足を踏み外して転落 | 現場 | 30歳代 | 10年 | 骨折 | 2月 |
| 3 | 建築 | 移動 | 前日作業を行った場所に移動時、床面の開口部に養生がされていなかったことに気付かず、同所に足を踏み入れてしまったもの | 現場 | 20歳代 | 3年 | 捻挫等 | 3月 |
| 4 | 建築 | 屋根作業 | 脚立の上で、屋根上の瓦の位置を修正する作業中、足を滑らせて脚立から地面に墜落 | 現場 | 40歳代 | 16年 | 骨折 | 1月 |
| 5 | 土木 | 荷下ろし | 現場に搬入された2段積みのパネルを荷下ろしするために、下段パネルの上に乗ったところ、下段パネルが崩れたため墜落 | 現場 | 20歳代 | 3年 | 骨折 | 6月 |
| 6 | 建築 | 屋根作業 | 屋根上でブルーシートを張る作業を行っていたところ、開口部の存在に気付かず、同所から墜落 | 現場 | 20歳代 | 4年 | 骨折 | 7月 |
| 7 | 土木 | 玉掛け | トラッククレーンの荷台上でつり荷の玉掛け作業を行っていた際に、運転手が荷台を確認せずに発進したため、体勢を崩して墜落 | 現場 | 60歳代以上 | 9年 | 捻挫等 | 20日 |
| 8 | 建築 | 整理 | 現場建屋2階で廃材の集積中に、足元を確認していなかったため、開口部から墜落 | 現場 | 30歳代 | 5年 | 骨折 | 4月 |
| 9 | 建築 | 樋作業 | 脚立の上で雨どいにかかる作業を行い、脚立から降りようとしたところ、体勢を崩して墜落 | 現場 | 20歳代 | 4月 | 捻挫等 | 6週 |
| 10 | 建築 | 大工作業 | 筋交いを仮止め固定する作業中、不安定な場所に足を掛けて作業を行っていたところから、体勢を崩して後方の床面に墜落 | 現場 | 30歳代 | 4月 | 骨折 | 2月 |

令和6年 滋賀県内の建設業における「墜落・転落」災害発生状況【R6.8.末時点】

滋賀労働局

| | 種別 | 作業内容 | 発生状況 | 発生場所 | 年代 | 経験 | 傷病 | 休業見込 |
|----|-----|------|---|------|--------|-----|-----|------|
| 11 | その他 | 整理 | 事業場の倉庫で脚立の上に乗り片付け作業を行っていたところ、体勢を崩して墜落 | 事業場 | 40歳代 | 31年 | 骨折 | 40日 |
| 12 | 土木 | 補給 | ポンプ車両の水タンクに水補給中、立馬に乗り車体に足を掛けた際に足を滑らせて墜落 | 事業場 | 20歳代 | 4年 | 骨折 | 1月 |
| 13 | 土木 | 除草 | 現場内のコンクリート壁上にしゃがんで除草作業中に、体勢を崩して墜落 | 現場 | 20歳代 | 2月 | 捻挫等 | 1週 |
| 14 | 建築 | 塗装 | 架設作業台上で天井塗装作業中に、作業台から足を踏み外して墜落 | 現場 | 60歳代以上 | 35年 | 骨折 | 2月 |
| 15 | その他 | 運搬 | 山林内の現場へ機材運搬中、手掛かりとしてつかんだ枯れ木が腐朽していたため枝が折れ、体勢を崩してのり面を滑落 | 現場 | 40歳代 | 4年 | 骨折 | 2月 |
| 16 | 建築 | 移動 | 建屋の2階から1階へ、片手に荷物を持った状態で、はしごを使用して降下中に、足を踏み外して墜落 | 現場 | 20歳代 | 2年 | 骨折 | 1月 |
| 17 | その他 | 設置作業 | 脚立上で照明の交換作業中に、体勢を崩して転落 | 事業場 | 50歳代 | 12年 | 打撲 | 2週 |
| 18 | 土木 | 除去作業 | バールを使用して刺さった支柱を抜く作業中に、バールが抜けた勢いで近くの法肩から法面を転落 | 現場 | 30歳代 | 20年 | 骨折 | 2週 |

滋賀県内の建設工事現場における 労働災害事例（墜落・建築物等）



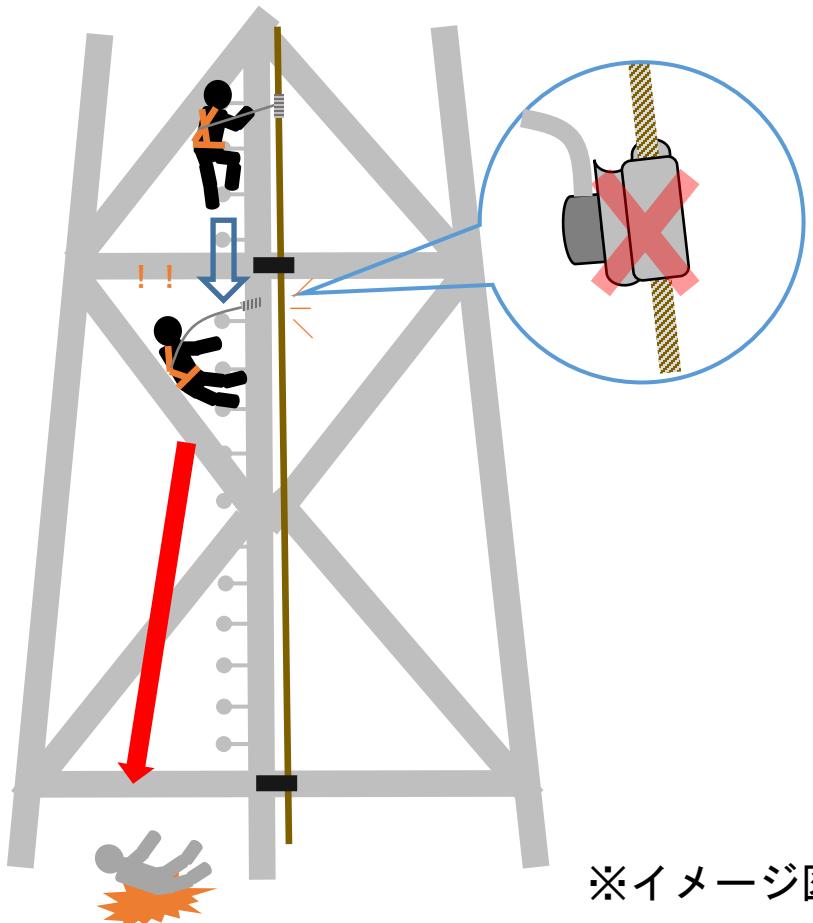
【発生状況】

屋根塗装現場において、屋根上で作業中に足を滑らせ、外部足場の手すりの間をすり抜けて地面に墜落したもの（死亡災害）。

【考えられる原因・対策】

- 作業場所に親綱を設置し、労働者にフルハーネスを使用させること。
- 外部足場に中さん、防網等手すりの隙間から墜落することによる措置を講ずること。

滋賀県内の建設工事現場における 労働災害事例（墜落・建築物等）



【発生状況】

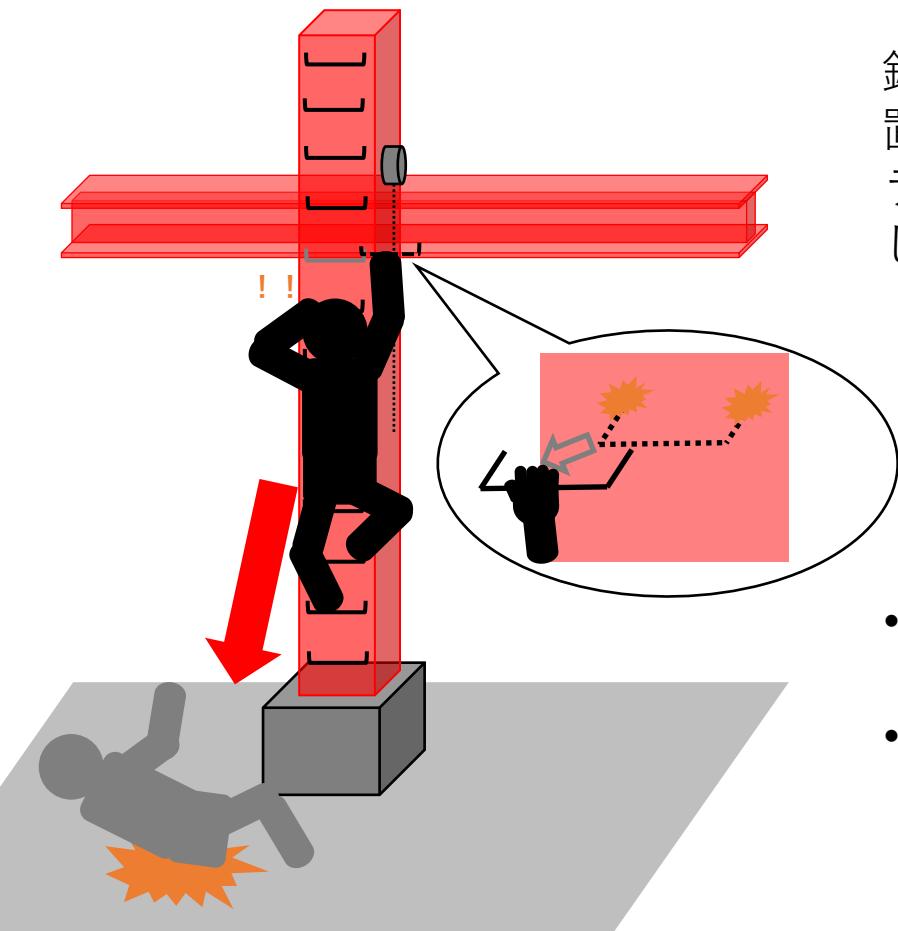
鉄塔上での作業が完了した後、昇降設備を利用して地上に降りる途中で、高さ20m超の位置から地面に墜落したもの（死亡災害）。

【考えられる原因・対策】

- フルハーネス型墜落制止用器具を装着し、ロリップを親綱に取り付けた状態で移動していたが、親綱を鉄塔に固定する金具がある箇所でロリップを付け直した際に、ロリップが適正に取り付けられていなかった。

※イメージ図

滋賀県内の建設工事現場における 労働災害事例（墜落・建築物等）



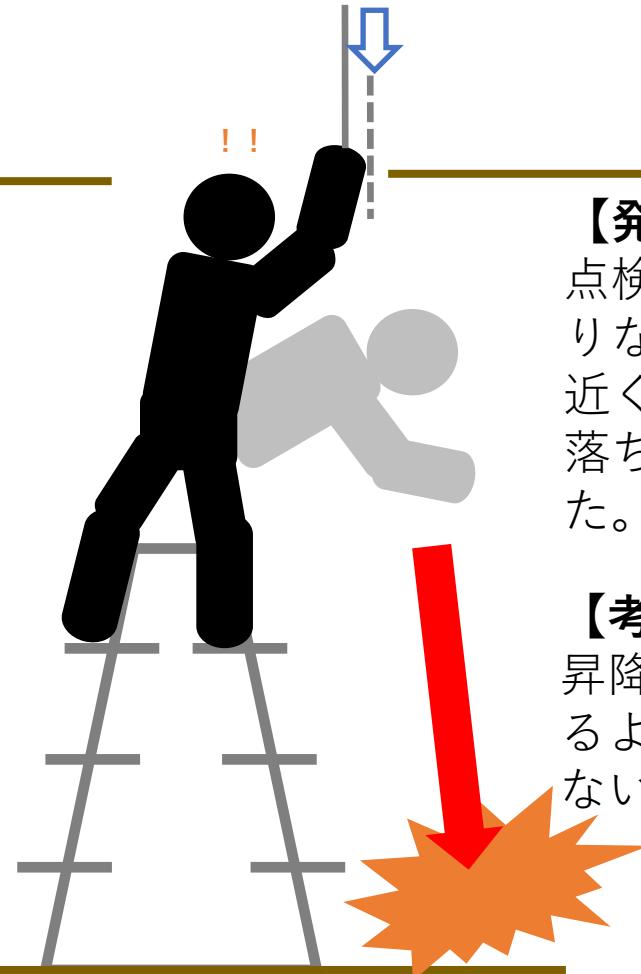
【発生状況】

鉄骨建て方の梁を接続する作業を行うため、柱に設置されたタラップを使用して昇降中、手を掛けたタラップの締め付けが緩く外れたことにより体勢を崩して墜落した。

【考えられる原因・対策】

- 地組の際にタラップがしっかりと締め付けられているかの確認が不十分であったと思われるもの。
- 安全ブロックは設置されていたものの使用されていなかったもの。

滋賀県内の建設工事現場における 労働災害事例（墜落・はしご等）



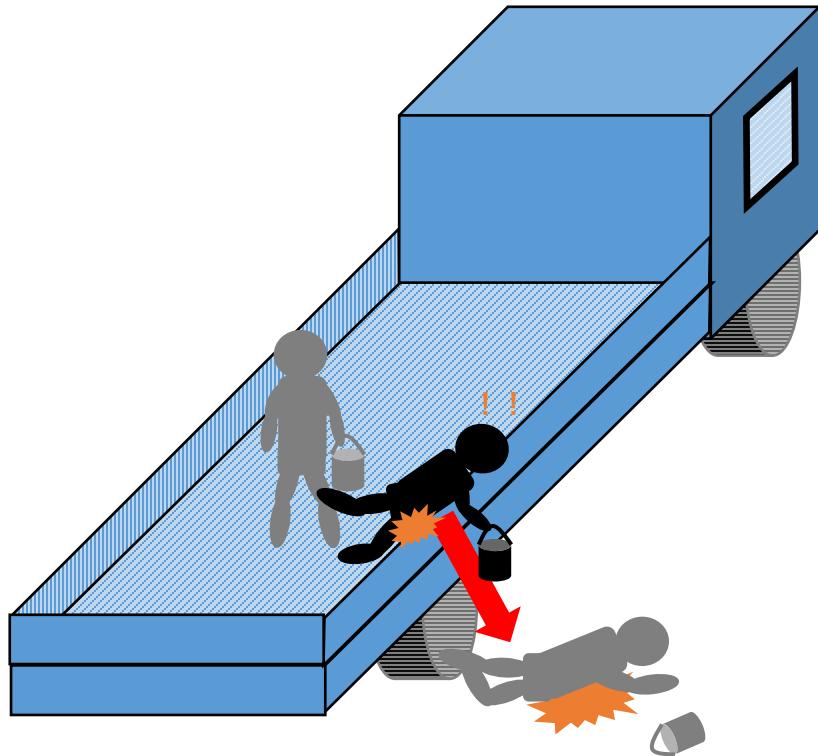
【発生状況】

点検口から天井裏の調査を行っている際、高さが足りなかったことから、脚立を一段上がろうとして、近くの寸切ボルトをつかんだところ、ボルトが抜け落ちたことから体勢を崩して脚立から地面に墜落した。

【考えられる原因・対策】

昇降に当たって、強度が不確かなものに体重を預けるような作業行動（本件においては、強度が十分でないボルトをつかんで体重を掛ける）をとったこと。

滋賀県内の建設工事現場における 労働災害事例（墜落・トラック）



【発生状況】

現場の片付け作業中、3t トラックの荷台から空バケツを地面に降ろそうとした際に体勢を崩して荷台のアオリに腰部を強打、そのまま地面に転落したもの。

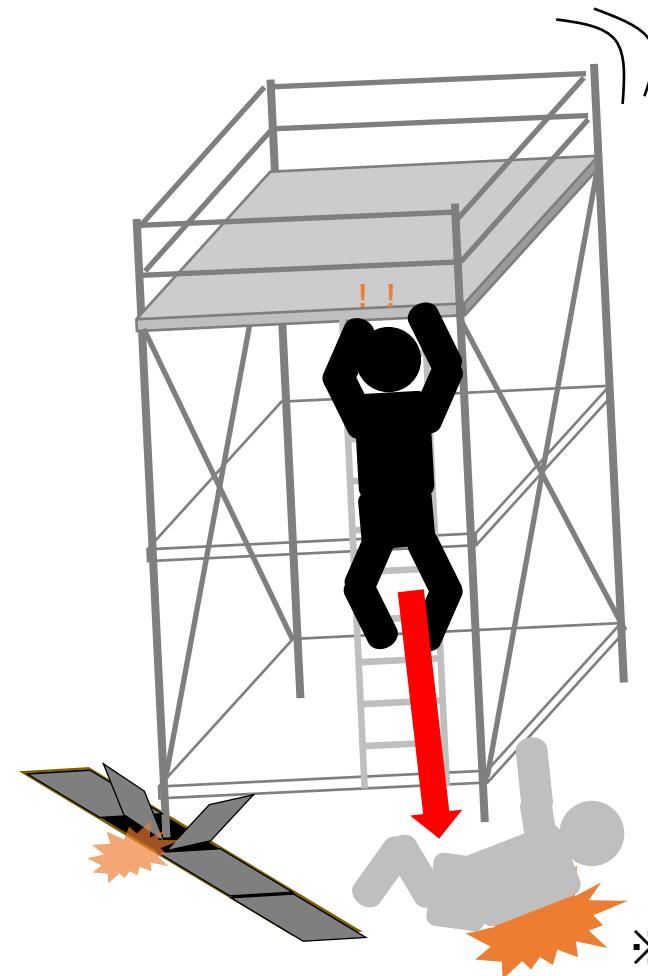
【考えられる原因・対策】

荷台上から単独で荷を降ろそうとしたことが原因と思われる。

2名体制で地上に配置した別労働者に荷を受け渡す、又は、一旦地面に降りた上で荷台の荷を降ろす作業方法を採用することで防止できたものと思料。

※イメージ図

滋賀県内の建設工事現場における 労働災害事例（墜落・仮設物）



【発生状況】

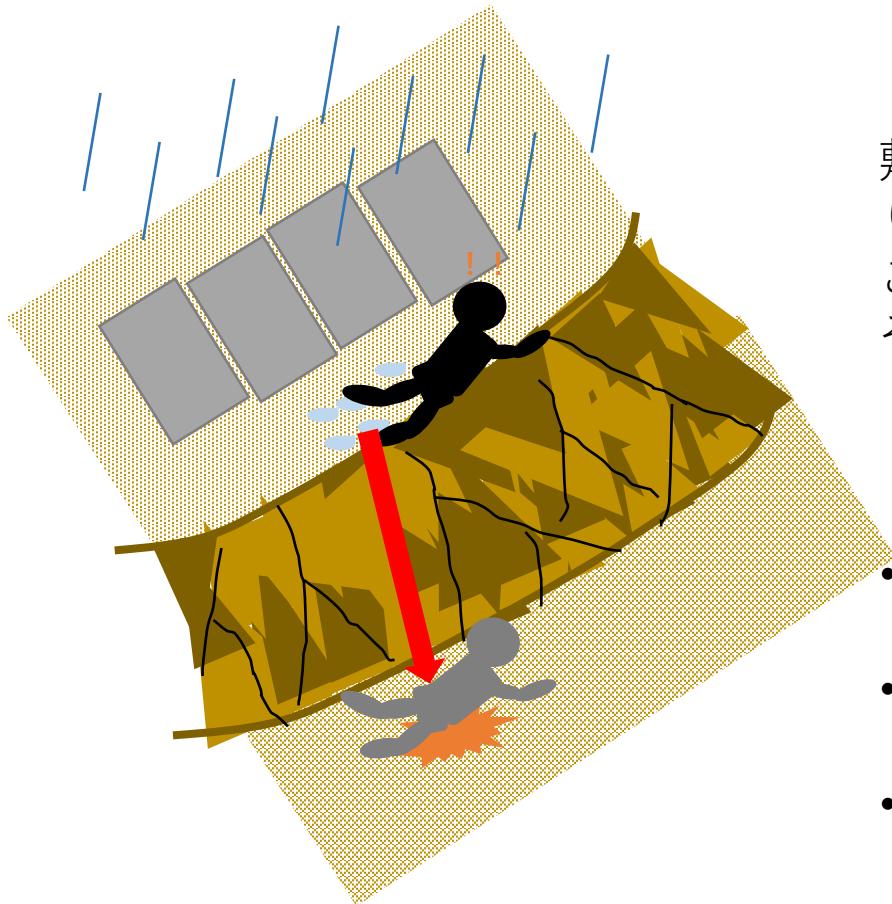
ローリングタワーを支える4輪の内1輪を溝蓋上に置いた状態で昇降中、溝蓋が破損したためにローリングタワーが揺れたことで、体勢を崩して墜落した。

【考えられる原因・対策】

安定した地面等の上にローリングタワーを設置すること。

※イメージ図

滋賀県内の建設工事現場における 労働災害事例（墜落・その他）



【発生状況】

敷き鉄板を移動式クレーンでつり上げる作業中、吊り金具の取り付けのため法肩付近を通行していたところ、降雨により濡れていた地面の石で足を滑らせ、そのまま法面を転げ落ちたもの。

【考えられる原因・対策】

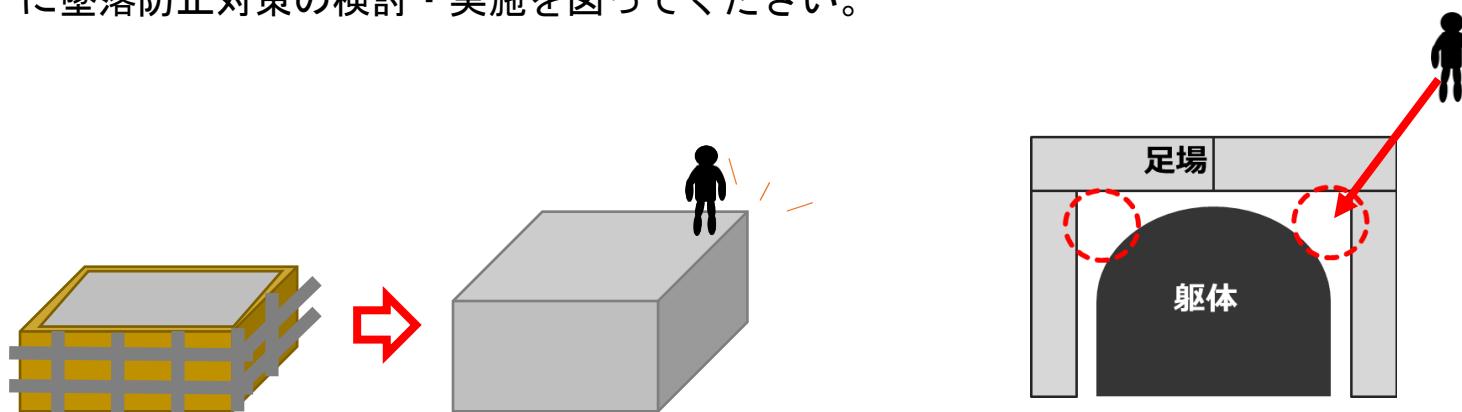
- 法肩付近を立入禁止にする等、墜落・転落の危険性がある場所で作業を行わせていましたこと。
- 現場内で安全に通行することができる通路を設定し、同通路を労働者に確実に使用させること。
- 作業の必要性に応じて、墜落防止用の柵等の設置、親綱を設置して墜落制止用器具を使用させる等、墜落防止のための措置を講ずること。

墜落・転落の危険性を 低減させるために(1)

◆現場の進捗に応じた確実な墜落防止対策の実施

工事の進捗に応じて、現場の状況や作業を行う場所は日々刻々と変わり、新たな墜落危険箇所が発生します。

工事の計画や日々の現場巡視により、新たな墜落危険箇所の特定を行い、速やかに墜落防止対策の検討・実施を図ってください。



【例】工事によって建設された新たな構造物の上部や
掘削・盛土された法面等の上

【例】躯体の形状的な問題で足場と躯体との間隔が
空いている場所の外壁等で作業を行う場合

墜落・転落の危険性を 低減させるために(2)

◆労働者への周知、現場内での表示

実施した墜落防止対策が確実に機能する様に、新規入場者教育での説明、朝礼・打合せ・災害防止協議会開催時の周知、現場内での分かりやすい表示等を行ってください。



墜落・転落の危険性を 低減させるために(3)

◆ 脚立を使う前に

作業前の**10**のチェック事項を確認しましょう。

- 1 脚立は安定した場所に設置している
- 2 開き止めに確実にロックをかけた
- 3 ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- 4 ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 5 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 6 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 7 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 8 作業は2段目以下の踏みさんを使用する（3段目以下がより良い）
- 9 作業は頭の真上でしない
- 10 荷物を持って昇降しない

労働安全衛生規則第528条

【脚立】

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うための必要な面積を有する

高さ2メートル以上での作業時は、
墜落制止用器具の使用も必要です！



●2025年（令和7年）1月1日より、 以下の書類について、電子申請による提出が義務化されます

- 労働者死傷病報告（←報告事項も一部改正されます）
- 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
(↑ストレスチェックのことです)
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

入力支援サービスでは、監督署に提出する届出書類の作成を支援します。

作成した書類は、印刷以外に、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。



ご清聴ありがとうございました

管内の工事等事故の発生状況及び 2024年度事故防止重点対策等の周知

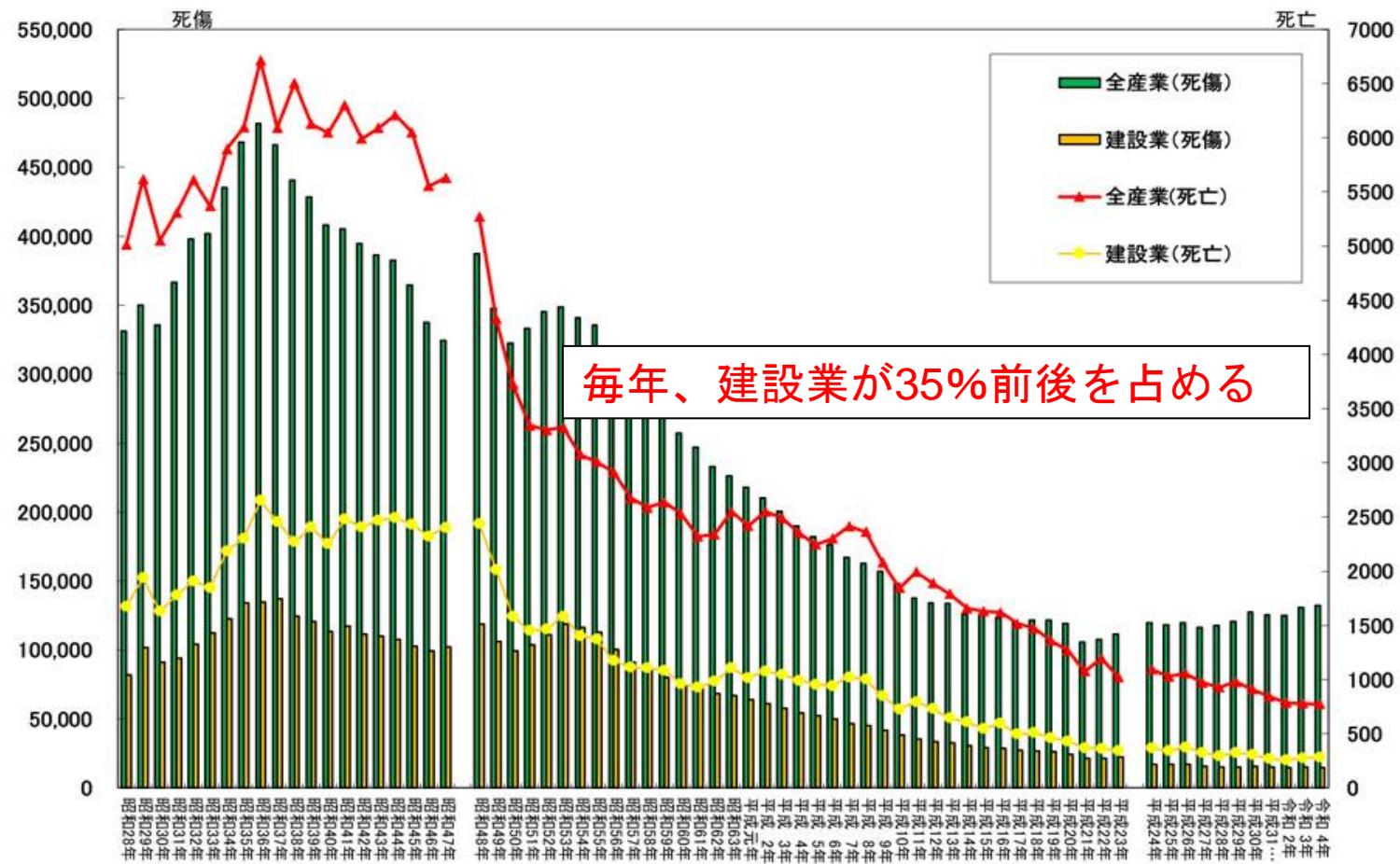
令和6年9月24日

国土交通省 近畿地方整備局
企画部 技術調査課

- (1)全国の労働災害の発生状況
- (2)直轄工事における事故発生状況
- (3)事故事例
- (4)近畿地方整備局の重点事故とその対策
- (5)安全管理の役割
- (6)その他、連絡事項等

(1) 全国の労働災害の発生状況

1)全産業に対する建設業の死傷者数の推移



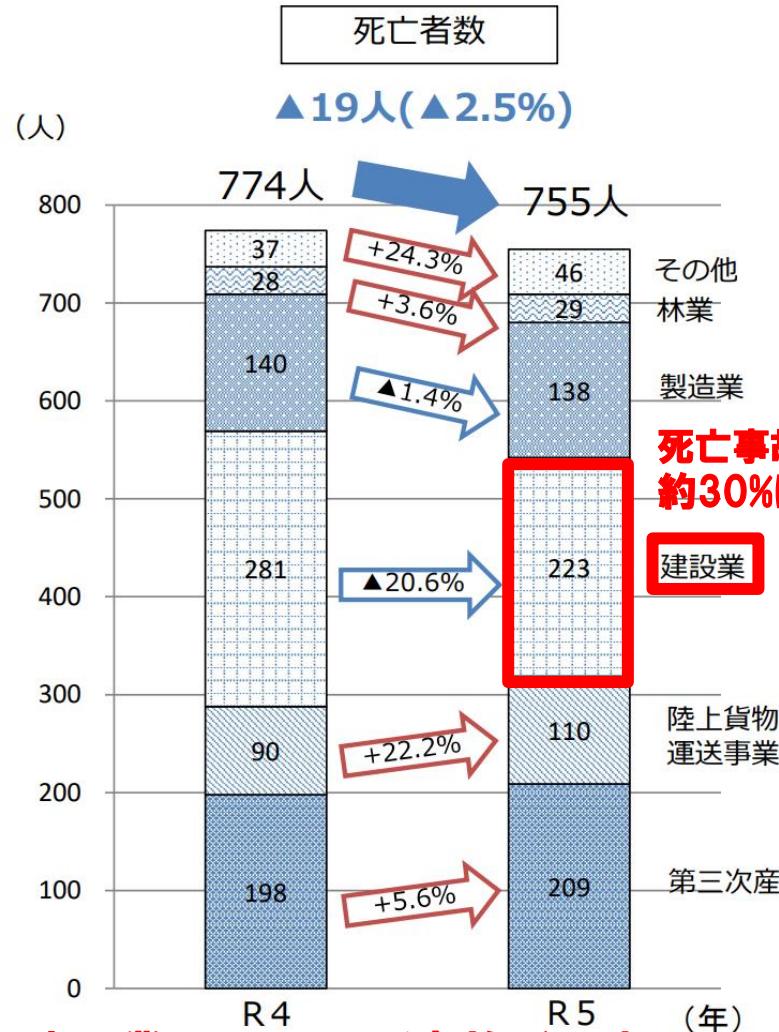
- 昭和47年までの休業8日以上の死傷災害件数については、労働者死傷病報告による。
 - 昭和48年以降平成23年まで休業4日以上の死傷災害件数については、労災給付データによる。
 - 平成24年以降の休業4日以上の死傷災害件数については、労働者死傷病報告による。
 - 死亡災害件数については、「死亡災害報告」による。
 - 平成23年は、東日本大震災を直接の原因とする死傷者を除く。
 - 令和2年・3年は新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。

出典：建設業労働災害防止協会HP(R6.6現在)

(1)全国の労働災害の発生状況

2)令和5年業種別労働災害発生状況 (業種別、確定値)

- 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



※建設業は、ひとたび事故が発生すると、死亡事故につながりやすい。

出典：死亡災害報告

出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

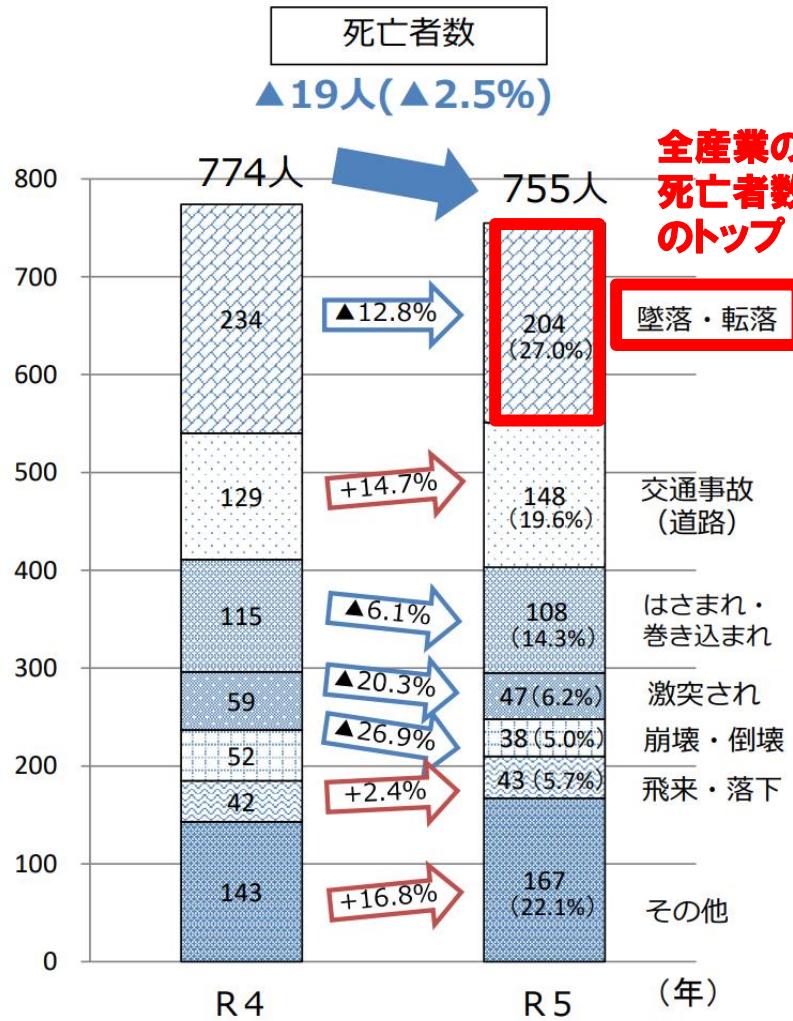
出典：厚生労働省HP

(1)全国の労働災害の発生状況

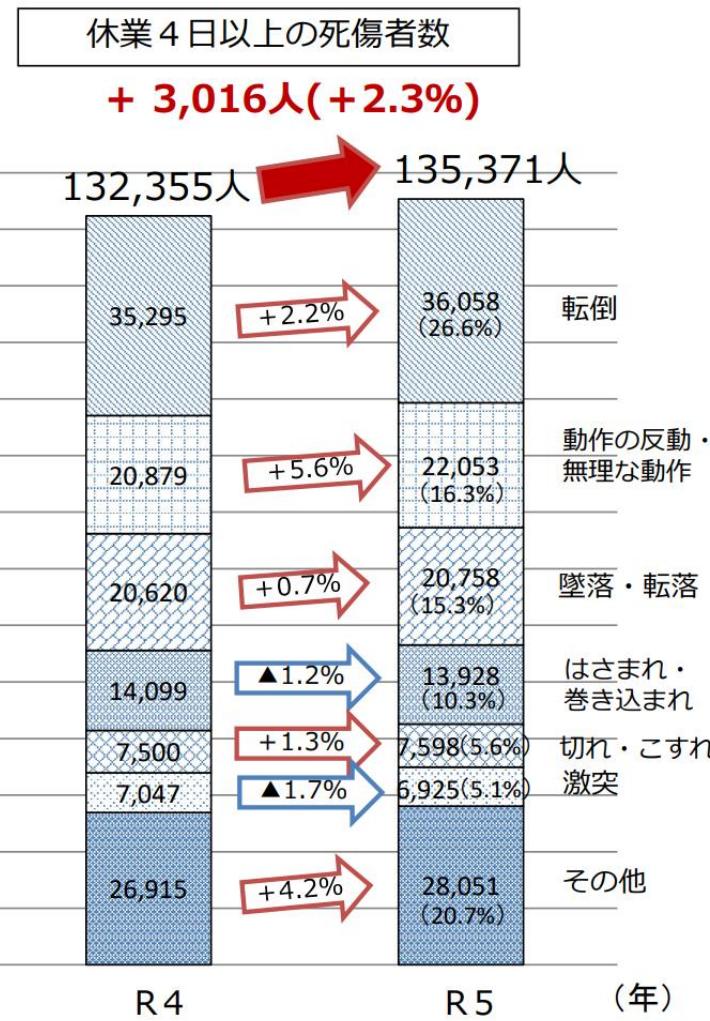
3)令和5年事故の型別労働災害発生状況全産業

(確定値)

- 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



出典：死亡災害報告

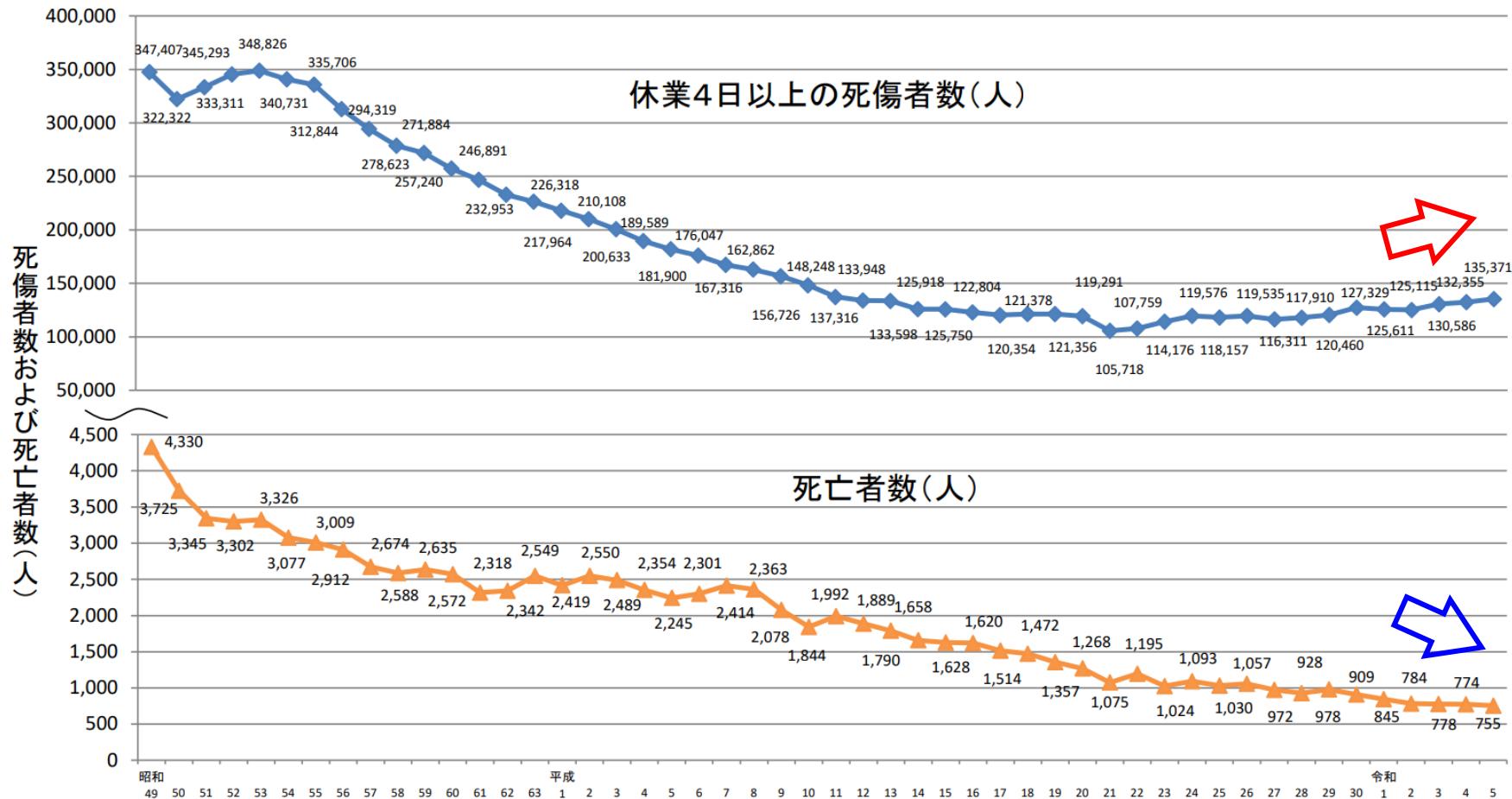


出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除いたもの。

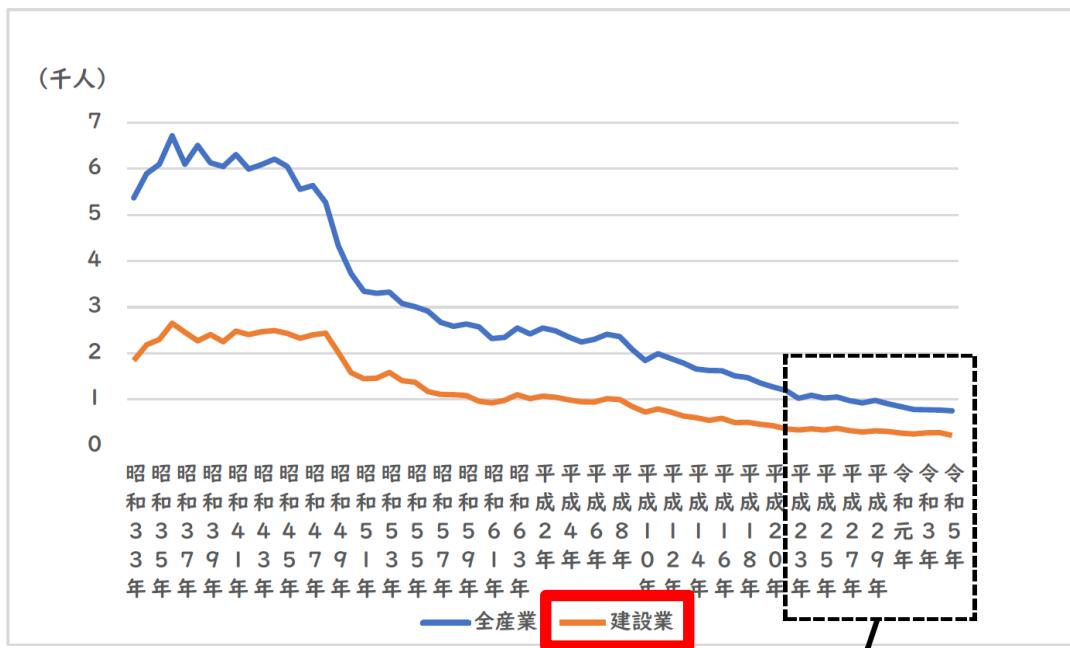
出典：厚生労働省HP

4)全産業における死者数、死傷者数の推移

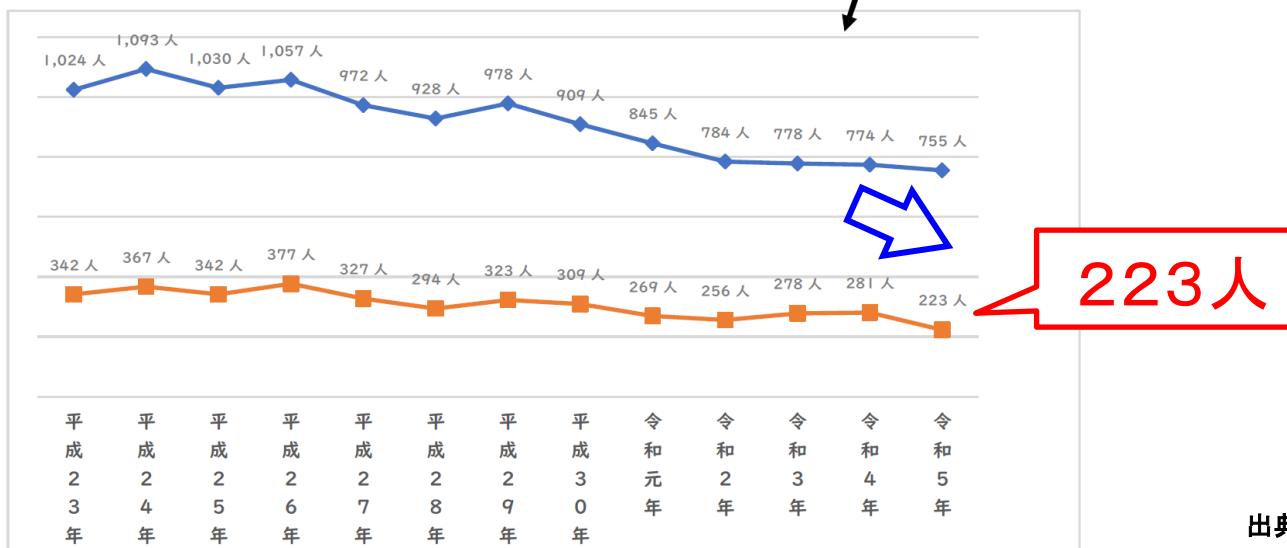


(1)全国の労働災害の発生状況

5)建設業における死亡者数の推移



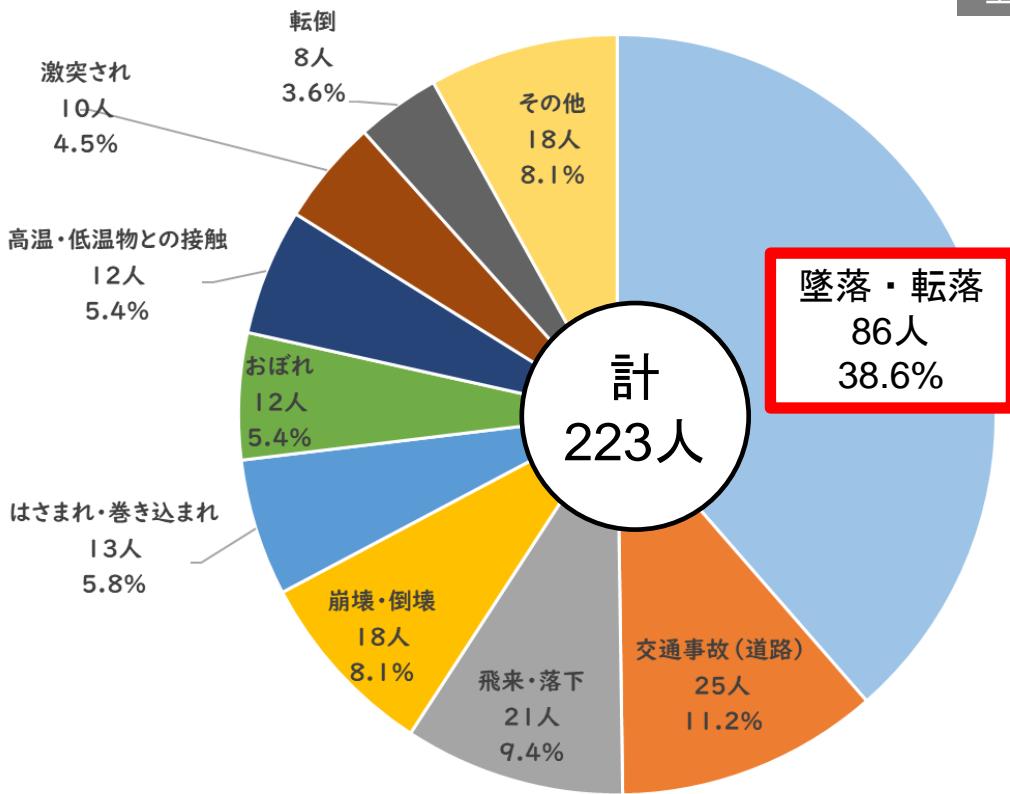
- ・建設業においても死亡者数は長期的に減少傾向にあり、令和5年は過去最少（223人）となった



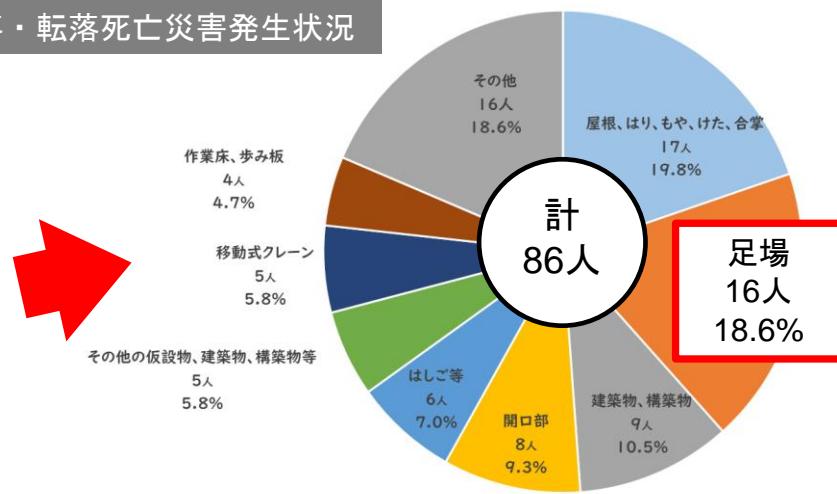
出典：建設業労働災害防止協会HP

(1)全国の労働災害の発生状況

6)令和5年の建設業における型別死亡災害発生状況



墜落・転落死亡災害発生状況



月別死亡災害発生状況



出典：建設業労働災害防止協会HP

- 建設業における死亡事故は、「墜落・転落」が最も多い（約39%）
- 「墜落・転落」のうち、「屋根、はり等」に次いで「足場」からの墜落・転落が多い（約19%）
- 令和5年の月別の死亡事故は、夏季や年末、年度末にかけて多い

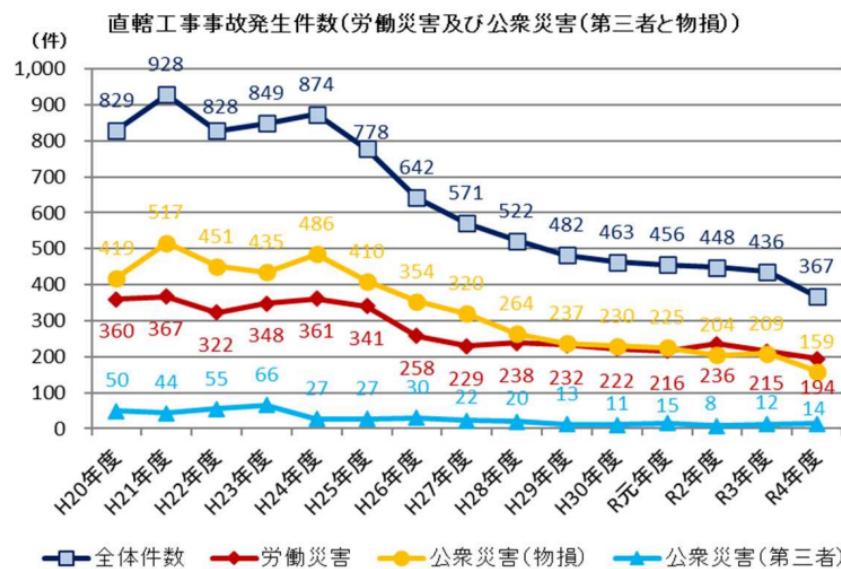
(2)直轄工事における事故発生状況

(2)直轄工事における事故発生状況

1)全国の直轄工事における事故発生状況

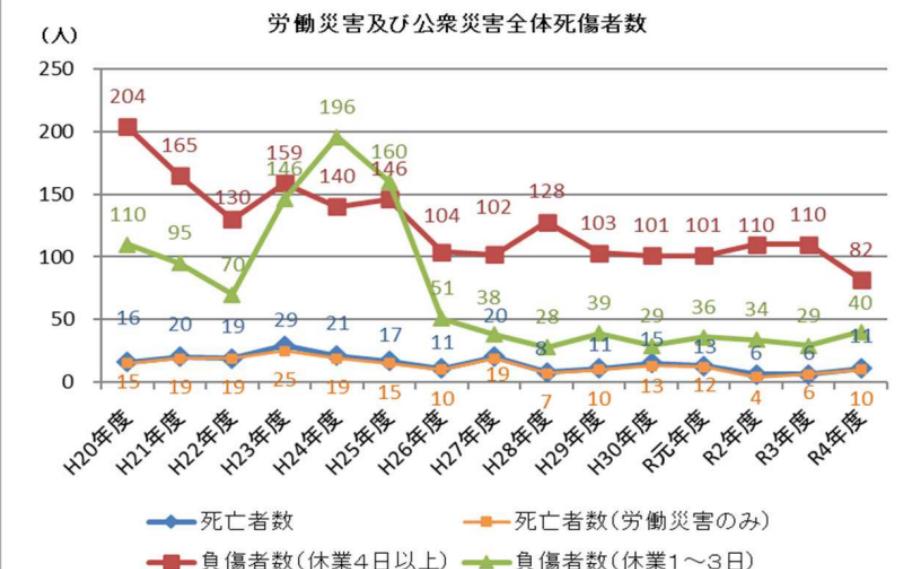
工事事故発生件数(労働災害及び公衆災害)

平成20年度～令和4年度



死傷者数(労働災害及び公衆災害)

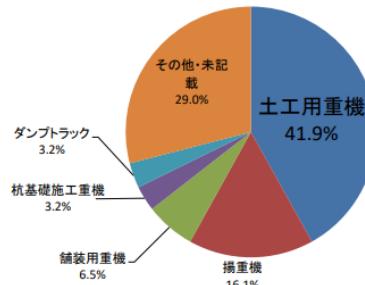
平成20年度～令和4年度



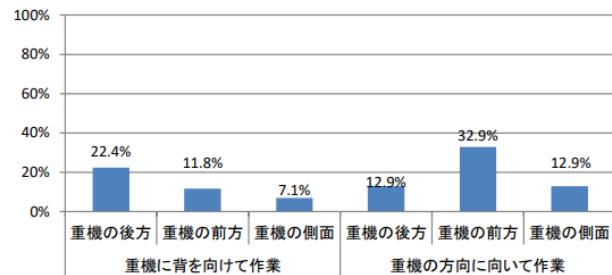
- 令和4年度の労働災害及び公衆災害による事故発生件数は367件であり、数年間連続で減少傾向にある。
- 令和4年度の労働災害の事故発生件数は194件であり、昨年度より21件減少した。
- 令和4年度の公衆災害(物損)の事故発生件数は159件であり、昨年度より50件減少した。
- 令和4年度の労働災害及び公衆災害による死亡者数は11人であり、昨年度より5人増加した。
- 負傷者数(休業4日以上)は82人であり、昨年度から28人減少している。
- 負傷者数(休業1～3日)は40人であり、昨年度より11人増加している。

2)全重機事故のデータ分析

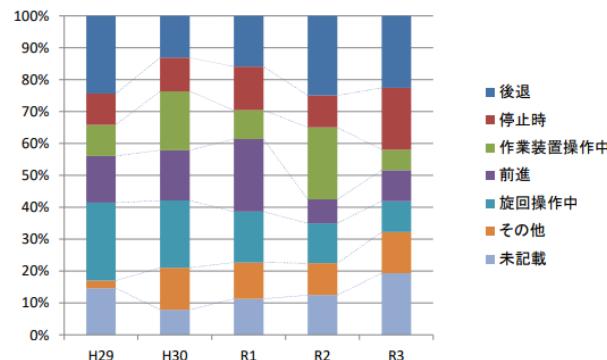
| 重機名称 | 事故件数 (件) | 割合 (%) |
|---------|-------------|-----------|
| 土工用重機 | 13 | 41.9% |
| 揚重機 | 5 | 16.1% |
| 舗装用重機 | 2 | 6.5% |
| 杭基礎施工重機 | 1 | 3.2% |
| ダンプトラック | 1 | 3.2% |
| その他・未記載 | 9 | 29.0% |
| 計 | 31 | 100.0% |



重機の種類別事故発生状況(令和3年度)



被災者と重機の位置関係(平成29年度～令和3年度)



重機の動作状況別の事故件数の推移(平成29年度～令和3年度)

(平成29年度～令和3年度SASデータより)

[重機事故の内訳]

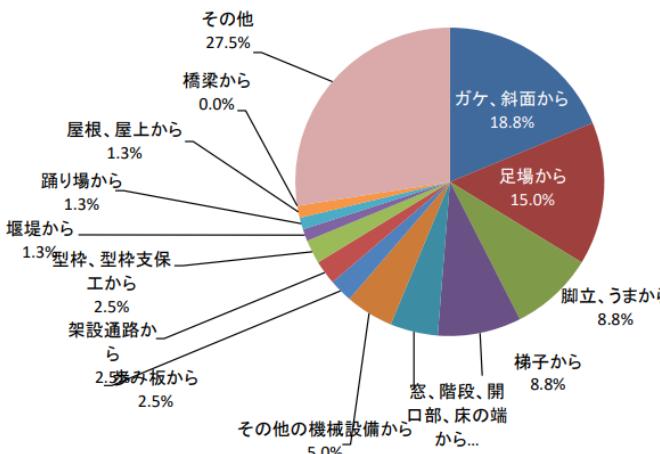
- 土工用重機（バックホウ等）と作業員の接触が41.9%と最も多い（令和3年度）
- 被災者と重機の位置関係は、「重機の側面」よりは「重機の前方」と「重機の後方」での事故が多く、合図・確認の不徹底、誤操作が原因と思われる
- 重機の動作状況別の事故件数の推移において、「旋回操作中」の事故に比べて「後退」や「停止時」の事故発生比率が大きく、増加傾向にある。

[重機事故の対策]

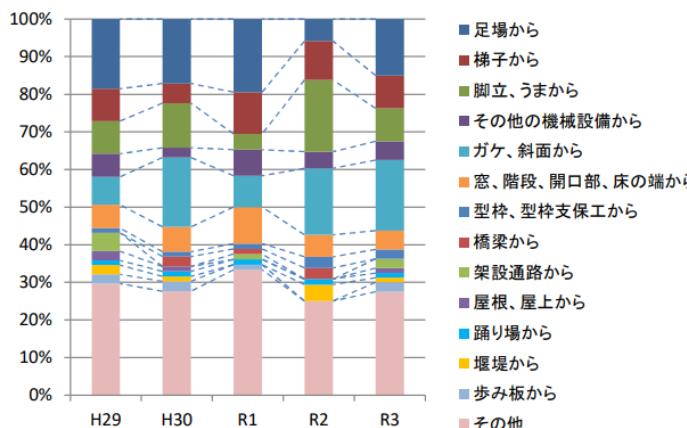
- 重機事故に対しては、「バックホウ」作業の対策を重点的に行う必要がある
- 「安全の見える化・聞こえる化」の推進として作業員への注意喚起やICT技術による接触防止システムの普及推進も重要である。
- 立入禁止措置が実質的に困難な場合は、合図誘導者の配置を徹底する
- 作業員と重機オペレーターのコミュニケーション（声掛け）が重要である。
- 「監視員に他の作業をさせない」を徹底させることも重要である。

3)墜落事故のデータ分析

(平成29年度～令和3年度SASデータより)



墜落事故の場所別発生割合(令和3年度)

墜落事故の場所別事故件数の推移
(平成29年度～令和3年度)

[墜落事故の場所別発生割合の内訳]

- 最も多いのは「**ガケ、斜面から**」であり、次に「足場から」「脚立、うまから」「梯子から」の順番で多い。(R3年度)
- 過去5年間の推移をみると、令和2年度で割合が減少していた「**足場から**」の墜落が今年度では例年通りの割合(20%程度)に再び増加している。
- 「足場から」の墜落事故の保護具使用状況は、「安全帯を装着したが未使用」が56%であり、安全帯を正しく使用していれば防げた事故が多い。(グラフなし)

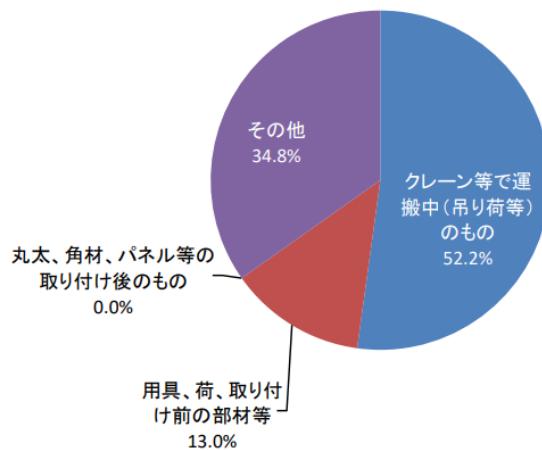
[墜落事故の対策]

- 可搬式作業台で1.5mを超えるものは、手かかり棒、作業床周りに感知バーのあるものを使用する事。
- フルハーネス型安全帯を装着するなどの安衛則の改正への遵守が必要
- 足場上移動時は、2丁掛けを推奨すること。
- フルハーネス型安全帯等を使用する場合には、安全衛生特別教育の受講が必要

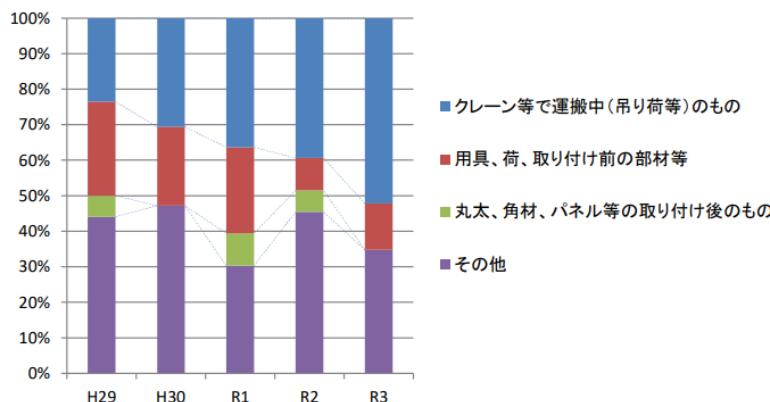
4)飛来・落下事故のデータ分析

(平成29年度～令和3年度SASデータより)

[飛来・落下事故の内訳]



事故種類別の事故発生割合(令和3年度)



事故種類別の事故発生割合の推移(平成29年度～令和3年度)

- 「クレーン等で運搬中(吊り荷等)のもの」が52.2%と最も多くを占める。
- 「用具、荷、取り付け前の部材等」が13.0%と次に多い。
- クレーン等で運搬中(吊り荷等)の間接的な原因として、「吊り荷の下に入る」「上下作業を行っている」「吊り荷が動搖する」「玉掛け作業時」などが想定される。

[飛来・落下事故の対策]

- 吊り荷の落下事故に対する重点的な事故防止対策が必要
- 「吊荷の下に入らない」「上下作業禁止」という基本的な安全対策を強化することが必要
- 吊荷受取側の作業員の被災も多く、安易な近接を抑制する対策が必要（介錯ロープ等を用いて吊り荷が腰より低くなった後に近接する等）

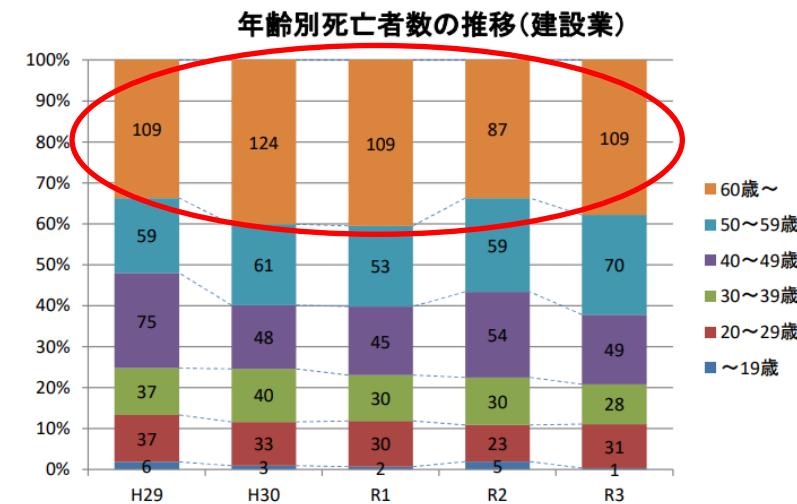
5)年齢別の死傷者数の推移

建設業における年齢階層別死傷者数の推移



(平成29年～令和3年)

建設業における年齢階層別死亡者数の推移



[出典:厚生労働省 労働災害統計「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況(平成29年～令和3年 確定値)]

**死傷者数も、
死亡者数も、
多いのは60歳以上！**

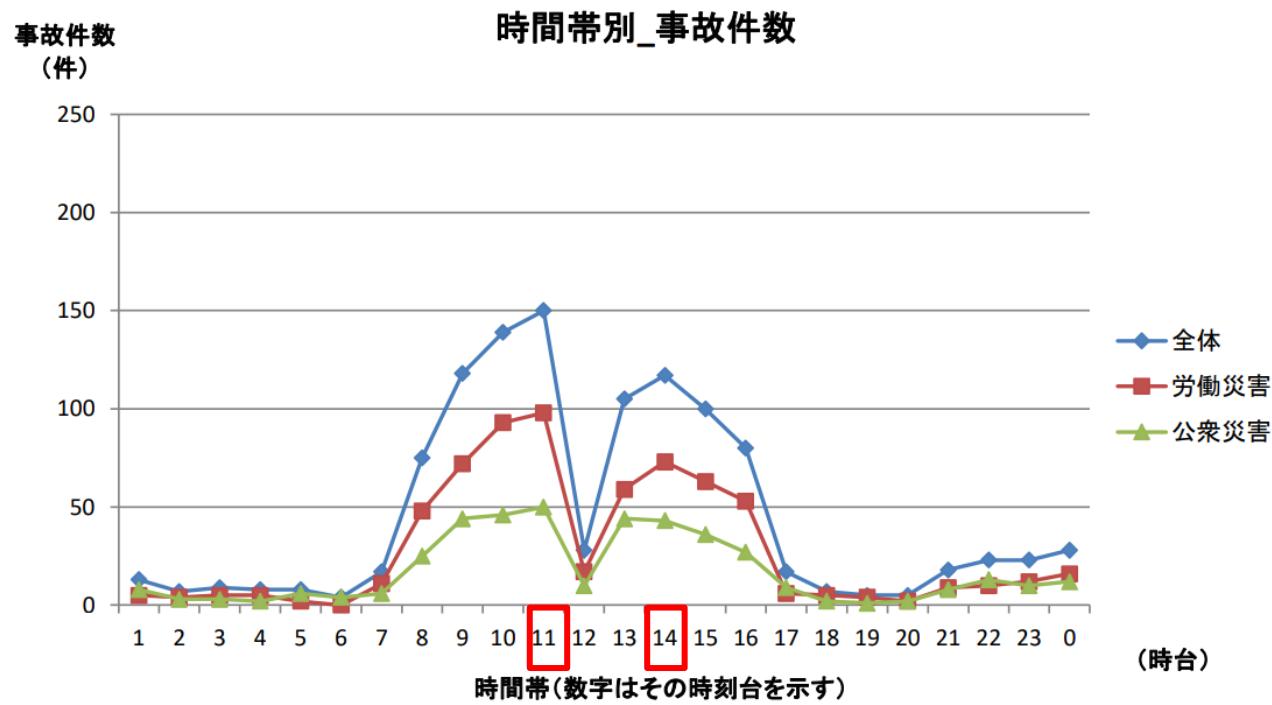
- 過去5年間の年齢別の死傷者数及び死亡者数の推移は以下の通りである
 - ・死傷者数の最多のは60歳以上である。
 - ・10代の死傷者の割合は、就業者数の減少の影響もあるが、近年減少傾向を示している
 - ・死亡者数は年度により異なるが、最も割合が多いのは60歳以上であり、次いで50歳代、40歳代、30歳代の順である



- 一般には年齢が高いと経験が豊富だが体力や俊敏性の衰えが懸念されるため、現場の安全管理体制を充実させ事故を防止する必要がある

6)時間帯別の事故データ分析

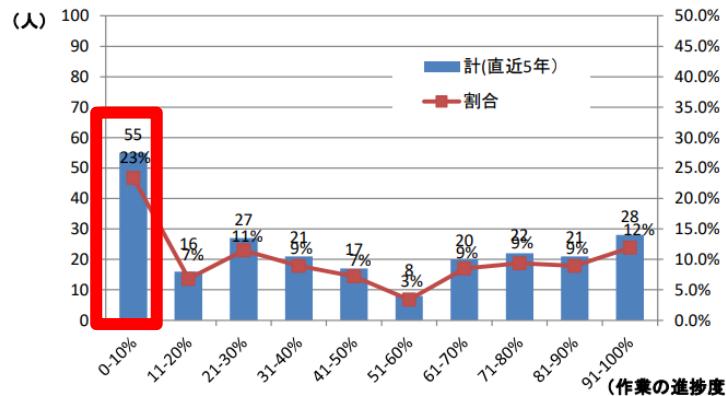
(平成29年度～令和3年度SASデータより)

**[時間帯別の傾向]**

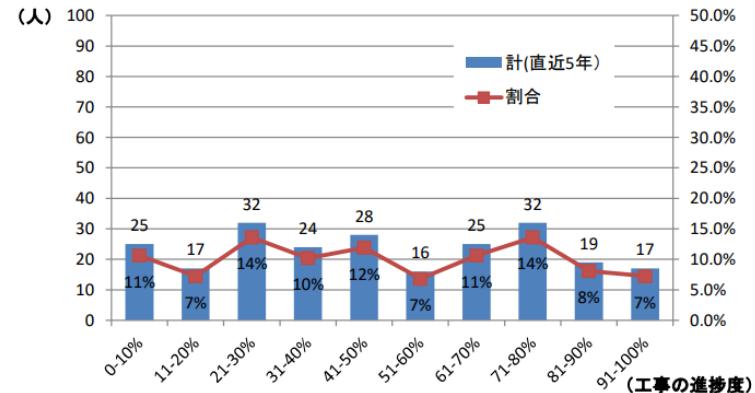
事故が起きる時間帯
昼食の前後の時間帯は要注意！

- 午前、特に11時台に事故発生のピークが出現し、午後は14時台に多くなる
- 上記の傾向は労働災害、公衆災害に共通している
- 夜間作業では、公衆災害で22時に小さなピークが発生する傾向がある

7)作業進捗度別の事故データ分析 (平成29年度～令和3年度SASデータより)



作業進捗度別の事故について
(平成29年度～令和3年度)



工事進捗度別の事故について
(平成29年度～令和3年度)

事故が起きる作業進捗度
新たな作業の初期段階は要注意！

[作業・工事進捗度別の傾向]

【作業進捗度別事故件数】

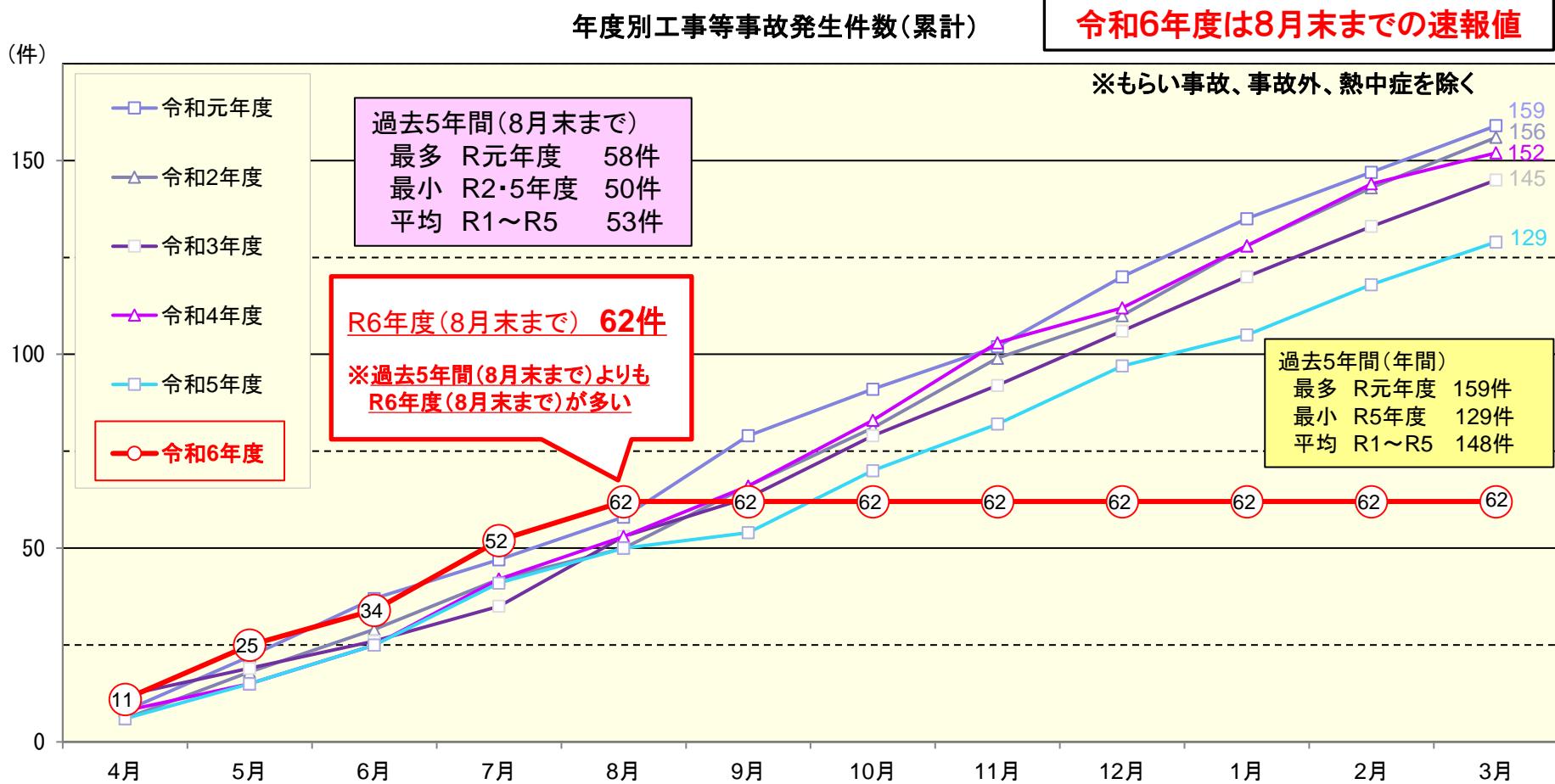
- 作業初期段階(～10%)における事故件数が全体の23%を占めており、飛びぬけて多い

【工事の進捗度別事故件数】

- 工期の着手時(～10%)及び工期末(91～100%)における事故件数が全体件数の約20%を占めている
- 工期中間期(21～30%や41～50%、71～80%)にも発生しやすい波がある

(2)直轄工事における事故発生状況

8)近畿の直轄事工事等の事故発生状況（令和元年度～令和6年度）

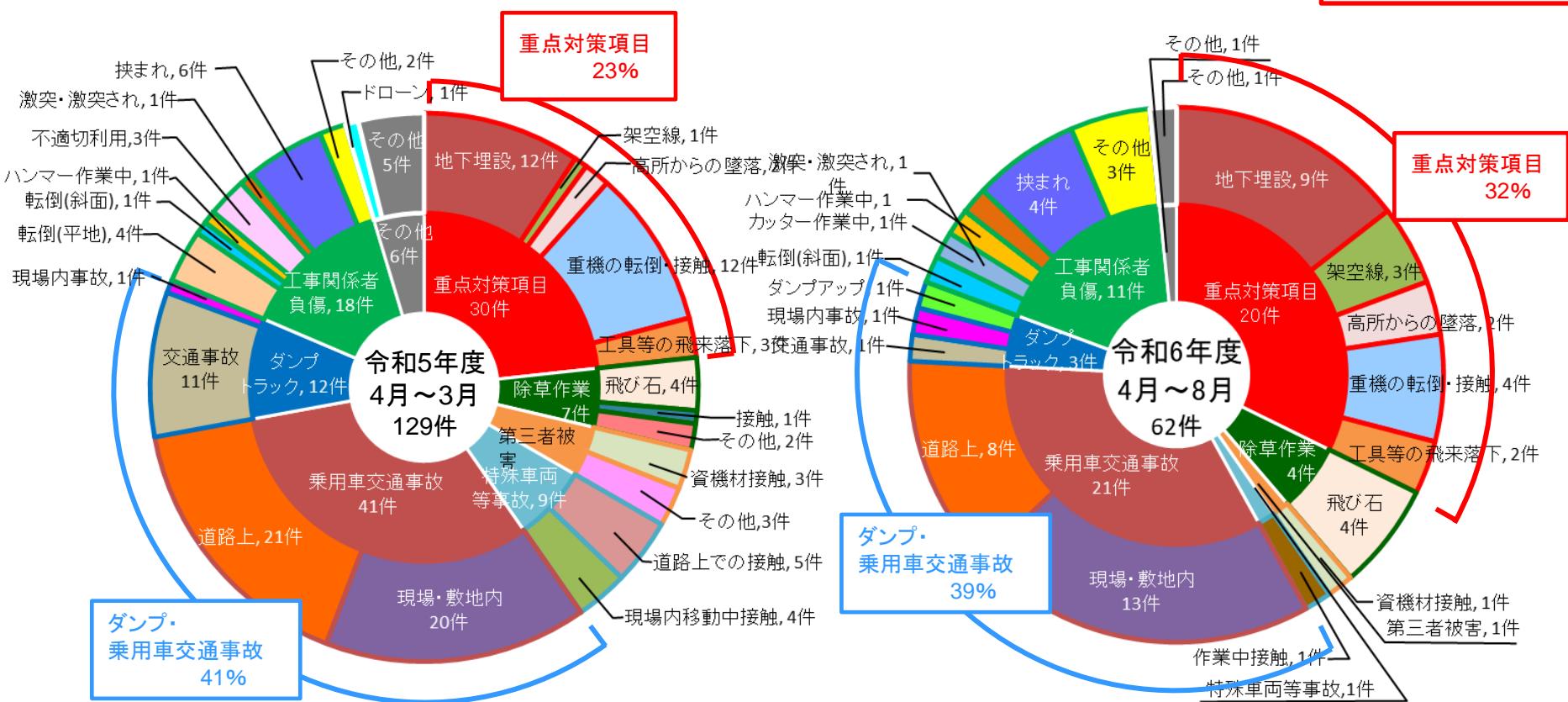


- 過去5年間（令和元年度～令和5年度）の8月末時点における最多事故件数は、令和元年度の58件（過去5年間平均では53件）。
- 令和6年度は8月末時点で62件の事故が発生しており、過去5年間の8月末時点における事故発生件数と比較して最も事故発生が多い状況。

令和6年度はハイペースで事故が発生。
より一層の事故防止に努めてください。

9)近畿の事故の型別(令和5年度と令和6年度の比較)①

8月末までの速報値



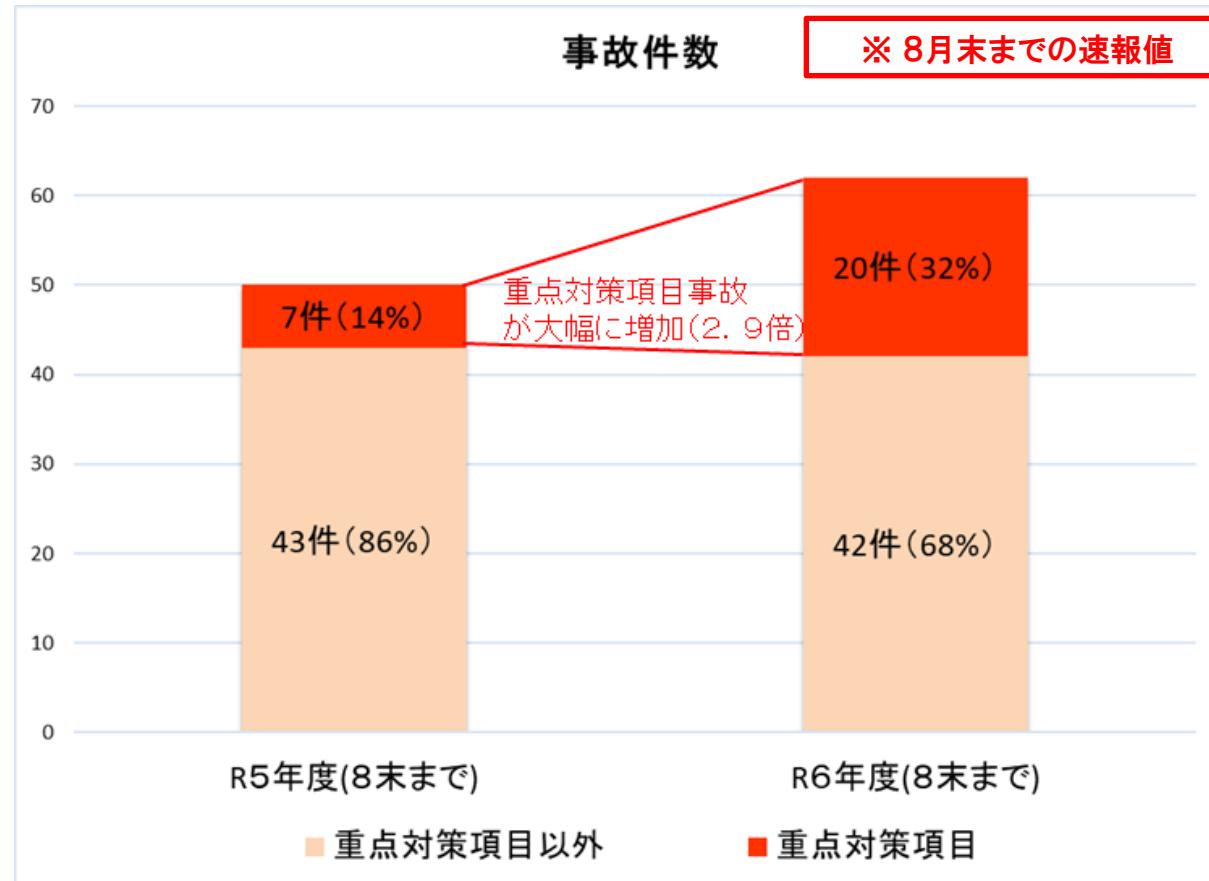
※もらい事故、事故外、熱中症を除く

令和5年度との比較（令和6年度は8月末時点）

- ダンプ・乗用車交通事故の発生割合は同程度 ($41\% \rightarrow 39\%$) で推移
- 重点対策項目事故の発生割合が大きく増加 ($23\% \rightarrow 32\%$)
- うち、地下埋設が顕著に増加 (12件(年間) \rightarrow 9件(8月末))

9)近畿の事故の型別(令和5年度と令和6年度の比較)②

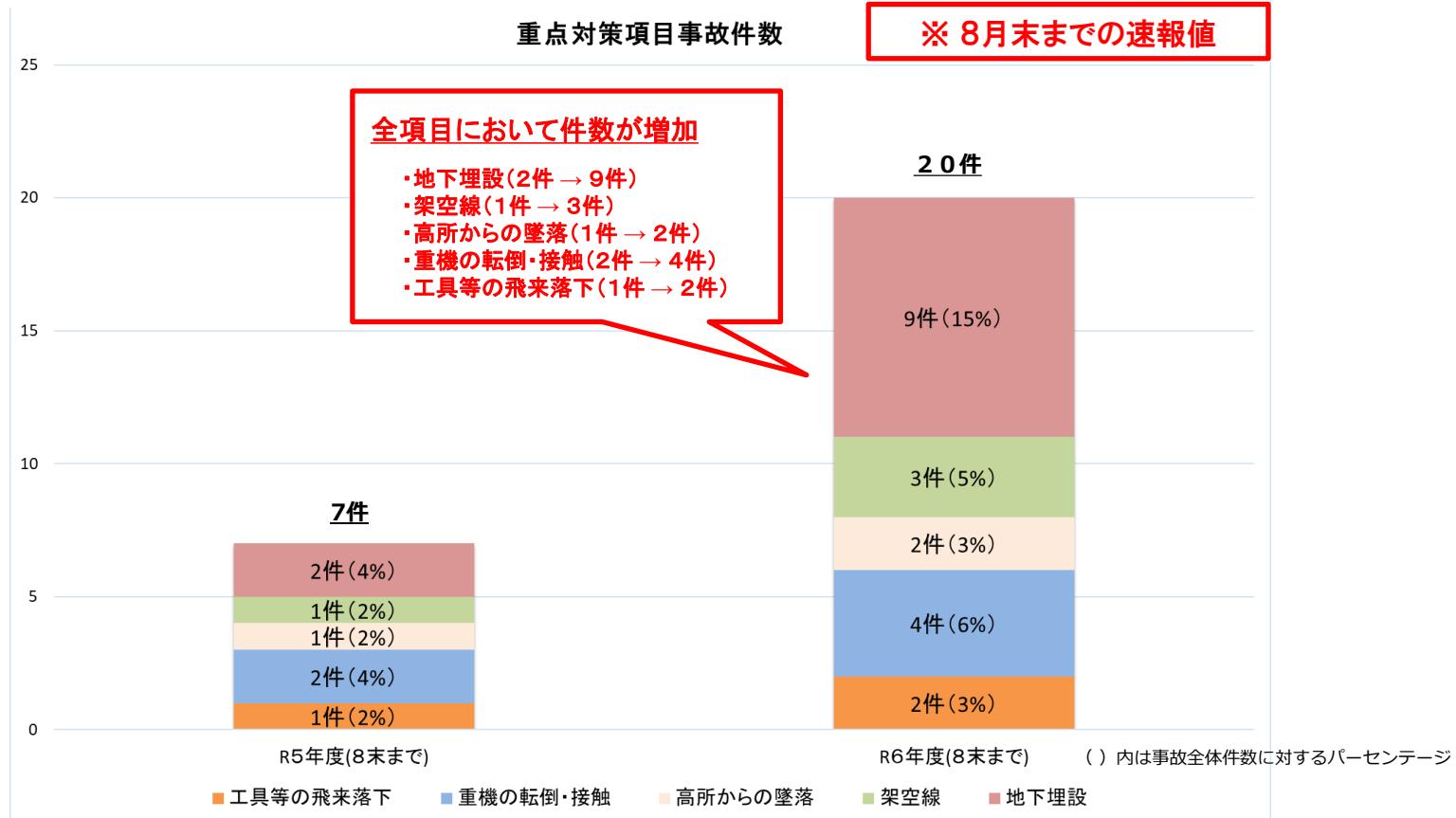
重点対策項目【同月比】



- 重点対策項目の事故件数が13件増加（2.9倍）
- 重点対策以外の事故件数は同程度

9)近畿の事故の型別(令和5年度と令和6年度の比較)③

重点対策項目（内訳）【同月比】



- 全項目（地下埋設、架空線、高所墜落、重機接触、飛来落下）で発生件数が増加
- うち「地下埋設」の事故件数が7件増加（4.5倍）
- 『公衆へ大きな影響を及ぼす事故』及び『死亡等の重大な労働災害』に繋がる重
大事故が発生するリスクが増大

10)令和6年度の近畿管内工事での事故

8月27日に管内で死亡事故が発生

(重点対策項目(資材・仮設材及び工具の飛来落下)の事故)

道路照明灯設置工事における事故概要

令和6年8月27日(火)0時頃、国道171号八王子豊島北地区他道路照明灯設置工事において、照明柱を設置するため、クレーンでつり上げ作業中に照明柱が落下し、作業員が下敷きとなり死亡する事故が発生。

事故状況写真



8月27日 事務連絡

「直轄工事における事故防止対策の徹底について(通知)」

事務連絡
令和6年8月27日

本局関係各課(室)長 殿
各事務所長 殿

企画部 技術調査課長

直轄工事等における事故防止対策の徹底について(通知)

令和6年度7月末現在の直轄工事等(港湾空港関係除く)における事故発生状況を別紙のとおりとりまとめましたので、安全協議会等を通じて各工事現場の指導にご活用いただき、更なる事故防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

7月末現在の事故発生件数は、近年で最も多い状況であり、重点対策項目(5項目)の事故発生件数が前年度より増加しており、本日、資材落下により作業員が巻き込まれる死亡事故が発生しました。各事務所等におかれましては、同種の作業に対する安全確認や指導など、適切に対応をお願いいたします。

事故防止対策の徹底を！！

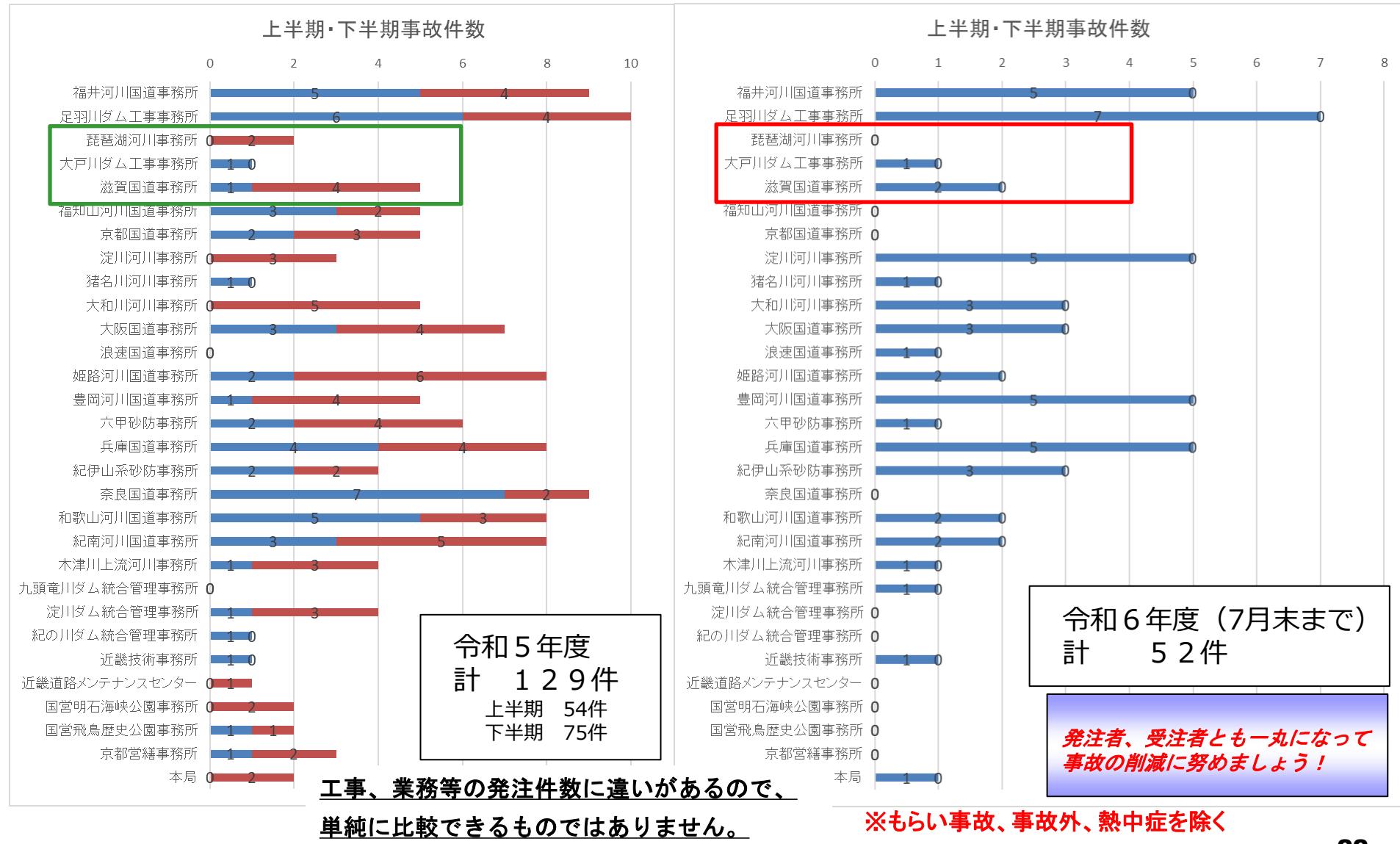
(2)直轄工事における事故発生状況

11)管内事務所別の事故件数(令和5年度と令和6年度の比較)

令和5年度

令和6年度

7月末までの速報値



(3)事故事例

①足場上での撤去作業時に墜落し被災

(負傷事故:休業4日以上)



①日 時：令和4年2月11日（金）

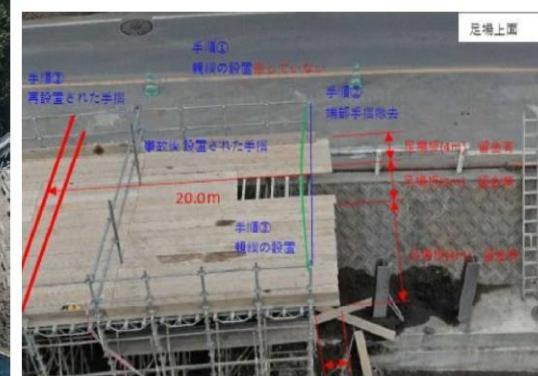
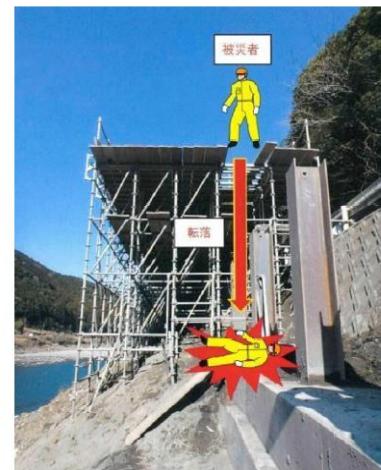
②作業内容：足場上での撤去作業

③事故内容：親綱を張る前の足場上で固定していない足場板に足をかけて墜落

④被害状況：作業員 1名負傷（休業4日以上）

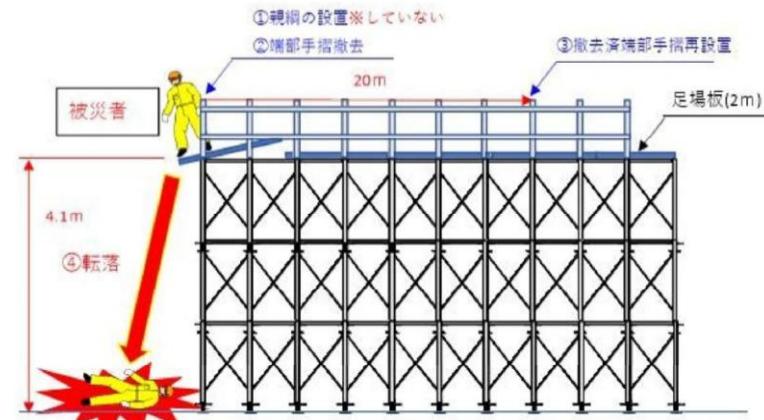
【事故発生状況】

- 被災者は、1人で足場上で撤去の準備をしていた。
- 親綱を張る前だったので ハーネスは装着していたが、フックは掛けていなかった。
- 留め金(固定)をしていない足場板(2m)に足をかけてしまい天秤をくらいたい足場上から転落した。



【事故発生原因】

- 足場の固定がされていなかった。
- 親綱を張る前の作業になってしまい、安全装置が機能していなかった。
- 1人作業になってしまっていた。



②バックホウによる架空線接触事故

(公衆災害(物損事故))



① 日 時：令和4年5月30日（月）

② 作業内容：構造物撤去作業

③ 事故内容：バックホウ移動時にブームを上げた状態で走行し、架空線補助線に接触

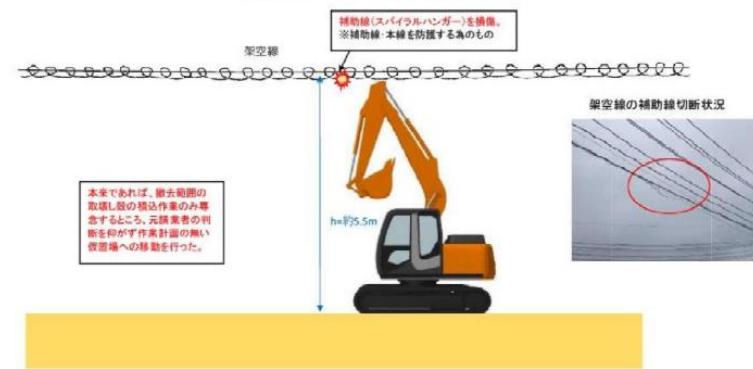
④ 被害状況：物損事故

【事故発生状況】

- 施工ヤード内で構造物撤去作業を行っていたところ仮置場でコンクリート殻が拡散し始めたので積込を行っていたバックホウが仮置場に移動、仮置場から施工ヤードに戻る際、ブームを上げたままの状態で走行し、架空線補助線(地上約5.5m)へ接触。

【事故発生原因】

- 作業打合せで確認した作業とは違う、予定外行動であった。
- 作業打合せ時に現場作業における指導の徹底が不足していた。
- 架空線に対する注意喚起表示(看板・旗)等の措置を行っていなかった。



③吊荷のブロックが落下し被災

① 日 時：令和4年2月28日（月）

② 作業内容：ブロック設置作業

③ 事故内容：被災者が吊荷の下に入ってしまい、ブロックが落下し被災

④ 被害状況：作業員 1名負傷（休業4日以上）

【全国の事故 飛来落下事故・労働災害】 (負傷事故:休業4日以上)



【事故発生状況】

- ブロック設置作業は、25tクレーンオペレーター1名、玉掛け作業者1名、法面下でブロック受取る石工2名の計4名で実施。
- ブロックに玉掛けをした後、クレーンオペレーターに合図を送り、旋回し始めた。被災者は吊荷がまだ頭上にあるにもかかわらず前方に落ちているゴミを回収しようと吊荷の下に入ってしまい、そこに吊荷のブロックが落下し被災。

【事故発生原因】

- 作業手順書では、4点吊りとしていたが、手間を省くため2点吊りで作業していた。
- 被災者は、旋回内の立入禁止措置を無視して吊荷の下に入ってしまった。
- 玉掛け、合図を被災者が1人で行っていた。



④ダンプトラック走行時に発生した事故

【近畿】

| | | | | |
|-------|-------|---------------|----|----|
| 工事関係者 | 事故発生日 | 令和5年1月30日13時頃 | 天候 | 曇り |
|-------|-------|---------------|----|----|

事故概要

- 建設発生土を運搬中、登坂車線にて車両が横転。
- 【被害程度】運転手死亡



主な事故発生要因

- 考えごとやよそ見等により車両が路肩に寄っていることに気づくのに遅れ、側溝に落ちるのを回避するために急ハンドルを切ったことで車両の制御が効かなくなった。（推測）

再発防止対策（案）

- 全作業員に対し特別安全教育を実施し、交通ルール遵守の徹底・運転前点検の徹底の再周知を行う。
- 朝礼時に全員の体温確認、目視での体調確認、血圧測定実施確認、アルコールチェックの実施を行う。
- 体調不良があれば作業途中でも報告・確認できる職場づくりを徹底する。

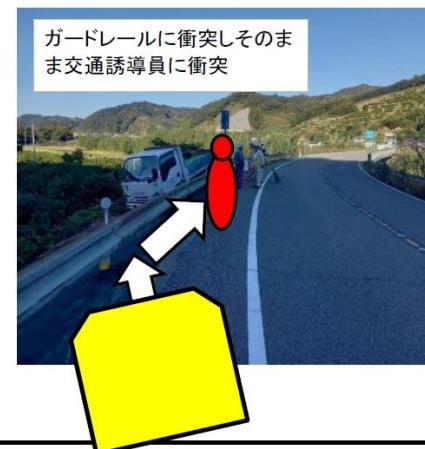
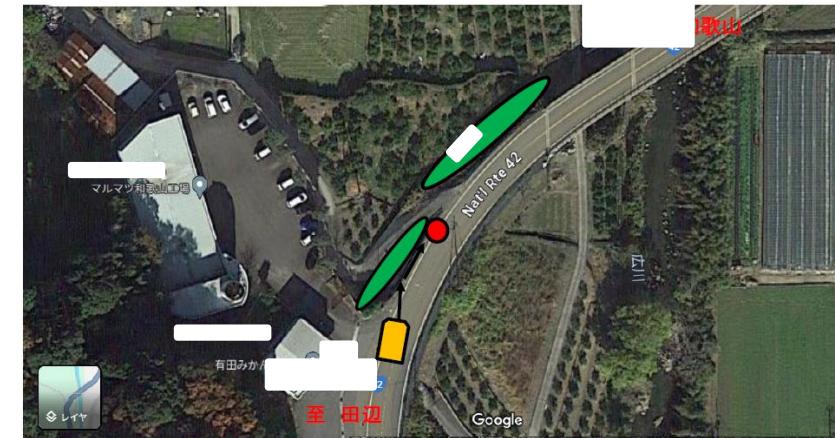
⑤交通誘導員のもらい事故（事故外）

【近畿】

| | | | | | |
|------|---|-------|-------------------|----|---|
| 事故種類 | もらい事故 | 事故発生日 | 令和5年11月21日 13:10頃 | 天候 | 晴 |
| 事故概要 | <p>●路肩規制で除草作業を行っていたところ、下り線を走行してきた第三者車両に交通誘導員がはねられ、ドクターヘリで搬送されたが、死亡が確認された。</p> <p>【事故原因】 第三者車両の居眠り</p> <p>【被害程度】 交通誘導員死亡</p> | | | | |

事故概要説明図

状況写真

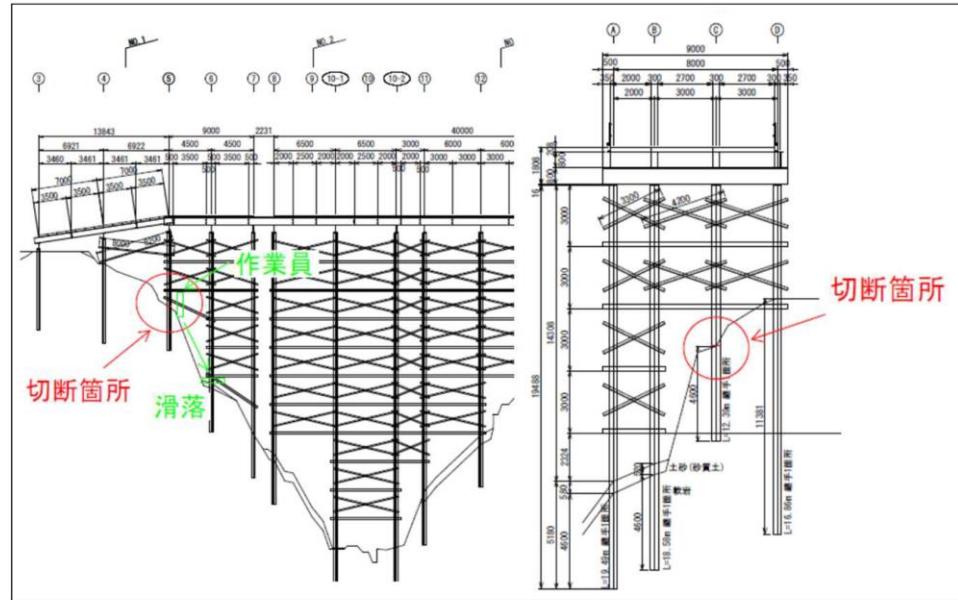


⑥作業員の滑落事故

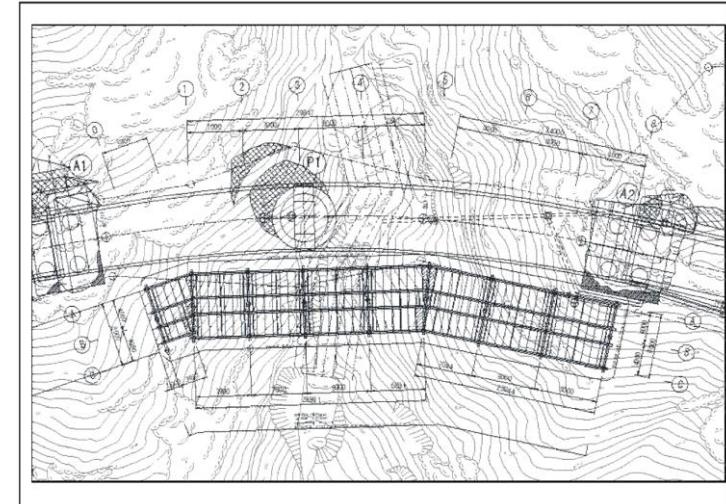
【近畿】



| 事故種類 | 工事関係者 | 事故発生日 | 令和5年5月18日 11:25頃 | 天候 | 晴 |
|------|---|-------|------------------|----|---|
| 事故概要 | <p>●作業員が仮桟橋の支持杭を切断している際、法面から滑落したもの。</p> <p>【事故原因】作業手順書には「高所用ロープ等を使用して、滑落しない措置を取る事」を記載していたものの、作業員（2次下請）に墜落制止用器具を使用させていなかった。</p> <p>【被害程度】胸部打撲傷、左肘部裂傷（骨折等無し、3日後に完治）</p> | | | | |



平面図



事故状況写真





⑦作業員が仮設材に挟まれる事故

【近畿】

| | | | |
|------|---|-------------------------|---------|
| 事故種類 | 工事関係者 | 事故発生日 令和5年6月7日 8:35頃 | 天候 晴 |
| 事故概要 | <p>●H鋼をクレーンで吊っていた際、仮置きしていたH鋼に接触しドミノ倒しとなり、作業員の足が挟まれた。</p> <p>【被害程度】作業員は両足開放骨折など（全治3ヶ月、重傷）</p> | | |



主な事故発生要因

- H鋼の転倒防止対策が講じられていなかった。
- 作業員が独自の判断で作業変更を行い、決められた作業以外を行っていた。
- 吊り荷の作業半径に入り、H鋼に座りながら作業をしていた。

再発防止対策（案）

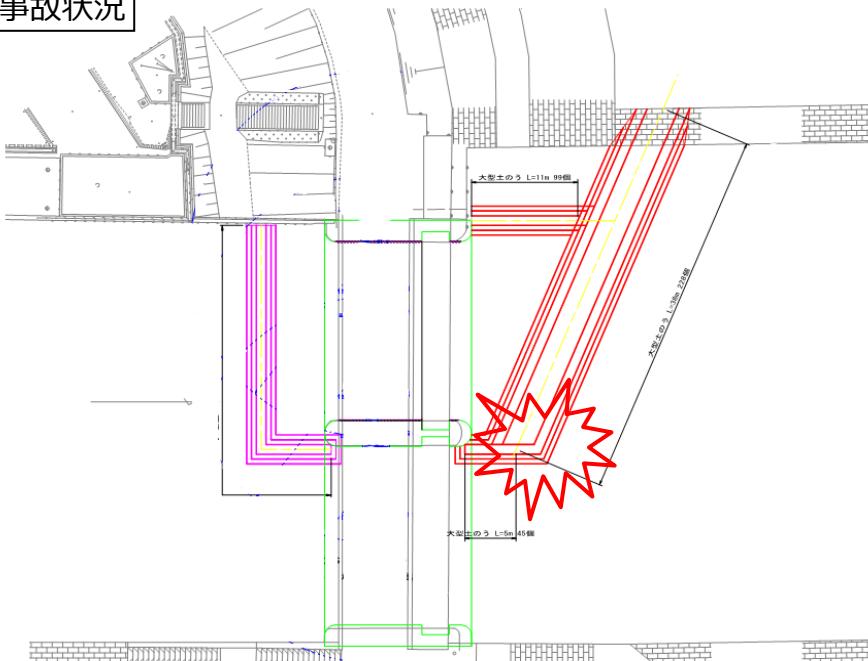
- 仮置きをする際は、資材等の重心を考慮した方法とする。
- 作業員毎に役割を整理し、腕章を付けて明確化する。
- 計画と相違した事象が発生した場合は、作業を一旦中止する等安全教育の再徹底。

⑧重機による施設等との接触事故

【近畿】

| 事故種類 | 管理施設損害 | 事故発生日 | 令和4年10月29日 10時頃 | 天候 | 晴 |
|------|---|-------|-----------------|----|---|
| 事故概要 | <p>●水門ピア部の耐震補強作業に伴う仮締切堤の事前設置の際、バックホウを用いて大型土のう敷設作業を行っていた。仮締切河岸側のバックホウのキャタピラー（履帯）が沈み込み、河道内（水深約1.5m）に横転した。</p> <p>【被害程度】 バックホウの水没（全損）</p> | | | | |

事故状況



事故状況写真



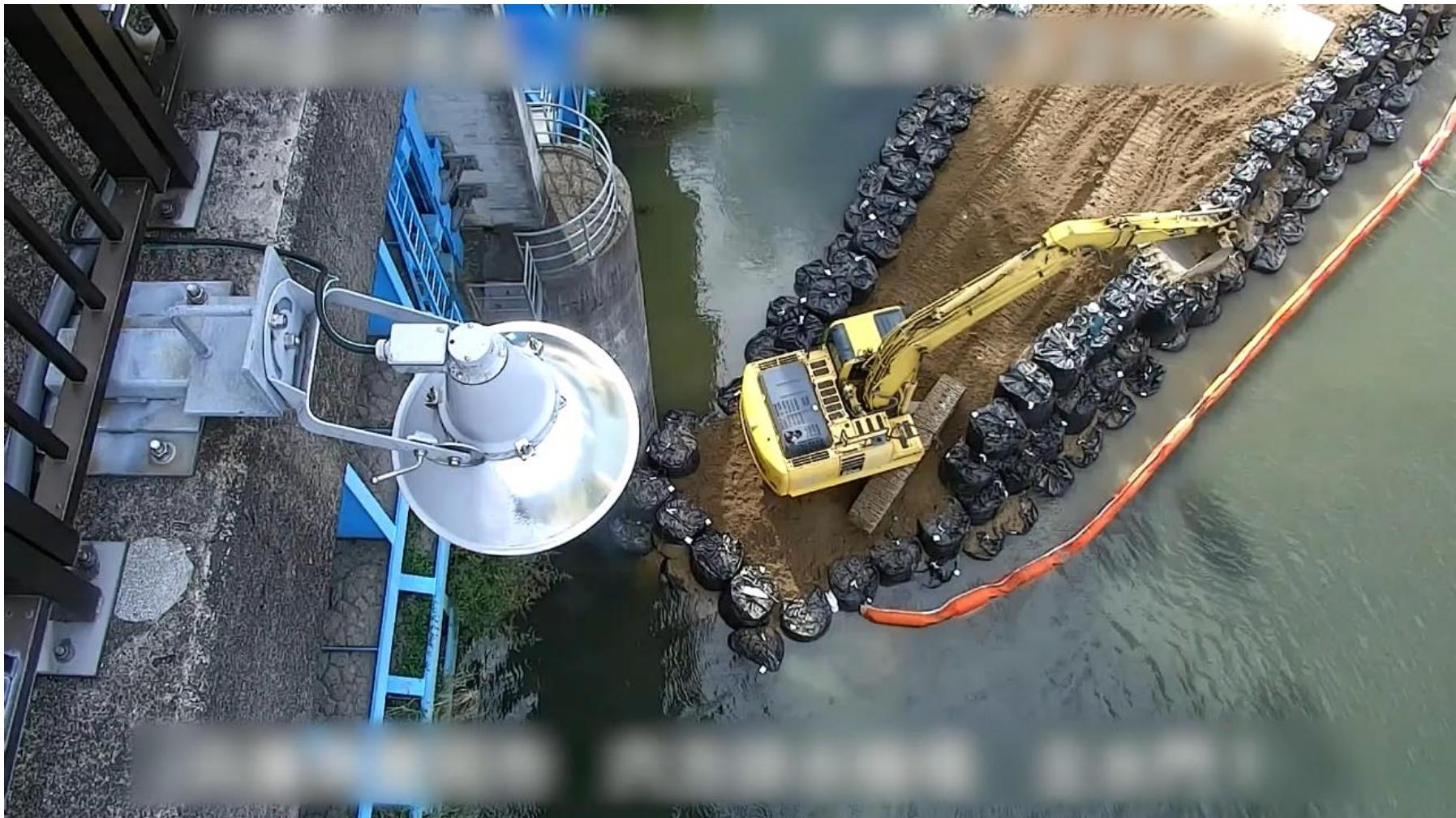
主な事故発生要因

- 仮締切盛土の地耐力確認不足。

再発防止対策（案）

- 作業関係者全員による当日の施工個所の点検を実施する。
- 仮締切堤完成後においても、吸い出し等の影響による強度低下などを確認する。

重機による施設等との接触事故（令和4年度）

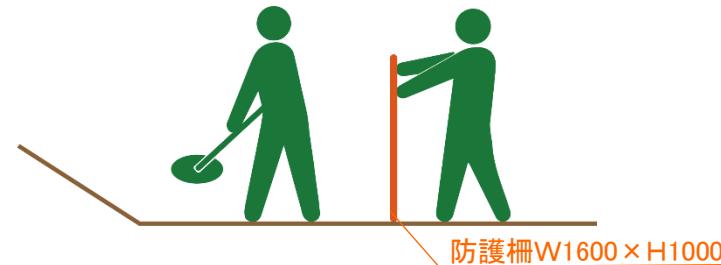
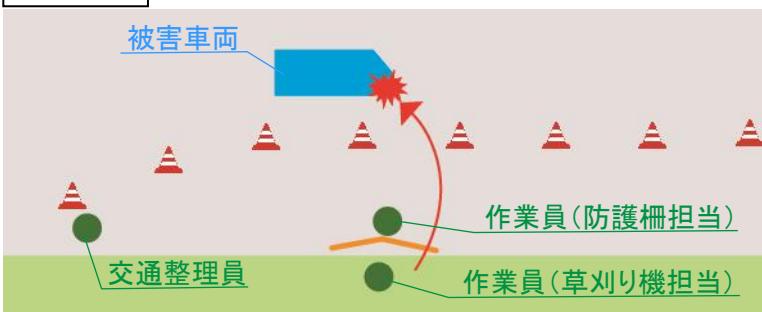


⑨除草作業時の飛び石事故

【近畿】

| | | | | | |
|------|--|-------|----------------|----|---|
| 事故種類 | 第三者損害 | 事故発生日 | 令和4年8月22日 10時頃 | 天候 | 晴 |
| 事故概要 | <p>●電線移設の掘削を行う前に、草刈り機を使用して2人1組で草刈りを行っていたところ、飛び石が一般車両のフロント部分に当り、ガラスにクラックが生じた。</p> <p>【被害程度】 第三者車両のフロントガラスにクラック</p> | | | | |

事故状況



事故状況写真



主な事故発生要因

- 草刈り箇所と飛散防止ネットの距離がネットの大きさに応じた距離となっていたなかった。
- 飛散防止ネットの大きさについて規定があるものではないが、通常使用されるサイズのものと比較して小さかった（一般的な大きさ：W2.7m×H1.8m、今回：W1.6m×H1.0m）。

再発防止対策（案）

- 飛散防止ネットは草刈箇所に近接させて運用する。
- 飛散防止ネットはW2.7m×H1.8mを使用する。
- 草刈機は、減速機構と上下刃回転ハサミ駆動によって飛石の発生を抑えるアタッチメントを使用する。33

⑩規制資材の置き忘れによる事故

【近畿】

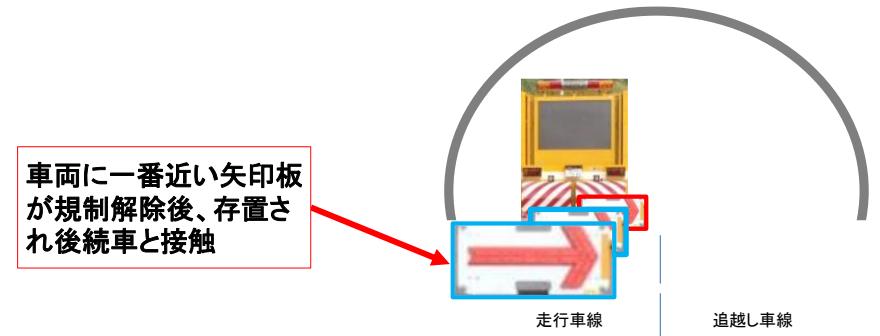
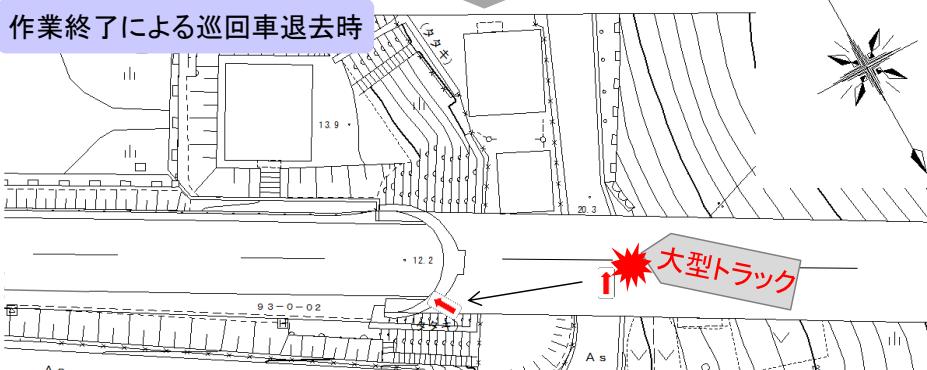
| | | | | | |
|------|--|-------|----------------|----|---|
| 事故種類 | 第三者損害 | 事故発生日 | 令和4年10月1日 23時頃 | 天候 | 晴 |
| 事故概要 | <ul style="list-style-type: none"> バイパスにおいて、ポットホールを緊急補修した際に設置した自発光式矢印板を、作業終了による巡回車退去時に走行車線に残置してしまい、走行車線を通行してきた大型トラックが自発光式矢印板と接触した。 <p>【被害程度】大型トラック前方左側下部バンパー損傷</p> | | | | |

事故状況

緊急路面補修作業時



作業終了による巡回車退去時



事故状況写真



主な事故発生要因

- 退去時の規制資機材の撤去の際、周囲の最終確認がおろそかになった。

再発防止対策（案）

- 助手席の者をリーダーとして、規制解除時に車両周囲を一周して忘れ物がないかの確認を行う。
- 荷台の機材収納箇所の目につきやすい所に、注意喚起表（チェックリスト）を掲示する。

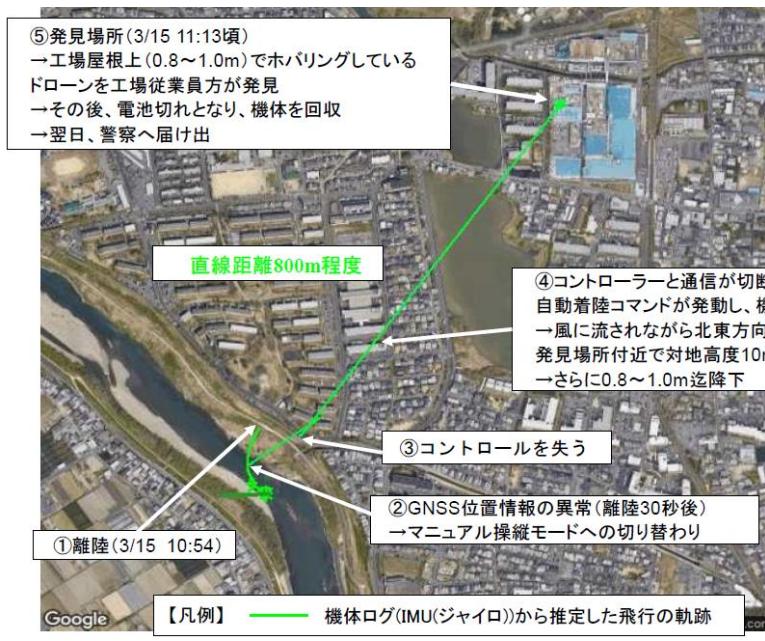
⑪無人航空機(ドローン)の喪失事故

【近畿】

| | | | | |
|-------|-------|----------------|----|----|
| 業務関係者 | 事故発生日 | 令和6年3月15日 11時頃 | 天候 | 曇り |
|-------|-------|----------------|----|----|

事故概要

- 調査のために飛ばしたドローンが離陸後、操縦不能となり、目視不能となって、喪失。約800m離れた工場の屋根上で発見される。
- 【被害程度】人的被害、物的被害なし



主な事故発生要因

- 1回目のフライトで一時的にGNSSに異常が生じていたが、異常の原因を確認するなどの対応を怠り、3回目のフライトで当該事故が発生。（リスク管理が出来ていなかった）

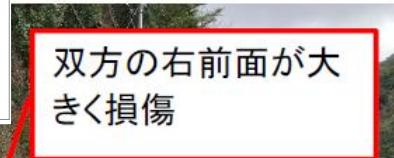
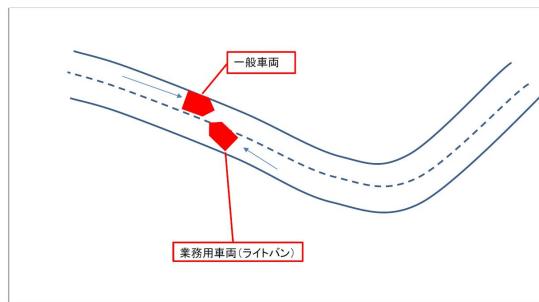
再発防止対策（案）

- 異常が生じた際は、一時的なものと認識せず、点検・修理等の対応を行う。

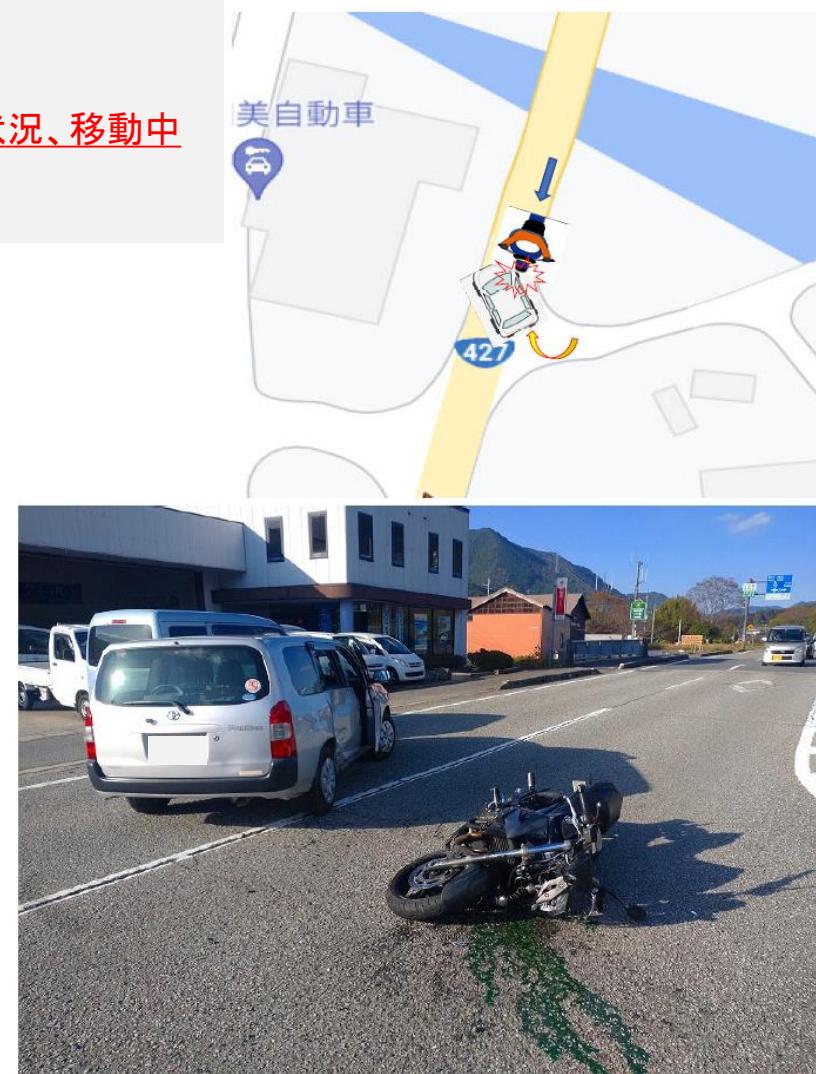
⑫その他 移動中の交通事故

【近畿】

- 令和5年度の「**乗用車の交通事故**」4件増 39件。
- 「**ダンプトラック**」による交通事故は4件増 12件。
- 令和6年度においても、交通事故の発生件数が増えている状況、移動中や通勤時の運転への注意喚起をお願いします。



交通に影響＝社会的損失



(4)近畿地方整備局の重点事故とその対策

(4)近畿地方整備局の重点事故とその対策

令和6年度工事事故防止重点対策（5項目）



①地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

- 作業に先立ち図面や台帳、埋設図などによる事前調査、および埋設管管理者の立会実施を徹底しましょう。
- 地下埋設管は図面に記載されていなかったり、正しく記載されていないことがあるということに留意し、試掘の実施等近接工事の際には慎重に作業しましょう。
- 重機で埋設管近接箇所の作業を行う際は、刃先監視員を配置しましょう。
- 工事関係者に埋設管の位置を周知するため、目印表示やマーキングを行いましょう。



②架空線に対する事故

- 施工前に現地調査し、工事現場、重機回送経路、資材運搬経路の上空施設を確認しましょう。
- 送電線に接近しただけで放電が発生することもあります。工事現場内の配電線を確認したら、防護カバーの取り付けを依頼しましょう。
- ダンプトラックが荷台を上げたまま走行し、架空線を切断したり、橋梁桁に接触する事故が発生しています。走行前には必ず荷台が完全に下りていることを確認しましょう。



③高所作業箇所からの墜落事故

※高所作業とは法面・足場等安衛法に規定する高さ2m以上の作業
※滑落含む。

- 足元の高さ2m以上の箇所で作業をする場合、十分な広さと強度をもった作業床を設け、その作業床の端や開口部等に囲い、手すり、覆い等を設けることが原則です。
- 墜落防止措置を設置、ヘルメット・墜落制止用器具を適切に使用し、作業手順を遵守しましょう。



④資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故

※壁等の倒壊による上方からの落下を含む ※強風による資材などの飛散を含む※UAVの落下を含む

- 工具類は工具袋等に収納し、足場や鉄骨上に放置しないようにしましょう。
- 上方の作業場所では、あらかじめ資材・工具の置場を確保し、仮置きしないようにしましょう。
- 資材が強風で飛ばされないよう、堅固に固定、または重しをしましょう。



⑤重機による施設及び作業員等との接触事故

※施設とは公共施設及び第三者施設をいう（架空線は②に含む）※重機の転倒を含む。

- 重機の作業半径内に立ち入らないよう立入禁止区域を明示し、監視員を配置しましょう。
- 重機の走行路と作業員の歩道を明確に区分しましょう。
- 重機ヘリターは土質変化や作業環境に異常を感じたら、速やかに作業を中止し確認しましょう。

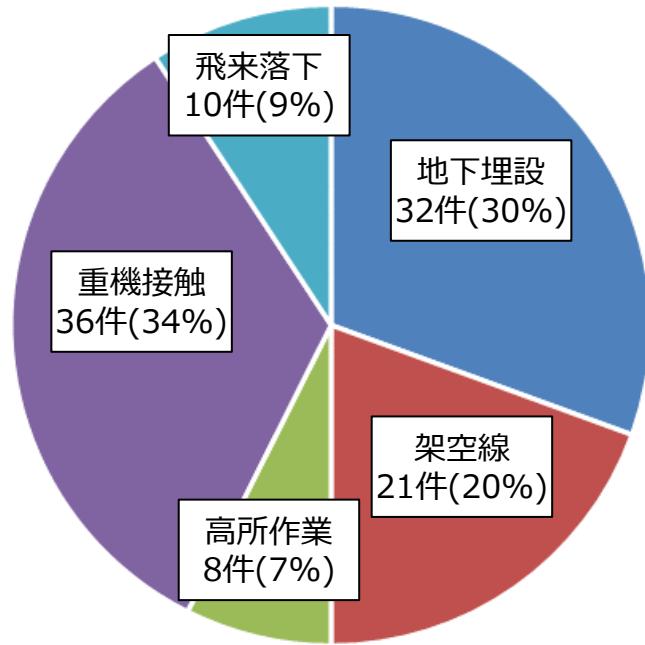
関係者への周知徹底をお願いします！

(4)近畿地方整備局の重点事故とその対策

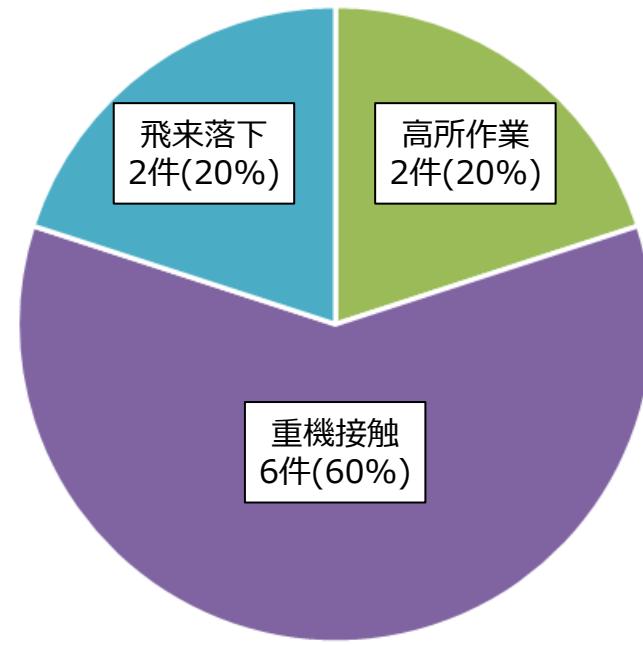
重点事故の件数(令和3年度～令和5年度)

※令和5年度は暫定値、各年度における発生件数は『重点対策項目該当事故』としての集計である。

重点事故件数



うち重篤事故件数

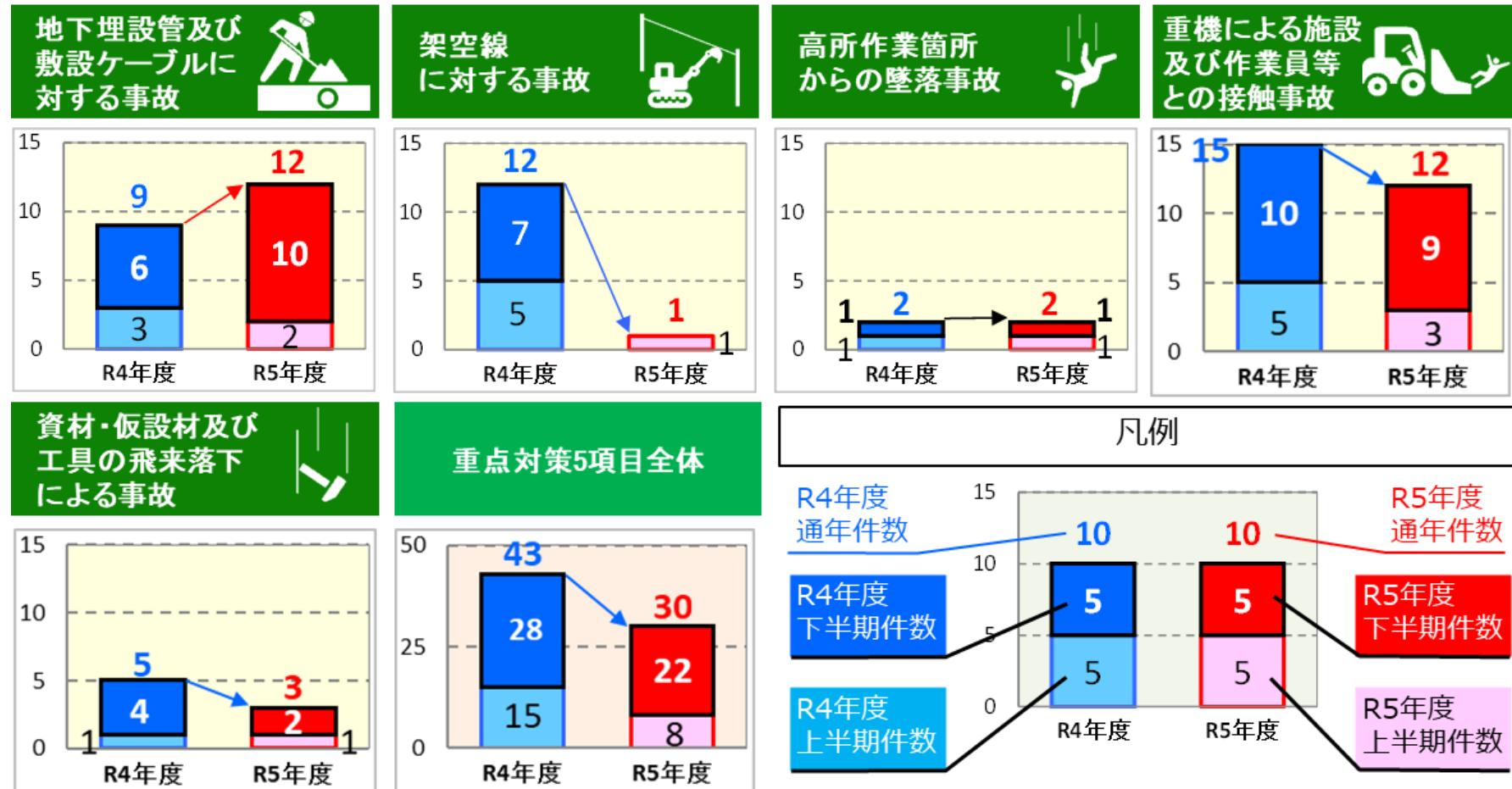


重点対策項目別 ※うち重篤(死亡・重傷・中傷)事故件数【もらい事故を除く】

| 年度 | 地下埋設 | | 架空線 | | 高所作業 | | 重機接触 | | 飛来落下 | | 計 | |
|-------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|
| | | うち重篤 | | うち重篤 | | うち重篤 | | うち重篤 | | うち重篤 | | うち重篤 |
| R3 | 12 | 0 | 8 | 0 | 5 | 1 | 10 | 1 | 3 | 1 | 38 | 3 |
| R4 | 9 | 0 | 12 | 0 | 2 | 1 | 15 | 4 | 5 | 1 | 43 | 6 |
| R5 | 11 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 11 | 1 | 2 | 0 | 26 | 1 |
| R3～R5 | 32 | 0 | 21 | 0 | 8 | 2 | 36 | 6 | 10 | 2 | 107 | 10 |

事故重点対策の事故発生状況（R4-5比較）

令和5年度工事等事故防止重点対策5項目の発生件数(30件)



- R4年度比べてR5年度は、**重点対策事故の件数**は、43件から30件となり**13件減少**。
- 地下埋設管**の事故は、9件から12件となり、**3件増加**。
- 重機接触**の事故は、15件から12件となり**3件減少**しているが、依然、事故件数は**多い**。

令和6年度工事等事故防止重点対策項目と対策



①地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

- 作業に先立ち図面や台帳、埋設図などによる事前調査、および埋設管管理者の立会実施を徹底しましょう。
- 地下埋設管は図面に記載されていなかったり、正しく記載されていないことがあるということに留意し、試掘の実施等近接工事の際には慎重に作業しましょう。
- 重機で埋設管近接箇所の作業を行う際は、刃先監視員を配置しましょう。
- 工事関係者に埋設管の位置を周知するため、目印表示やマーキングを行いましょう。

地下埋設管及び敷設ケーブル事故に対する好事例

埋設管の明示板の設置



埋設管の明示板について、埋設管の設置状況写真を付加した。

埋設管の明示



埋設物の位置を明示して注意喚起した。

地下埋設管及び敷設ケーブル事故に対する好事例

地下埋設物損傷時における被害想定の見える化



損傷時に想定される被害を現場に掲示することで、各作業員に視覚的な把握を可能にした。

架空線・埋設物マップによる見える化



「架空線・埋設物マップ」は新規入場時教育はもちろん、大きく引き伸ばしたもの朝礼看板に掲示し、近傍箇所での作業が予定される時は朝礼後に看板前でKY活動を行った。

令和6年度工事等事故防止重点対策項目と対策



②架空線に対する事故

- 施工前に現地調査し、工事現場、重機回送経路、資材運搬経路の上空施設を確認しましょう。
- 送電線に接近しただけで放電が発生することもあります。工事現場内の配電線を確認したら、防護カバーの取り付けを依頼しましょう。
- ダンプトラックが荷台を上げたまま走行し、架空線を切斷したり、橋梁桁に接触する事故が発生しています。走行前には必ず荷台が完全に下りていることを確認しましょう。

架空線事故に対する好事例

職場のあんぜんサイト
(厚労省)

オペレーター目線での注意喚起



オペレーターの目に付きやすい位置にマグネットを貼ることで、架空線と地下埋設物の両方に注意喚起した。

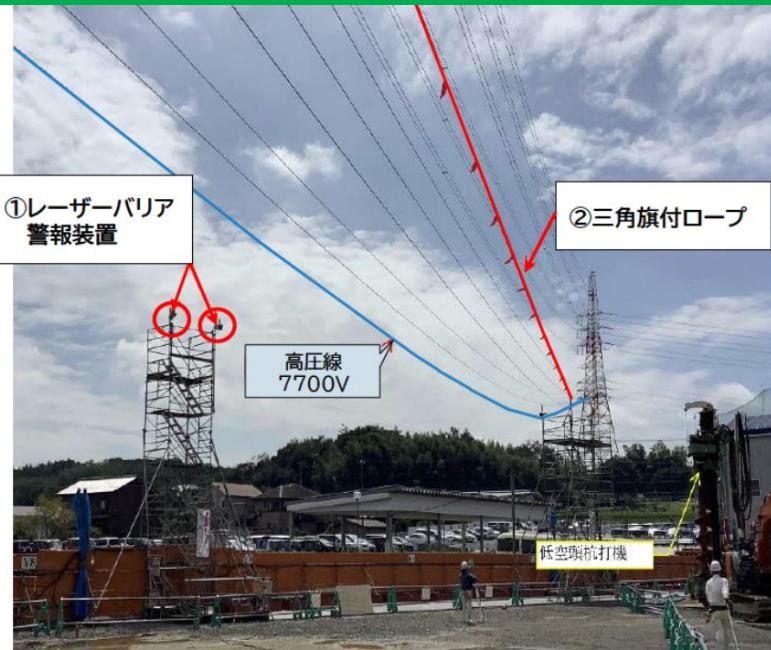
オペレーター目線での注意喚起



「のぼり旗」に加え、カラーコーンに黄旗を差したものと連続配置することで、オペレーター目線での上空架空線に対する注意喚起を行った。

架空線事故に対する好事例

高圧線近接作業 レーザーバリア・警報装置による見える化



※ 警報装置は、工事事務所内にも設置。離れた場所からの「見える・聞こえる化」



- ① レーザーバリア（水平・垂直）・警報装置を設置。
- ② 三角旗付ロープを設置。

クレーン作業半径の見える化



架空線・添架管の影響範囲に、レーザーバリアを設置した。

影響範囲内に、クレーンのブームや吊荷が入ると、回転灯が点灯し警告音が鳴り、クレーンの運転席でも警告音が鳴る仕組みとなっている。

令和6年度工事等事故防止重点対策項目と対策



③高所作業箇所からの墜落事故

※高所作業箇所とは法面・足場等安衛法に規定する高さ2m以上の作業箇所をいう
※滑落含む

- 足元の高さ2m以上の箇所で作業をする場合、十分な広さと強度をもった作業床を設け、その作業床の端や開口部等に囲い、手すり、覆い等を設けることが原則です。
- 墜落防止措置を設置、ヘルメット・墜落制止用器具を適切に装着、作業手順を遵守しましょう。
- 急傾斜で転倒及び滑落のおそれがある作業地では、転落防止柵又は安全帯を使用しましょう。

墜落事故に対する好事例

フルハーネス着用有無の確認

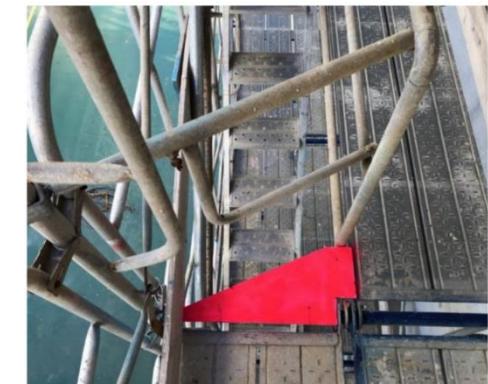


作業員がフルハーネスを着用しているか確認できるように足場の垂直ネットを高さ6.75m※のラインで色を変えた。

※墜落制止用器具はフルハーネス型が原則であるが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型(一本つり)」を使用可能である。

職場のあんぜんサイト
(厚労省)

開口部の養生



鋼製枠組足場の昇降階段に生じる開口部を、コンパネにより養生した。

また、当該箇所の見える化として、蛍光色のラッカースプレーにより着色した。

令和6年度工事等事故防止重点対策項目と対策



④重機による施設及び作業員等との接触事故

※施設とは公共施設及び第三者施設をいう（架空線は②に含む）

※重機の転倒を含む

- 重機の作業半径内に立ち入らないよう立入禁止区域を明示し、監視員を配置しましょう。
- 重機の走行路と作業員の歩道を明確に区分しましょう。
- 重機オペレーターは土質変化や作業環境に異常を感じたら、速やかに作業を中止し確認しましょう。

重機との接触事故に対する好事例

旋回範囲の明示



サイズ:長さ1030mm × マグネットベース径80mmΦ/ポール径68mmΦ 材質:発泡ポリエチレン

作業員が間違って旋回範囲内に立ち入った際に、重機本体に接触する前に安全ポールに接触する事で気付かせる事を目的として、**バックホウの周囲に重機安全ポールを取付けた。**

立入禁止の明示

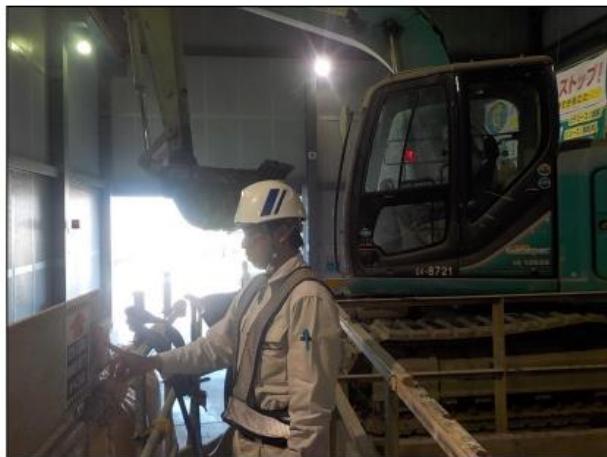


安全通路のすぐ近くで重機やクレーンが稼働しているため、**機械の後方に伸縮式の立ち入り禁止バーを設置し**、接触、挟まれ災害を防止した。

重機との接触事故に対する好事例

近畿地整

オペレーターに立入を伝達



職場のあん
ぜんサイト
(厚労省)

作業員との接触（挟まれ等）防止

1本目仮置き時、やらずで固定



バックホウの作業エリアへ立に入る際に、バックホウ機内に設置している回転灯を点灯させ、運転手に知らせて接触を防止した。

不安定な鋼部材を仮置きする際、玉掛け取り外し前に順次転倒防止処置を実施。

鋼材転倒による手足の挟まれ防止対策、地震時の転倒防止対策に有効に機能した。

令和6年度工事等事故防止重点対策項目と対策



⑤資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故

- ※壁等の倒壊による上方からの落下を含む
- ※強風による資材などの飛散を含む
- ※UAVの落下を含む

- 工具類は工具袋等に収納し、足場や鉄骨上に放置しないようにしましょう。
- 上方の作業場所では、あらかじめ資材・工具の置場を確保し、仮置きしないようにしましょう。
- 資材が強風で飛ばされないよう、堅固に固定、または重しをしましょう。

資材・仮設材及び工具の飛来落下事故に対する好事例

ネットの取付

近畿地整



高所作業車の作業床に落下防止ネットの取付けた。

資材・仮設材及び工具の飛来落下事故に対する好事例

LED照明装置を用いた吊荷直下の見える化



LED照明装置をクレーンのフック上部に取付け、フック下を照射することにより、吊荷下の見える化ができ、立入禁止区域が明確になった。

職場のあんぜんサイト
(厚労省)

交差道路位置の明示



橋面から交差道路への資材の落下の防止を目的に、橋面の仮設手すりに道路の位置を示し注意喚起を施した。

事故防止対策の取組（令和5年度）

近畿地整

【事故防止関連の主な活動(近畿地方整備局)】

- 安全協議会の開催(6月以降:近隣事務所合同)
 - 安全キャラバン(2月:中央・南部・北部・西部ブロック)
 - 工事安全パトロール(10月 和歌山の工事現場)
※日本道路建設業協会関西支部舗装部会からの依頼



安全協議会開催状況(福井地区)

【事故防止関連の主な活動(近畿地方整備局)】

- #### ● ニュースレター「あんぜん」の発行

※令和6年度より、1回／2か月 偶数月に発行

あんぜん

第 3 5 3 号 近畿地方整備局
令和 6 年 4 月 号 発行：企画部技術調査課

令和5年度 直轄工事等事故の発生状況

近年の年度別工事等事故発生件数(累計)（速報値）

(件)

過去5年間(年間)
最多 R1年度 159件
最少 H30年度 136件
平均 H30～R4 150件

R5年度(年間) 131件
※過去5年間(H30～R4)の発生件数と比較して最も事故発生件数が少ない。

H30年度 R1年度 R2年度 R3年度 R4年度 R5年度

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

あんぜん

第 3 5 2 号 近畿地方整備局
令和 6 年 2 月 号 発行：企画部技術調査課

の墜落防止用器具の使用は適切ですか！？

【目を策定】
ける事故の安全対策における事故防止に取り組みましょう。

【行動】
災害死亡原因は「墜落・転落」が最も多く、例年です。高所からの墜落事故は致命傷を負うという年に取り組みましょう。

【指面を講じず、事故発生】

【付する事故】

【影響を及ぼしてください！】

【付する事故】

【以上の作業箇所をいろいろに繋がるぞい！】

【付する事故】

【接觸事故】

空隙で隙く

裏に繋がるぞい！

【付する事故】

【壁に繋がるぞい！】

【付する事故】

【上に繋がるぞい！】

【元請および下請に對し、是正勧告書が交付されました。】

n以上の箇所（斜面等）で作業床を設け困難な場合は、墜落防止用器具を適切に設置するなど労働者の危険を防止するため講じましょう。

・足場からの墜落事故を防止するため、**所で足場を使用するときは、本足場の使用**す。適切に対応しましょう。

【注】
・足場の構造や設置方法によっては、足場から落防器具を使用しない場合がある場合があります。
・足場の構造や設置方法によっては、足場から落防器具を使用しない場合がある場合があります。

【関係者一丸となって事故防止に取り組んでいきましょう！】

【QRコード】

近畿地方整備局のホームページでは工事等事故防止のための安全教育資料を公開しています。現場での安全教育に活用ください。

近畿地方整備局ホームページ「建設事故防止に向けて」

【QRコード】

(5) 安全管理の役割

1)発注者としての安全対策

公共工事の発注における工事安全対策要綱(H4.7) 事業の執行にあたり留意すべき事項

- ①発注にあたっての安全施工への配慮
- ②設計段階における安全施工への配慮
- ③適正な積算の実施
- ④適切な工期の設定
- ⑤適正な仮設工及び施工方法の選定
- ⑥設計図書における施工条件の明示
- ⑦施工条件の変化への適切な対応
- ⑧請負業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮
- ⑨建設現場の作業環境の改善への配慮
- ⑩建設現場における連絡体制の充実
- ⑪工事の安全対策に向けた活動の実施

2)受注者の安全管理

安全衛生管理は企業の責務

● 刑事上の責任

- ・労基法、安衛法
- ・業務上過失致死・傷罪

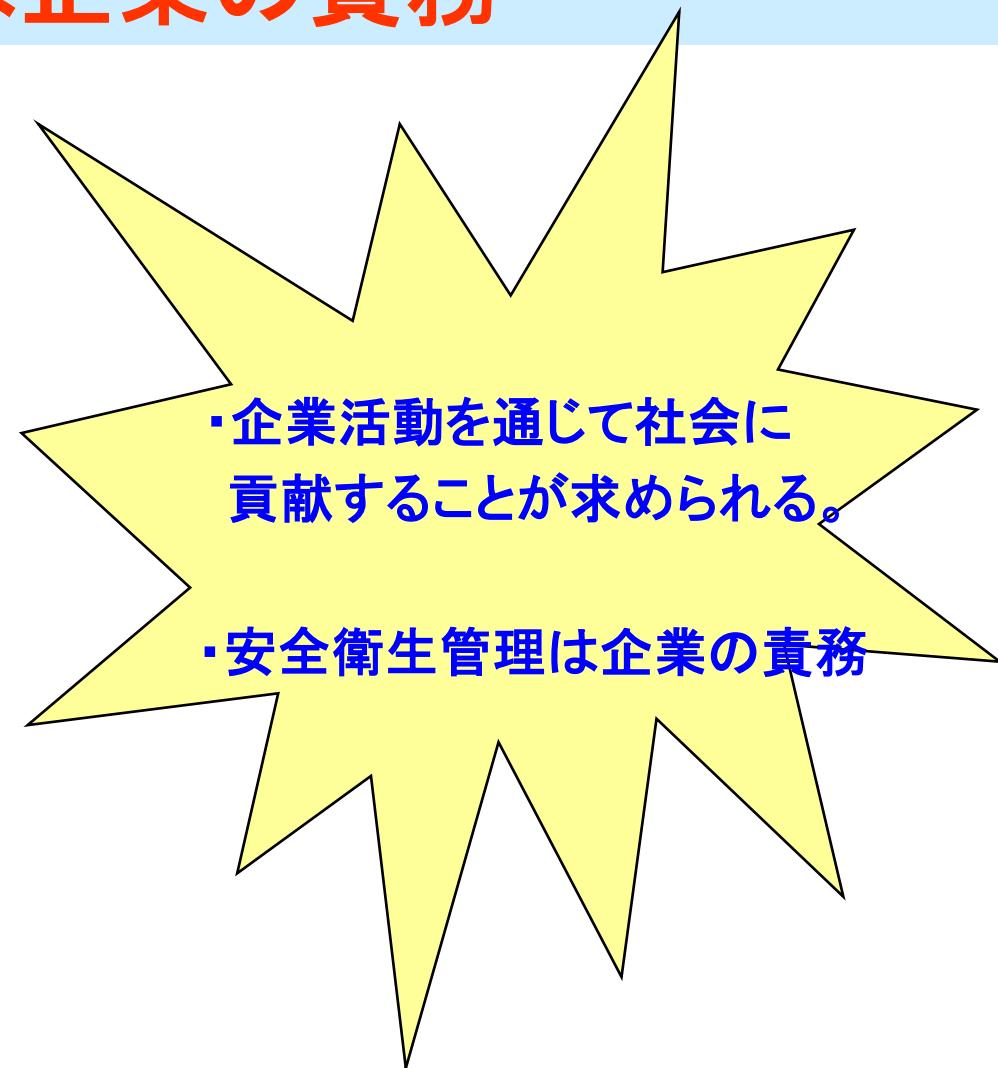
● 行政上の責任

- ・建設業法の営業停止
- ・工事指名停止

● 民事上の責任

- ・賠償責任

● 社会的な責任



3)ペナルティとインセンティブ

①工事事故に係るペナルティ

事故等の発生



指名停止・文書注意等の処分

指名停止

工事成績への反映

65点未満は工事
実績として認めない
(低入札は70点未満)

受注機会が減少

②事故措置による工事成績評定

《 法令遵守等の減点措置 》

・指名停止

| | | |
|-----------|-------|------|
| 3ヶ月以上 | | ▲20点 |
| 2~3ヶ月未満 | | ▲15点 |
| 1~2ヶ月未満 | | ▲13点 |
| 2週間~1ヶ月未満 | | ▲10点 |

・文書注意 ▲ 8点

・口頭注意(事務所長) ▲ 5点

・副所長口頭注意 ▲ 3点

・措置無し

工事成績が80点でも、
事故で「文書注意」を受けていたら、
72点になってしまいます。

③インセンティブ

国土交通行政関係功労者表彰

国土交通行政関係功労者表彰の開催される前年度において、
国土交通行政への功績が顕著な個人又は団体に授与

工事等で施工実績等良好であった工事等の施工者
→ 優良工事等施工者表彰

事務所等推薦



審査



表彰

【表彰の種類】

- 優良工事等施工者(工事請負業者) 局長・事務所長表彰
- 優良工事等施工者(建設コンサルタント等) 局長・事務所長表彰
- 優良工事等施工者(技術開発) 局長表彰
- 優良工事等施工者(安全対策) 局長表彰
- 優良工事等施工者(現場環境向上) 局長表彰
- 優秀建設技術者表彰 局長表彰
- 建設リサイクル表彰 局長表彰 每年夏頃募集開始

工事安全対策にも
表彰あります！

(6) その他、連絡事項等

1) ヒューマンエラーについて

● ヒューマンエラーは、労働災害の8割に関係している。

・ヒューマンエラーの原因を12分類で分けられる。

(独)労働安全衛生総合研究所

高木元也氏

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 無知、未経験、不慣れ | 7. 場面行動本能 |
| 2. 危険軽視、慣れ | 8. パニック |
| 3. 不注意 | 9. 錯覚 |
| 4. 連絡不足 | 10. 中高年の機能低下 |
| 5. 集団欠陥 | 11. 疲労等 |
| 6. 近道、省略行動本能 | 12. 単調作業等による意識低下 |

・ヒューマンエラーのうち、安全との関係が深い類型。

職場のあんぜんサイト
(厚生労働省)

| | | |
|-----------------|--|---------|
| 意図しない行為 (過失) | うっかりミス（スリップ） (例：赤ボタンのつもりで青ボタンを押す) | 実行段階 |
| | し忘れ（ラプス） (例：赤ボタンと青ボタンを押さなくてはならないのに、赤ボタンだけ押す) | 記憶段階 |
| | 考え違い・思い込み（ミステイク） (例：赤ボタンと青ボタンを押さなくてはならないのに、赤ボタンだけ押せばよいと思い込んでいる) | 計画・試行段階 |
| 意図的行為 (故意) | 意図的・意識的違反（バイオレーション） (例：赤ボタンの後に青ボタンを押さなくてはならないのに、青ボタンの方が近いので青ボタンを先に押す) | 違反 |

ヒューマンエラー12分類の特徴

| ヒューマンエラー 12分類 | 特 徴 | 備 考 |
|-----------------|--|-----|
| 1. 無知、未経験、不慣れ | 熟練作業員でも、初めて行う作業や赴任まもない現場では、適切な危険予測ができない | |
| 2. 危険無視、慣れ | 危険と分かっているのに不安全な行動をとる | |
| 3. 不注意 | 作業に集中すると他のことに注意を払えない | |
| 4. 連絡不足 | 現場の安全指示が上手く伝わらない | |
| 5. 集団欠陥 | 工期が厳しい場合、現場関係者全員が「工期第一、安全第二」という雰囲気をつくってしまう | |
| 6. 近道、省略行動の本能 | 面倒な手順を省略し、効率的に行動することを優先した結果、不安全な行動をとってしまう | |
| 7. 場面行動本能 | 瞬間的に注意が集中し、まわりも見ず行動してしまう本能 | |
| 8. パニック | 非常に驚いた時や慌てた時、脳は正常な働きをせず、冷静に適切な安全行動がとれなくなる | |
| 9. 錯覚 | 合図や指示の見間違い、聞き間違い、思い込み | |
| 10. 中高年の機能低下 | 身体能力の低下を自覚せずに作業してしまう | |
| 11. 疲労等 | 人間は疲れると不安全行動を起こしやすくなる | |
| 12. 単調作業による意識低下 | 人間は単調な反復作業を続けると意識が低下し、ミスを犯しやすくなる | |

ヒューマンエラーを防ぐ対策

● ヒューマンエラーの原因12分類に対する対策

(独)労働安全衛生総合研究所
高木元也氏

1) ヒューマンエラーが発生しても大丈夫なような安全設備面の対策

3. 不注意、6. 近道、省略行動本能、7. 場面行動本能、8. パニック、9. 錯覚、12. 単調作業等による意識低下
⇒ 安全帯、墜落防止ネット、墜落防止手すり、各種保護具の着用、先し筋の養生キヤップや曲げ加工、各種リミット装置(安全弁、ガス警報器、漏電遮断機、什器の接触防止など)、他

2) ヒューマンエラーが発生しないような現場の安全管理活動の充実

1. 無知、未経験、不慣れ、2. 危険軽視、慣れ、4. 連絡不足、5. 集団欠陥、10. 中高年の機能低下、11. 疲労等
⇒ 作業の技能教育・訓練、安全衛生に関する教育・訓練、ヒヤリハットの蓄積・共有、KY活動(危険予知活動)、パトロール、危険作業はひとりでやらずにペア・コンビで行う、現場での声のかけあい(危険を指摘しあう等)、職長や安全衛生責任者等の教育・訓練、明確な安全指示(誰が何をするのか)

●ヒューマンエラーのうち、安全との関係が深い類型に対する対策

- 1) 人が間違えないように人を訓練する。
- 2) 人が間違えにくい仕組み・やり方にする。
- 3) 人が間違えてもすぐに発見できるようにする。
- 4) 人が間違えてもその影響を少なくなるようにする。

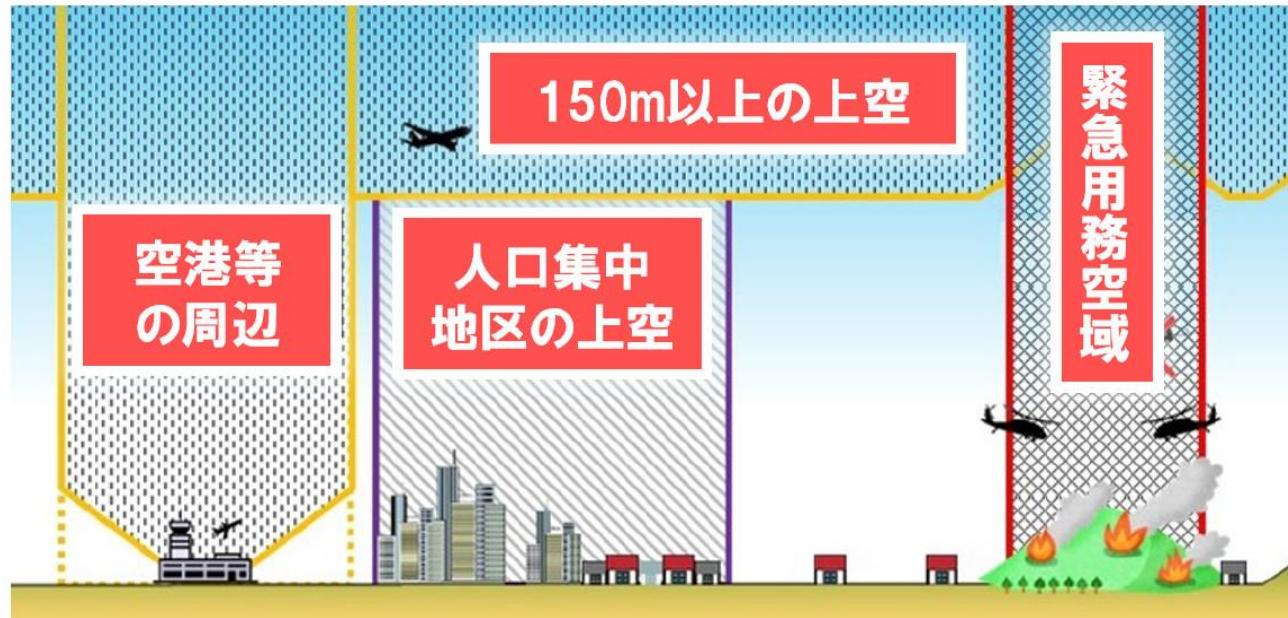
職場のあんぜんサイト
(厚生労働省)

2) 無人航空機における事故について

● 無人航空機の飛行禁止区域では特定飛行許可が必要

- 飛行する空域

以下の空域を飛行する場合、飛行許可申請が必要です。



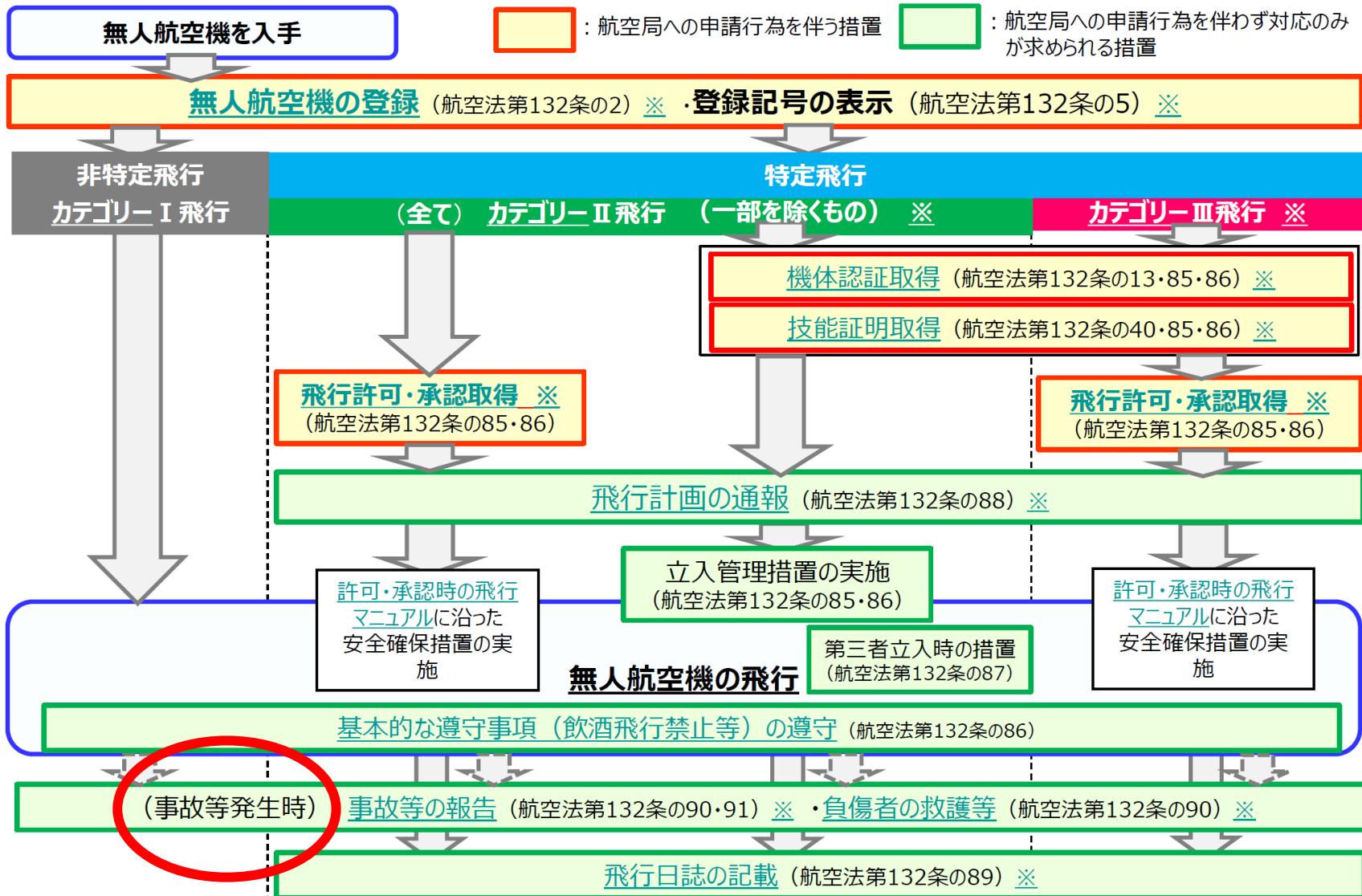
※ 人口集中地区および空港等の周辺区域は[こちら\(地理院地図\)](#)で確認いただけます。

- 飛行の方法

以下の方法で飛行を行う場合、飛行承認申請が必要です。

「夜間での飛行」、「目視外での飛行」、「人又は物件と距離を確保できない飛行」、
「催し場所上空での飛行」、「危険物の輸送」、「物件の投下」

無人航空機の手続きについて



※を押すと関連通達が表示されます。

事故等が発生した場合の対応

無人航空機に関する**事故**または**重大インシデント**が発生した場合、

無人航空機を飛行させた者は、**ただちに飛行を中止**し、**負傷者の救護を行う**と共に、
発生した**事態の詳細を国土交通大臣へ速やかに報告**しなければなりません。

次のページに該当する事態が発生した場合は、

ドローン情報基盤システム(DIPS 2.0) 事故等報告機能 より速やかに報告ください。

ドローン情報基盤システム
<通称:DIPS 2.0>はこちら

ページ下段「無人航空機に関する事故等発生時の手続き」をご覧ください

その他、詳細については航空局ホームページをご確認ください。

※ やむを得ない理由によりDIPS2.0から報告ができない場合は[こちら](#)をご覧ください。

下記に該当する事態が発生した場合、速やかに国土交通大臣へ報告を行ってください。

事故



無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）



第三者の所有する物件の損壊



航空機との衝突または接触

重大インシデント



無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）



無人航空機の制御が不能となった事態



無人航空機が飛行中に発火した事態



航空機との衝突または接触のおそれがあったと認めた時

2) 無人航空機における事故

●報告連絡先（国土交通省HP参照）

国土交通省ホームページ 無人航空機総合窓口サイト



English

無人航空機総合窓口サイト

無人航空機登録ポータルサイト

海外を飛行させる100g以上のすべての無人航空機(ドローン・ラジコン機)は、登録を申請し、機体に登録記号を表示し、リモートID機能を備えることが法律で義務づけられています。無人航空機の確実な登録をお願いします。



詳しくはコチラ

→

無人航空機の飛行許可承認手続サイト

規制対象となる飛行の空域及び飛行の方法(特定飛行)で

無人航空機を飛行させる場合は、飛行の許可・承認手続きが必要です。

機体認証及び操縦者技能証明書を取得することで、一部の飛行申請が不要となる場合があります。



<https://www.mlit.go.jp/koku/info/index.html>

●無人航空機の事故等の報告及び負傷者救護義務

この制度は、無人航空機に関する事故又は重大インシデントが発生した場合、当該無人航空機を飛行させる者が、ただちに飛行を中止し、負傷者を救護すると共に、当該事故又は重大インシデントが発生した日時及び場所などを国土交通大臣に報告しなければならない制度です。

- ※ 事故等の報告をしない又は虚偽の報告を行った場合、航空法第157条の10第2項に従い、30万円以下の罰金が科せられます。
- ※ 負傷者の救護など危険を防止するために必要な措置を講じない場合、航空法第157条の6に従い、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金が科せられます。

| 官署 | 住所・連絡先 | (適用条項)提出先の管轄区域 |
|---------------------|--|--|
| 東京航空局 | 〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 東京航空局 保安部 連航課 ☎ 03-6685-8005 e-mail: cab-emujin-daihyo@mlit.go.jp | (航空法第132条の85第1項第2号及び同法第132条の86) (カテゴリーII飛行に限る) ※東日本 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県、静岡県 |
| 大阪航空局 | 〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 大阪航空局 保安部 連航課 ☎ 06-6937-2779 e-mail: cab-wmujiin-daihyo@mlit.go.jp | (航空法第132条の85第1項第2号及び同法第132条の86) (カテゴリーII飛行に限る) ※東日本 富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、 岡山县、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |
| 東京空港事務所 (24時間対応) | 〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1 航空管制運航情報官 【平日・夜間・休日 共通】 ☎ 050-3198-2865 e-mail: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp | (航空法第132条の85第1項第1号) (カテゴリーII飛行に限る) ※東日本 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県、静岡県 |
| 関西空港事務所 (24時間対応) | 〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1 航空管制運航情報官 【平日・時～17時】 ☎ 072-455-1330 e-mail: cab-kixiouhou@mlit.go.jp 【夜間・休日】 ☎ 050-3198-2870 e-mail: cab-kixinfo@mlit.go.jp | (航空法第132条の85第1項第1号) (カテゴリーII飛行に限る) ※西日本 富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、 岡山县、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |
| 国土交通省 | 〒100-8916 東京都千代田区霞が関2-1-3 航空局 安全部 無人航空機安全課 ☎ 03-5253-8111(内線)48675,48687 e-mail: hqt-jcab.mujin@mlit.go.jp | (航空法第132条の85及び同法第132条の86) (カテゴリーII及びIII飛行) 公海上 (カテゴリーIII飛行) 日本全国及び公海上 |

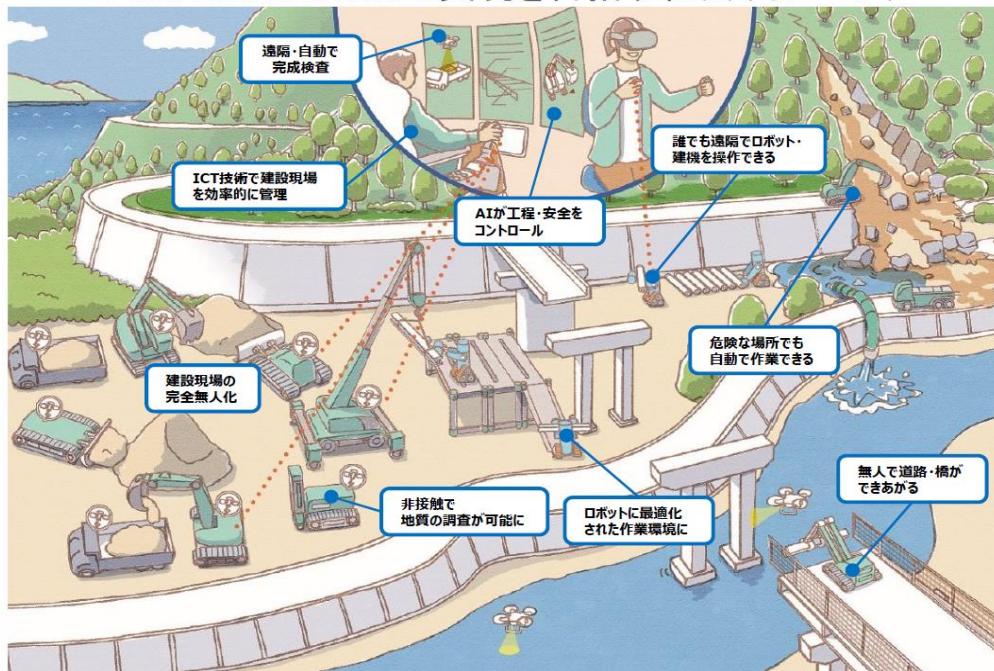
・電話または電子メールによる報告を行う場合は、無人航空機に係る事故等の報告書（様式）を使用し、無人航空機による事故等の情報提供先一覧へご提出ください。

3) i-Construction 2.0 ~建設現場のオートメーション化に向けて~

令和6年4月策定

- 建設現場の生産性向上の取組であるi-Constructionは、2040年度までの建設現場のオートメーション化の実現に向け、i-Construction 2.0として取組を深化。
- デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場を実現。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。

i-Construction 2.0で実現を目指す社会(イメージ)



第5期技術基本計画を基に一部修正

i-Construction 2.0 で2040年度までに 実現する目標

省人化

- ・人口減少下においても持続可能なインフラ整備・維持管理ができる体制を目指す。
- ・2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち生産性1.5倍を目指す。

安全確保

- ・建設現場の死亡事故を削減。

働き方改革・新3K

- ・屋外作業のリモート化・オフサイト化。

i-Construction 2.0: 建設現場のオートメーション化に向けた取組
(インフラDXアクションプランの建設現場における取組)

i-Construction 2.0 ~建設現場のオートメーション化に向けて~

■ i-Construction 2.0が目指す目標

1 省人化（生産性の向上）

生産年齢人口が2割減少することが予測されている2040年度までに、

建設現場において、少なくとも省人化3割、すなわち1.5倍の生産性向上を実現

2 安全確保

建設現場での人的被害が生じるリスクを限りなく低減し、人的被害の削減を目指す

3 働き方改革と多様な人材の確保

快適な環境下での作業など、働く環境の大幅な改善を目指す

時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方や、これまで以上に多様な人材が活躍できる場の創出を目指す

4 給与がよく、休暇が取れ、希望がもてる建設業の実現



建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける

i-Construction 2.0 ~建設現場のオートメーション化に向けて~

■ 監督検査のデジタル化・リモート化（遠隔臨場）

- 「建設現場における遠隔臨場の実施要領(案)」及び「同監督検査実施要領(案)」を2022年3月に策定し、2022年度から原則全ての直轄土木工事において適用しているところ。
- 「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」及び「同監督検査実施要領(案)」を2024年3月に策定し、2024年度から原則全ての直轄土木工事における検査へ適用する。



4) ニュースレター「あんぜん」

近畿地方整備局HPで公開中



読み上げる ▶ ご意見／お問い合わせ

文字のサイズ 小 中 大



企画

営繕

用地

総務

防災

河川

道路

まちづくり・建設産業

港湾・空港



防災・
災害情報



現場見学・
出前講座



近畿の
社会資本整備



事業者向け
技術情報



発注
入札



整備局の
紹介



申請・
相談窓口



採用情報



インフラ
DX



建設事業者の皆さんへ



■ 技術情報・共通仕様書等



■ 品質向上の取り組み



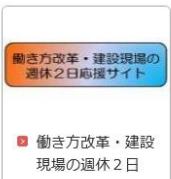
■ 環境改善に向けて



■ 建設事故防止に向けて



■ 技術者給与等実態調査について



■ 勤き方改革・建設現場の週休2日応援サイト
■ 勤き方改革・建設現場の週休2日



■ 表彰関係

建設事故防止に向けて

■ ニュースレター「あんぜん」

■ 建設事故防止のための安全対策強化の支援について PDF

■ 建設事故防止のための安全対策強化の支援について（平成26年度版） PDF

■ 事故事例集（平成29年度版） PDF

■ 事故事例集（平成30年度版） PDF

■ 事故事例集（令和元年度版） PDF

■ 建設工事事故防止対策【安全啓発リーフレット（平成29年度版）】

■ 建設工事事故防止対策【安全啓発リーフレット（平成30年度版）】

■ 建設工事事故防止対策【安全啓発リーフレット（令和元年度版）】

■ 建設工事事故防止対策【安全啓発リーフレット（令和2年度版）】

■ 建設工事事故防止対策【安全啓発リーフレット（令和3年度版）】



『事故災害を防止するのはあなたです』

『今の時代 安全意識も 評価項目』

5S活動、指差呼称、パトロール、KY活動など、安全衛生活動について、企業、チーム、個人の不斷の努力により、安全行動を習慣化し、労働災害、公衆災害を抑制させましょう

家族が安心して送り出せる、職場環境を！

ご安全に！

令和6年度

円滑な工事施工の確保に向けた取り組み

令和6年9月24日

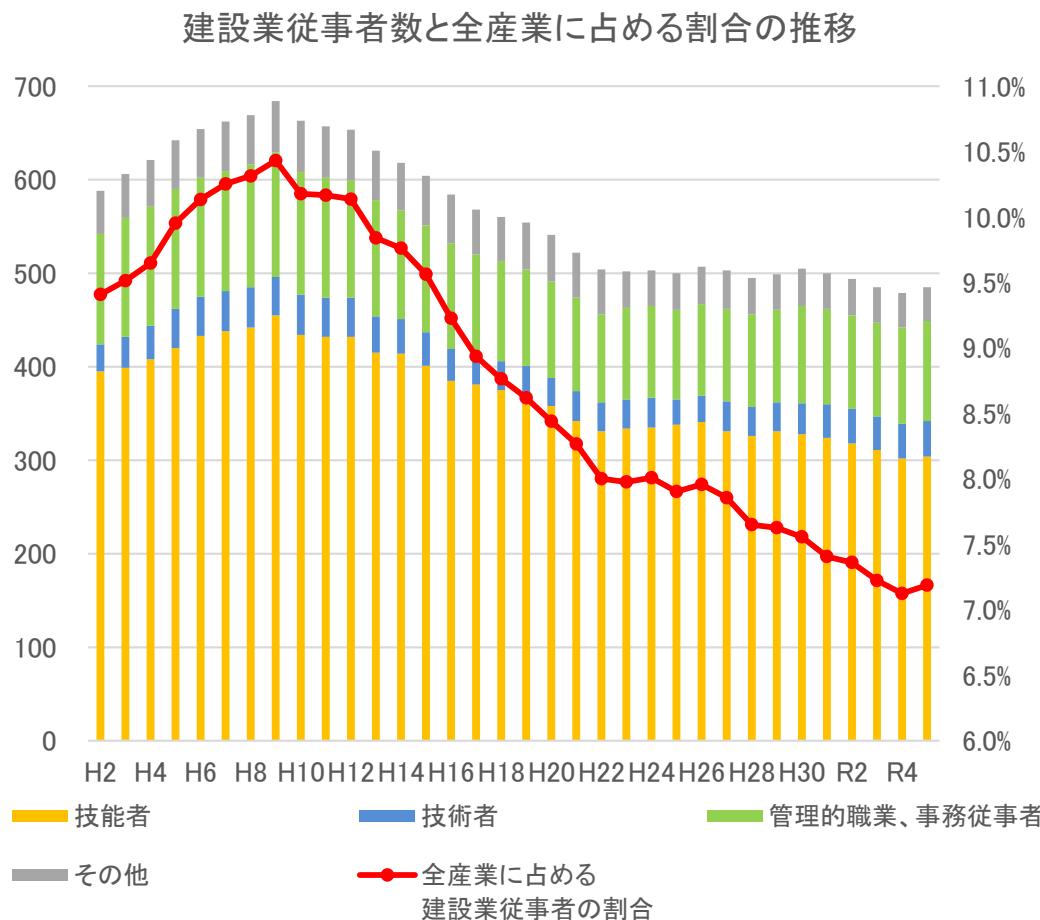
近畿地方整備局 企画部 技術管理課

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 改正労働基準法による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用

| | |
|---------|---|
| | <p>見直しの内容「労働基準法」（平成30年6月成立） 罰則：雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金</p> |
| 原則 | <p>(1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法33条）</p> |
| 36協定の限度 | <p>・原則、①月45時間かつ②年360時間（月平均30時間） ・<u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> ③年720時間（月平均60時間） ○年720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日出勤を含む） ④b. 単月100時間未満（休日出勤を含む） ④c. 原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限</p> |

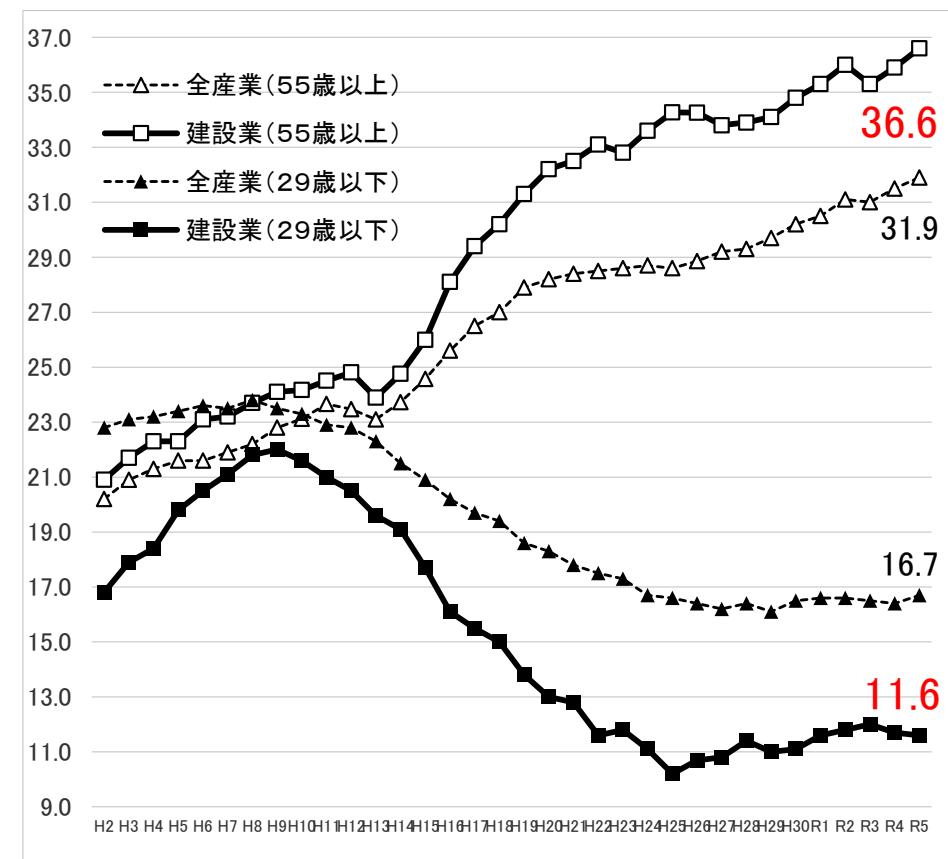
技能者等の推移

- <就業者数ピーク> <建設投資ボトム> <最新>
- 建設業就業者: 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
- 技術者 : 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
- 技能者 : 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)



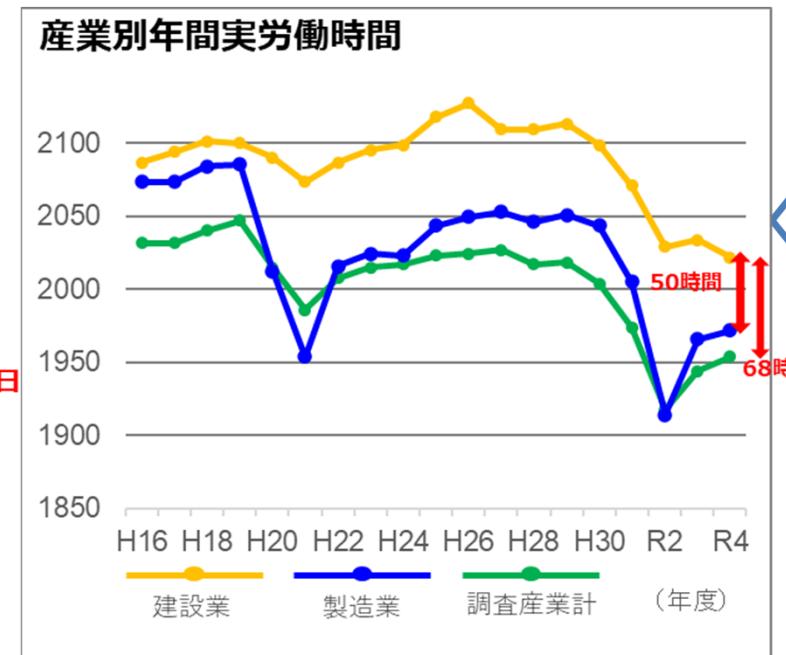
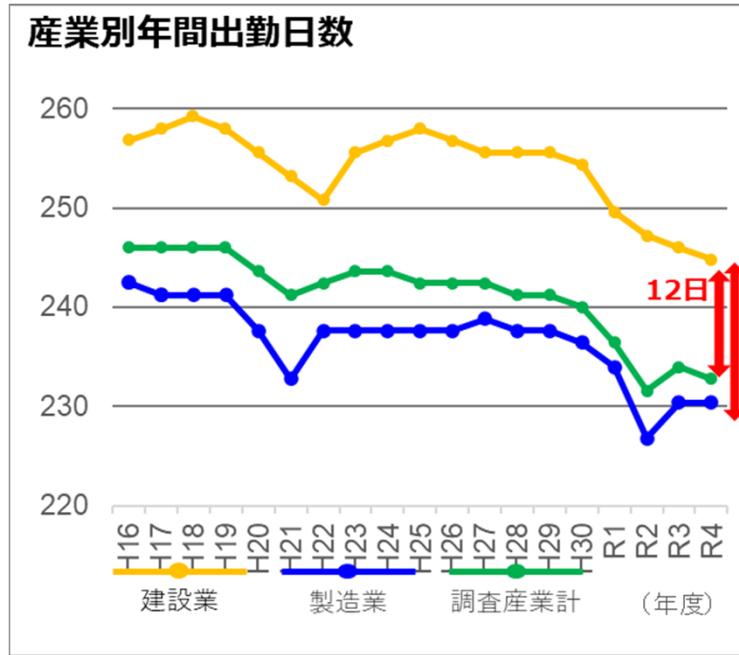
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



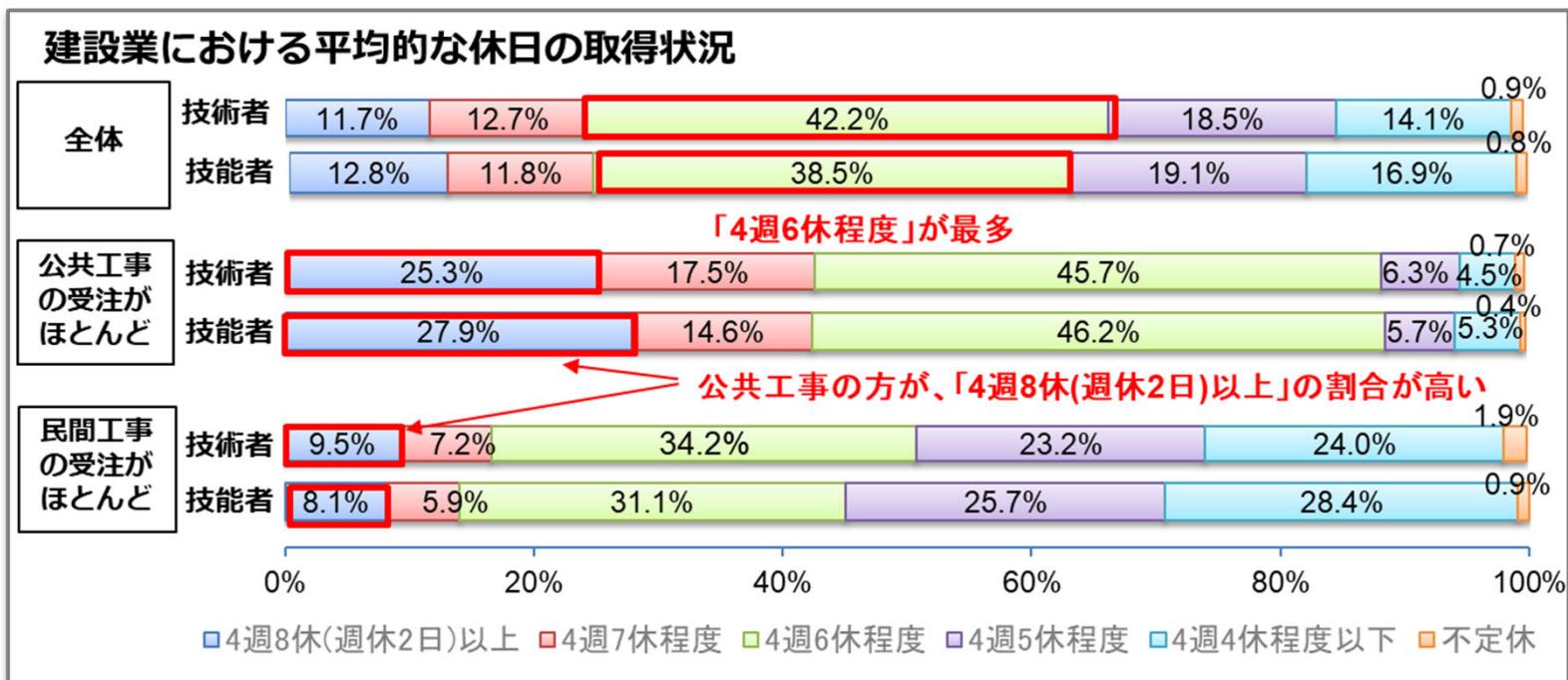
出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設業における働き方の現状



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典:厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができない場合が多い。

出典:国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

○2024 (R6)年4月からの労働基準法時間外労働規制の適用が開始されることを踏まえ、国土交通省の直轄工事において、受注業者の対応を支援するために、週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を強力に推進

週休2日の「質の向上」の拡大

①他産業と遜色のない休日の実現に向けた取組

- ・工期全体での週休2日の標準化を踏まえ、**月単位の週休2日**推進に向け**補正係数を新設**
- ・完全週休2日(土日)を促すため、実施企業に対し**成績評価に加点**し、取り組みを支援

時間外労働規制の適用への対応

②工事、業務における現場環境改善

勤務時間外作業を避けるため「**Wi-Fiクリースタンス**」の徹底

③受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

- ・受発注者の役割分担を明確にした**ガイドライン等**の作成、受発注者への周知徹底
- ・「**書類限定検査**」(44→10種類)の原則化 等

④時間外労働規制適用に対応するための必要経費の見直し

- ・**書類作成の経費などによる現場管理費の増加**を反映

⑤移動時間を踏まえた積算の適正化

- ・事業所や資材置き場から**現場への移動時間を考慮した歩掛の見直し**

- 月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用
- 月単位の週休2日の補正係数について、R7年度以降は実施状況を踏まえて検討することとし、完全週休2日（土日）の実現に向けた取組についても引き続き検討

| <現場閉所> | 補正係数 | 工期全体(通期)の週休2日 | +  | 月単位の週休2日 | -  | 月単位の週休2日(合計) |
|--------|------|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | R6 | 労務費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03 | | 労務費:1.02 機械経費(賃料):1.00 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02 | | 労務費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05 |
| | R7以降 | — | | 実施状況等を踏まえた 数値を検討 | | |

| <交替制> | 補正係数 | 工期全体(通期)の週休2日 | +  | 月単位の週休2日 | -  | 月単位の週休2日(合計) |
|-------|------|------------------------|---|------------------------|---|------------------------|
| | | | | | | |
| | R6 | 労務費:1.02 現場管理費:1.01 | | 労務費:1.02 現場管理費:1.02 | | 労務費:1.04 現場管理費:1.03 |
| | R7以降 | — | | 実施状況等を踏まえた 数値を検討 | | |

※柔軟な休日の観点から、工期の一部で現場閉所から交替制に途中変更する試行について、月単位の週休2日適用工事にも対象拡大

- 通期の週休2日補正の考え方を月単位の週休2日補正へ抜本的に見直し。主なポイントは下記のとおり。
- 令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用。令和6年4月1日以前に入札公告等を行う工事は各年度の適用基準による。

① 現場閉所による週休2日制適用工事の補正係数等

➢ 週休2日（現場閉所）の補正係数

- ・現場閉所の状況に応じた週休2日の経費補正を実施。
- ・通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。（※R5までの考え方と同様）
- ・月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。
- ・実態調査の結果を踏まえて、月単位の週休2日適用工事については、労務費、共通仮設費、現場管理費の補正係数を実施。

対象期間：工事着手日から工事完成日

| R6年度 | 通期（4週8休以上） | 月単位（4週8休以上） |
|----------|------------|-------------|
| 労務費 | 1.02 | 1.04 |
| 機械経費(賃料) | 1.02 | 1.02 |
| 共通仮設費 | 1.02 | 1.03 |
| 現場管理費 | 1.03 | 1.05 |

| R6年度 | 当初 | 設計変更 |
|---------|-----------------------|--|
| 発注者指定方式 | 月単位の4週8休以上達成時の補正係数で積算 | <ul style="list-style-type: none"> ・月単位の4週8休に満たない場合、<u>通期の補正係数に変更</u> ・通期の4週8休に満たない場合、<u>通期の補正係数を除した変更</u> |

※ 休日の定義を令和5年度の法定休日・所定休日から令和6年度は土曜日・日曜日を休日へ

② 週休2日交替制適用工事の補正係数等

➢ 週休2日交替制適用工事の補正係数

- ・対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者毎の休日数の割合（以下「休日率」）に応じた経費補正を実施。
- ・通期の週休2日とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら、休日率を4週8休以上確保。
- ・月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら、休日率を4週8休以上確保。
- ・実態調査の結果を踏まえて、労務費、現場管理費の補正係数を実施。

| R6年度 | 通期（4週8休以上） | 月単位（4週8休以上） |
|-------|------------|-------------|
| 労務費 | 1.02 | 1.04 |
| 現場管理費 | 1.01 | 1.03 |

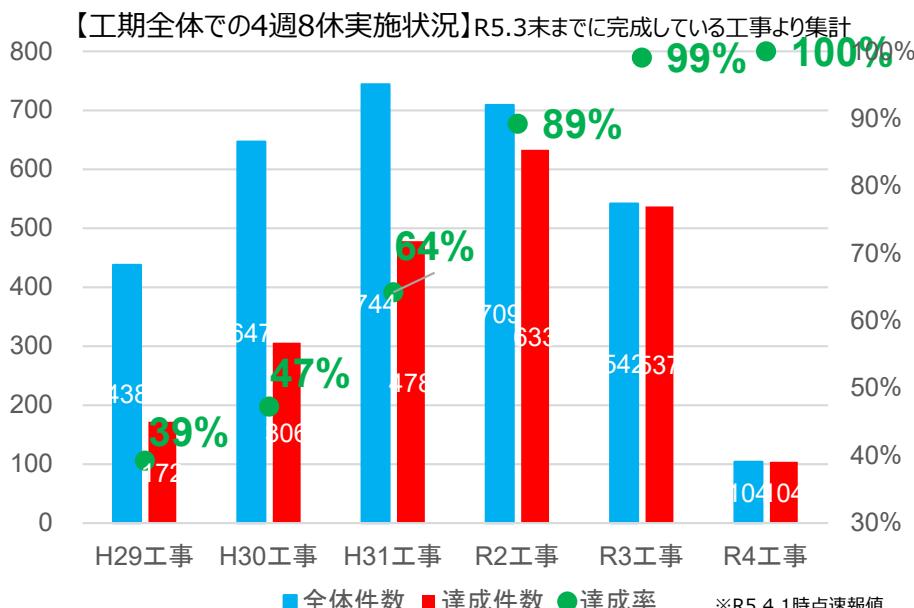
| R6年度 | 当初 | 設計変更 |
|---------|-----------------------|--|
| 発注者指定方式 | 月単位の4週8休以上達成時の補正係数で積算 | <ul style="list-style-type: none"> ・月単位の4週8休に満たない場合、<u>通期の補正係数に変更</u> ・通期の4週8休に満たない場合、<u>通期の補正係数を除した変更</u> |

※ 休日率の考え方について、従事者全体の平均休日率から従事者個人の休日率での判定に変更

- 令和4年度より一部工事で実施してきた「休日の質の向上」の取組みを、令和5年度より維持工事等を除くすべての工事に拡大、令和6年度より月単位の週休2日（土日閉所型）へ
- 大規模工事については、土日に加え祝日を現場閉所とする月単位の週休2日（土日閉所型）へ。

【近畿地整における週休2日取得の取り組み】 ■ 週休2日標準化への運用方針

- 施工時期の平準化
- 適正な工期設定
 - 「直轄土木工事における適正な工期設定指針」の活用
 - 「工期設定支援システム」の活用
 - 工期設定の条件明示
 - 工事工程の受発注者間共有会議開催
 - 余裕期間制度の活用
- 概略工事工程表の明示
- 施工条件の明示試行(チェックシートや施工条件図)
- 設計変更時の条件明示



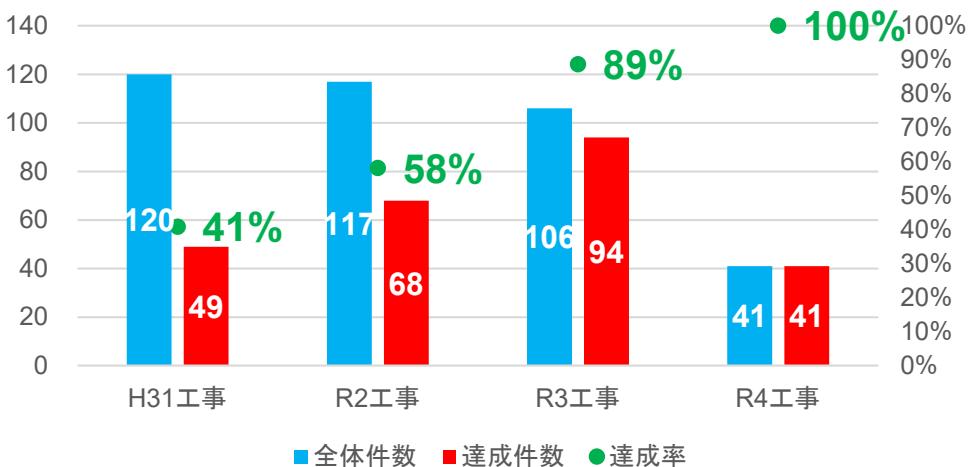
| | 分任官工事 | 本官工事 |
|--|--|---|
| 現場閉所日 | 土曜日、日曜日 | 土曜日、日曜日、祝日 |
| 施工計画書 | すべての土曜日・日曜日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載する | すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とする週休2日の取得計画が判る計画工程表等を、施工計画書に記載する |
| イ) 月単位の週休2日(4週8休以上) | | |
| 全ての月で現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合 ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものとみなす。 また、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%以上の月であっても、その月の土曜日・日曜日の合計日数未満の閉所の場合には、4週8休(28.5%以上)を達成していないものとみなす。 | | |
| ロ) 通期(工期全体)の週休2日(4週8休以上) 現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合 なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 | | |
| 費用補正 | イ) 月単位の週休2日(4週8休以上) 全ての月で現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合 ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものとみなす。 また、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%以上の月であっても、その月の土曜日・日曜日の合計日数未満の閉所の場合には、4週8休(28.5%以上)を達成していないものとみなす。 ロ) 通期(工期全体)の週休2日(4週8休以上) 現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合 なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 | |
| 成績評価 | 施工計画書で定めた土曜日・日曜日を予定とおりすべて現場閉所が達成できた場合にのみ評価 | 施工計画書で定めた土曜日・日曜日・祝日を予定とおりすべて現場閉所が達成できた場合にのみ評価 |

- 維持工事や工期に制約のある災害復旧工事、連続施工せざるを得ない工事においては、現場閉所での休日確保が難しく週休2日が浸透しにくい実態があることから、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組むため、週休2日交替制モデル工事を活用。
- 令和5年度よりすべての工事で発注者指定型を適用。 → 令和6年4月より、月単位の週休2日を適用。

対象工事

- 道路、河川の維持工事、道路照明維持工事、道路清掃工事、街路樹維持工事
- 災害復旧や連続して稼働しなければならない（24時間施工）などの現場閉所困難工事

【交替制モデル工事実施状況】R5.3末までに完成している工事より集計



■ 週休2日標準化への運用方針

| | |
|----------|---|
| 週休2日の考え方 | <p>対象の技術者・技能労働者毎に休日率を算出する。 なお、休日率の算出方法は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日率(%) = 各技術者・技能労働者の休日日数 ÷ 確認対象期間(月単位) ・休日確保の達成を判断する休日率とは、技術者及び技能労働者毎に算出した休日率が最も低い者で判断する。 ・月単位の週休2日(4週8休以上)とは、 全ての月で休日率が28.5%(8日/28日)以上の場合 ・通期の週休2日(4週8休以上)とは、 休日率が28.5%(8日/28日)以上の場合 |
| 施工計画書 | <p>「施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技能労働者(ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外)」毎の確認対象期間(工事着手日から工事完成日まで)において、各月で土曜日・日曜日と同数以上の休日を確保する休日取得計画がわかる計画工程表等を、当初施工計画書に明示</p> |
| 費用補正 | <p>イ) 月単位の週休2日交替制(4週8休以上) 確認対象期間内の全ての月で休日率が28.5%(8日/28日)以上の場合 ただし、暦上の土曜日・日曜日と同数以上の休日日数では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日を取得している場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものとみなす。 また、土曜日・日曜日と同数以上の休日日数で28.5%以上の月であっても、 その月の土曜日・日曜日の合計日数未満の閉所の場合には、4週8休(28.5%以上)を達成していないものとみなす。</p> <p>ロ) 通期(工期全体)の週休2日交替制(4週8休以上) 確認対象期間内で休日率が28.5%(8日/28日)以上の場合</p> |
| 成績評価 | <p>施工計画書で定めた各月で土曜日・日曜日と同数以上の休日を全ての技術者及び技能労働者が予定とおり確保した工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする</p> |

建設業の働き方改革推進のため、公共工事における週休2日のさらなる推進に向け、近畿ブロック発注者協議会参加機関（対象：整備局、府県、政令市）が発注する建設工事現場において、一斉閉所の取組を拡大実施します。

近畿地方整備局管内で実施
建設業のさらなる働き方改革推進のため

建設現場一斉閉所

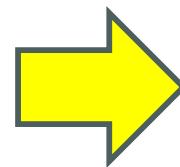
※ 災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等を除きます。

令和5年4月より

毎月第2土曜日
近畿地方整備局管内の
公共工事を一斉にお休みします

労働者のワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手を確保するためにも休日を増やしより働きやすい環境をつくるため、取り組みます。

近畿ブロック発注者協議会：【国土交通省／近畿地方整備局／福井県／滋賀県／京都府／大阪府／兵庫県／奈良県／和歌山県／京都市／大阪市／堺市／神戸市／その他構成団体】



近畿地方整備局管内で実施
建設業のさらなる働き方改革推進のため

建設現場一斉閉所

※ 災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等を除きます。

令和6年6月より

毎月第2・第4土曜日
近畿地方整備局管内の
公共工事を一斉にお休みします

労働者のワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手を確保するためにも休日を増やし、より働きやすい環境をつくるため、取り組みます。

近畿ブロック発注者協議会 実施機関：【近畿地方整備局／福井県／滋賀県／京都府／大阪府／兵庫県／奈良県／和歌山県／京都市／大阪市／堺市／神戸市】

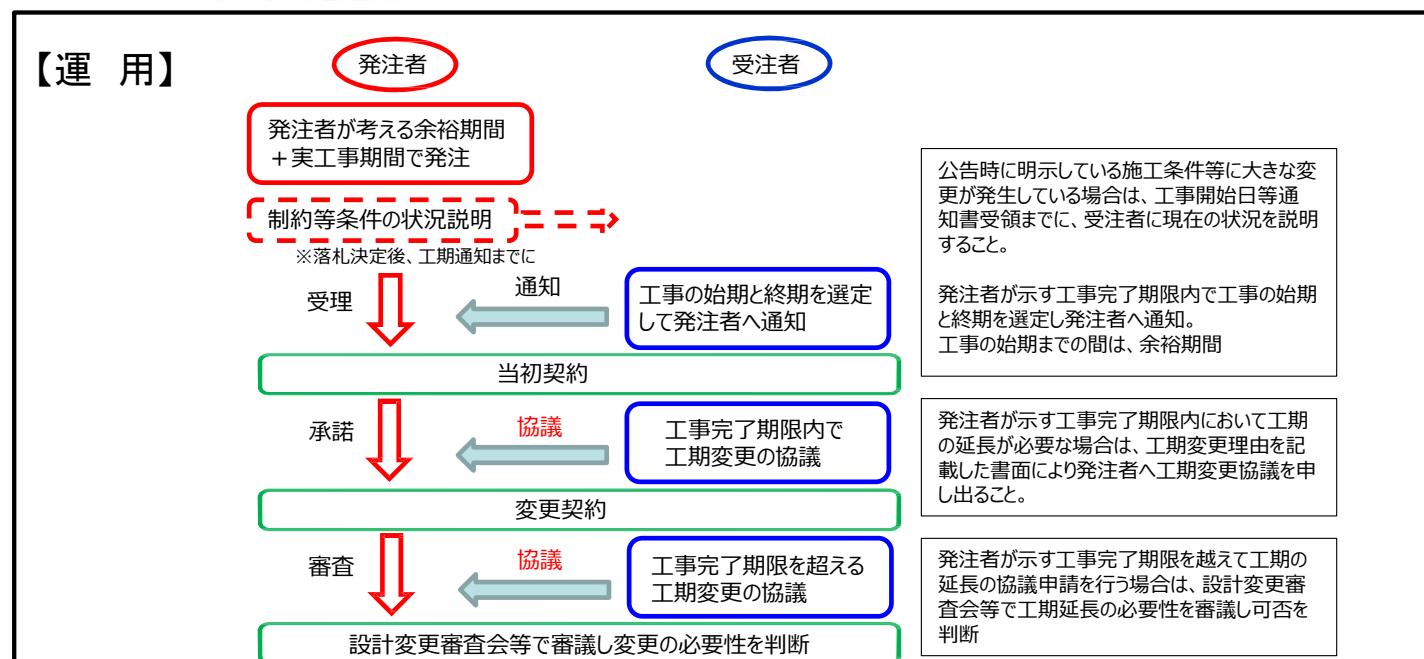
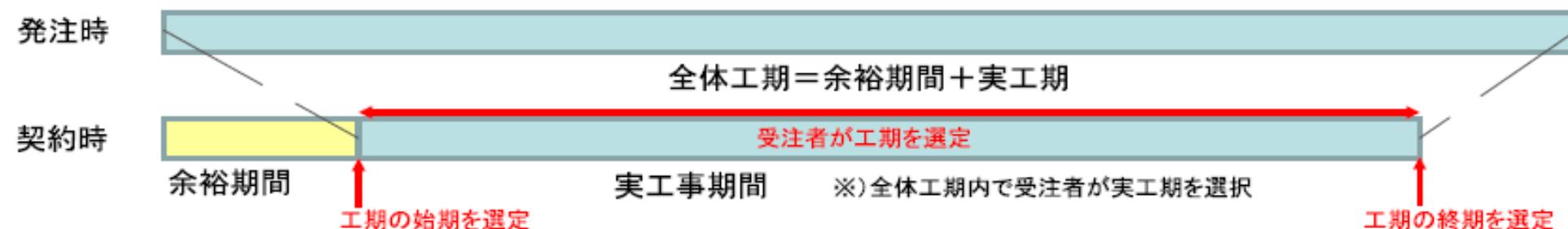
余裕期間制度(フレックス方式)の原則活用

「直轄土木工事における適正な工期設定指針」に基づき、令和5年4月1日以降に公告する工事から「原則、全工事（維持工事等・土木營繕、營繕工事を除く）で余裕期間制度（フレックス方式を基本）」を活用する。

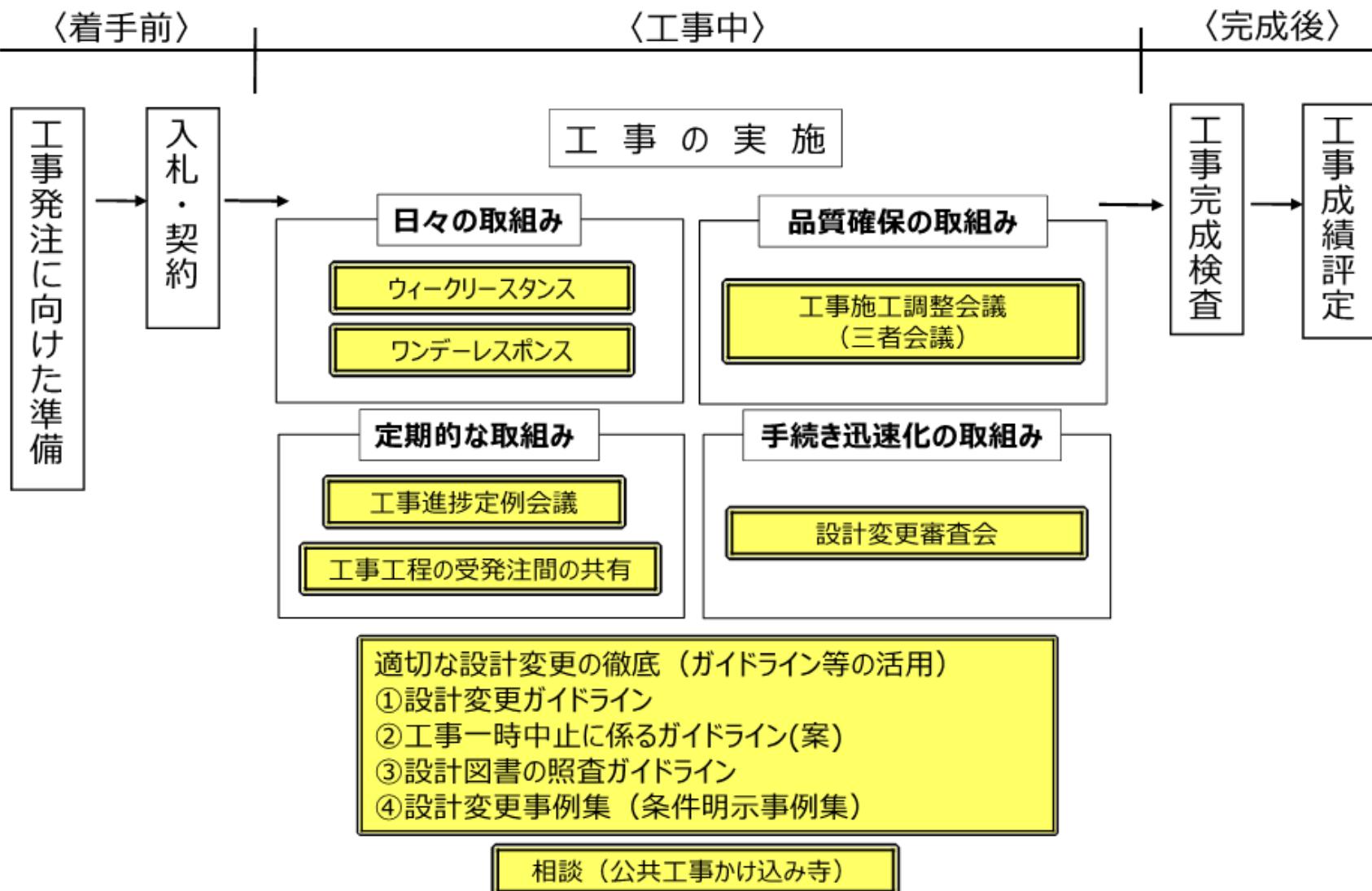
・余裕期間の設定

直轄土木工事における適正な工期設定指針に基づき、基本1パーティで設定した施工に必要な実日数を確保した上で、余裕期間は、契約ごとに最低1ヶ月を確保し、当該工事における施工条件等を勘案し、6ヶ月を超えない範囲内で期間を設定する。

「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



工事の円滑化に向けた取組み



※数量計算根拠や図面は編集可能なデータを、当初契約時は契約後、変更指示を行う場合は指示に合わせて速やかに貸与すること。

180

「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」より

12

【日々の取組み】Wiークリースタンス

建設業界の働き方改革を推進し、休日の取得・長時間労働の改善に向け、受発注者間における仕事の進め方を共有することで、工事を円滑かつ効率的に進めるための取組み。

■実施項目

- (1) 休日明け日（月曜日等）は工事書類等の作成等期限日としない。
- (2) 勤務時間外に工事書類等の作成等依頼をしない。
- (3) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せ・立会を行わない。
- (5) 工事施工中の打合せはWeb会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の内容や特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取り組みが実施出来ない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で協議のうえ、決定する。

■対象工事

災害等の臨時対応工事を除く全ての工事

■留意事項

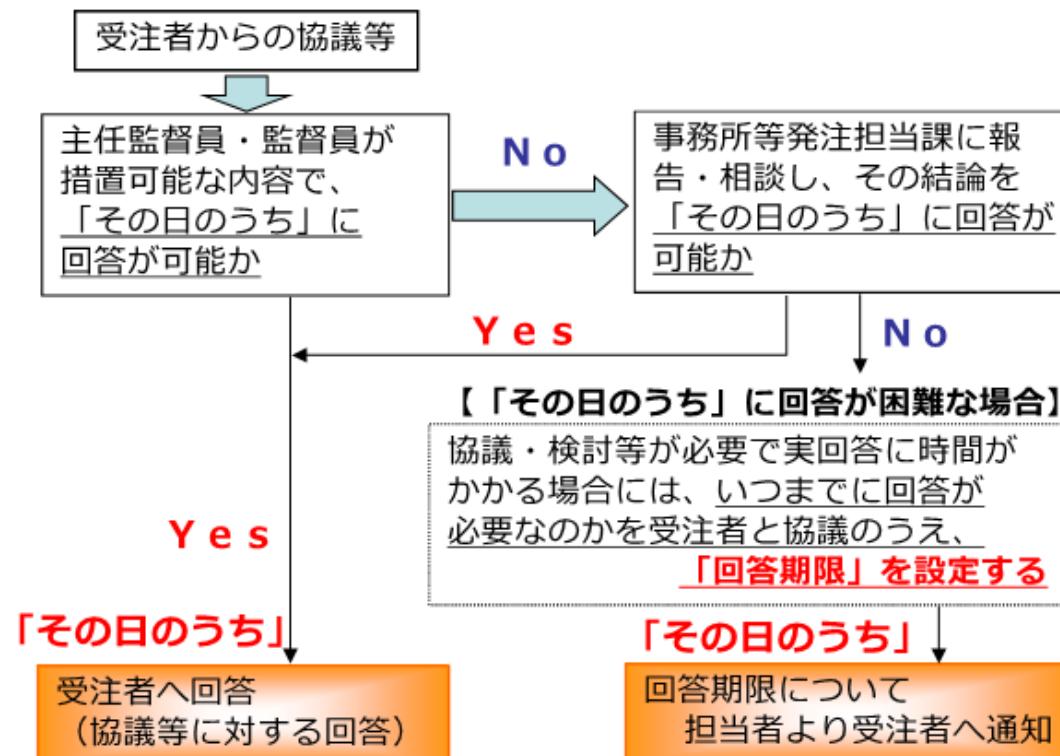
週休2日の取得計画がわかる計画工程表等から休日を確認し、Wiークリースタンスに取り組むこと。

■取組みイメージ ■

| | 勤務時間内 | 勤務時間外 |
|---|-----------|------------------------|
| 月 | 依頼期限としない! | |
| 火 | | |
| 水 | | |
| 木 | | |
| 金 | | |
| 土 | 休 日 | |
| 日 | | |
| 月 | 依頼期限としない! | 作成依頼しない!! 打合せ等しない!! |

【日々の取組み】ワンデーレスpons

ワンデーレスponsとは、「現場を待たせない」・「速やかに回答する」という対応をより組織的・システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題を迅速に対応する取組み。



■ 対象工事

原則、全ての工事

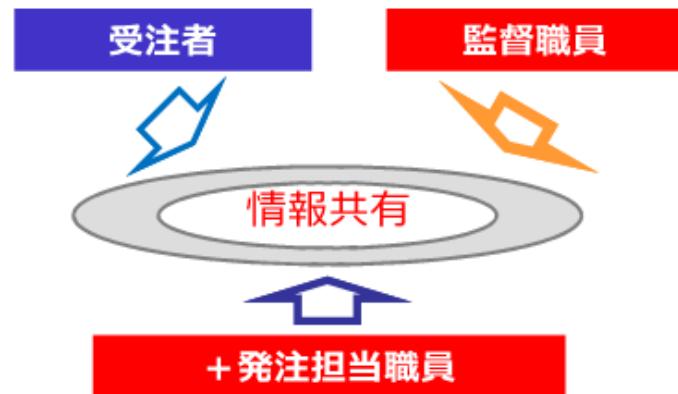
- 回答日の設定が困難な場合
 - 「その日のうち」に、「回答日を検討するため、○日まで待ってほしい」旨を連絡する。
- 予告した回答期限日に回答することが困難となつた場合
 - 速やかに受注者と回答期限日を調整する。
- 内容について打合せが必要な場合
 - 「その日のうち」に、「協議内容の確認について打合せを行う」旨を連絡する。

【協議を行う際の補足メモ】

- 協議書の条件変更や設計変更を必要とする理由・根拠は、文章によらず動画等を添付することも可。
- 発注担当課も含めて現地立会により変更理由を把握・合意する場合は、目的物の変更資料と立会の議事録を添付すること。（現地立会を行つた場合は、詳細資料に変わり立会議事録を添付）
- 遠隔臨場による場合も同様
- 受注者と監督員が行う事前打合せ等に、発注担当職員等も参画し、迅速化を図ること。

【定期的な取組み】工事進捗定例会議（工事工程の受発注者間情報共有）

休日の取得・長時間労働の改善に向け、受発注者間の工程情報の共有化、協議の迅速化など、現場のコミュニケーションの円滑化推進を図る取組み。



【工事進捗定例会議（受注者、監督職員）】

- 対象工事
維持工事を除くすべての工事。
- 開催
週1回開催を原則とし、進捗状況等に応じて隔週開催も可
- 内容
工事の進捗状況を主に、工事実施に関する課題や協議・設計照査等の回答状況などについて行う。
監督職員は、課題等を所内会議等で報告し、事務所と情報共有。

【工事工程の情報共有（受注者、監督職員、発注担当等職員）】

第1回目

【第1回目の工事進捗定例会議に実施】

- ① 工期設定支援システムで作成した工事工程を受注者へ提示し、内容説明。
- ② 工事発注時チェックシートと、地元・関係機関等との協議未了箇所及び用地関係箇所等を既存の工事平面図等に図示した資料を利用し、受発注者で工事工程の問題点等を共有。
- ③ 受発注者パートナーシップ（2013）向上における取組みの説明。
- ④ 工事請負契約におけるガイドライン（総合版）の概要説明

以降

上記第1回打ち合わせにおいて共有した情報を考慮したクリティカルパスを含む工事工程を受注者で作成するものとし、工事進捗定例会議等を利用して工事工程に関連する案件の進捗状況の確認及び工事工程クリティカルパスの変更が生じる内容について随時情報共有を行う。

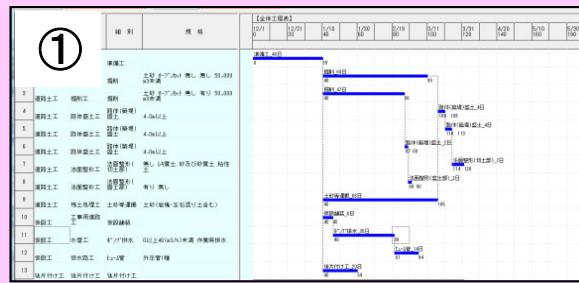
【協議を行う際の補足メモ】

- 履行報告書などの仕様書で定める既存資料を活用すること。Web（遠隔臨場）を活用することも可
- 事務所との情報共有資料については、監督員が作成すること。

情報共有内容

第1回打ち合わせ時

- ① 工期設定支援システムで作成した工事工程を受注者へ提示し、内容説明。
- ② 工事工程に関連する案件（用地関係、関係機関協議等）の対応状況や処理期限等について明示された、工事発注時チェックシート様式と、地元・関係機関等との協議未了箇所及び用地関係（未買収や未引渡し）箇所等を既存の工事平面図等（1/2,500や1/1,000程度）に図示した資料を利用し、受発注者で工事工程の問題点等を共有。
- ③ 受発注者パートナーシップ（2013）向上における取組みの説明。
- ④ 工事請負契約におけるガイドライン（総合版）の概要説明



工事の円滑化に向けた取り組み

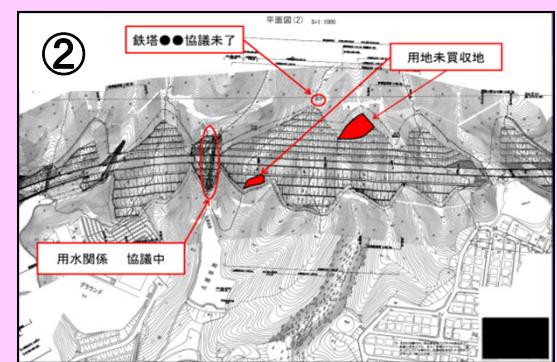
建設生産システムが円滑化に向けた取り組みの報告
～受発注者パートナーシップ向上～

建設地整備部では、平成29年度に実施した工事・業務について受注者に対するアンケート等を実施し、その結果を踏まえて、「受発注者パートナーシップ向上2013」を取りまとめました。この「受発注者パートナーシップ向上2013」では、工事実績は施工者による評価、工事円滑化実績は受注者心得十箇条による評価が主な評価基準となっています。受注者心得八箇条は、工事円滑化実績の全20箇条からなる評価基準で、受注者心得十箇条による評価結果とともに、入札・契約実績における新たな実績の積み重ね及び新たな実績の評価を踏まえた評価制度の導入や監督検査の実施や監督検査の実施等による監査品質の向上施策等をまとめています。また、新たな施策として、工事施工初期における「三か丸し」の公共事業の推進上へまいります。

④ 工事請負契約におけるガイドライン（総合版）

設計変更手続きの明確化

平成31年3月
国土交通省 近畿地方整備局



第2回打ち合わせ以降

上記第1回打ち合わせにおいて共有した情報を考慮したクリティカルパスを含む工事工程を受注者で作成するものとし、工事進捗定例会議等を利用して工事工程に関連する案件の進捗状況の確認及び工事工程クリティカルパスの変更が生じる内容について随時情報共有を行う。

| 担当者 | 事項 | 〇月 | 〇月 | 〇月 | 〇月 | 〇月 | 〇月 |
|-----|--------|----|----|----|----|----|----|
| 施工者 | 〇〇工 | | | | | | |
| | 〇〇工 | | | | | | |
| | 〇〇工 | | | | | | |
| | 〇〇工 | | | | | | |
| 発注者 | 支障物件移設 | | | | | | |
| | 〇〇協議 | | | | | | |

クリティカルパスを含む工事工程（イメージ）

工事発注時チェックシート

（別紙一四）

This is a sample of the "Construction Bid Submission Checklist" (Form No. 14) used for construction bidding.

対象工事

**原則、全ての工事(維持作業除く)
また、既契約工事も受注者と調整出来次第、実施する**

【品質確保の取組み】工事施工調整会議（三者会議）

工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計・工事担当）、設計者、施工者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取組み。



■ 対象工事

原則、請負金額が1億円以上の工事

なお、請負金額が1億円未満の工事についても、仮設費の占める割合が高い工事等。

■ 出席者

発注者：副所長（必須）、設計・工事発注・工事監督の担当

設計者：建設コンサルタント管理技術者等（必須）

地質技術者（複雑な地質など必要な場合）

受注者：現場代理人、監理技術者等

■ 討議内容

①施工条件に関すること

②詳細設計の設計意図に関すること

③設計図書の照査及び条件変更等に関すること

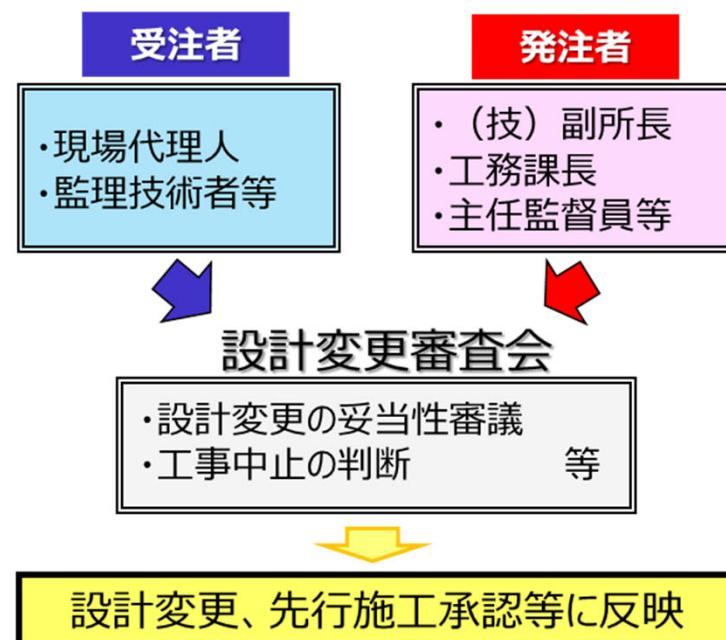
④設計・施工の品質向上に関すること

【三者会議の補足メモ】

- 工事施工調整会議ガイドラインに基づき、契約後30日以内に第1回目の開催を原則とするが、概略照査を行わない場合は、設計照査受領後、30日以内に工事施工調整会議を開催すること。
- 設計者が遠方等の場合は、Web会議も活用し、開催の効率化・迅速化を図ること。
- 会議の議事録は、設計者が作成し、三者で共有すること。
- 設計意図等を受注者が十分把握できる場合は、開催を要しない。

【手続き迅速化の取組み】設計変更審査会

設計変更の手続きの透明性と公平性の工場及び迅速化を目的として、受注者と発注者が設計変更する内容の妥当性及び工事中止等の協議・審議等を行う取組み。



■対象工事

- ・現地不一致に伴う設計変更規模が大きく重要なものの
- ・当初条件が異なり、仮設・本体計画に影響するもの
- ・新規工種
- ・その他、総括監督員が必要と判断したもの。

(簡易な工事や数量変更は対象外)

■開催

- ・受注者より設計変更協議があった場合、速やかに開催するものとするが、事務の効率化等を図るため、適宜工夫する。
- ・受注者又は発注者の発議により開催する。

【審査会の補足メモ】

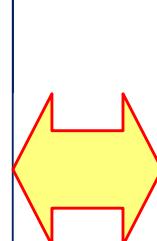
- 開催の効率化・迅速化を図るためにWeb会議・遠隔臨場も活用すること。
- 回答期限日等を鑑みて、複数の協議をまとめて審査することも可。
- 会議の議事録は、発注者が作成し、受注者と共有すること。

- 週休2日を達成するためには、設計変更時にも、適正な工期を確保することが重要。
- そのため、工事の主要目的物の構造変更や追加を行う場合には、概算金額及び工期の延長日数や施工条件を明示する試行を行う。

発注者（工事の主要目的物の構造変更の場合）

□ 工事打合せ簿（指示書）

- 指示内容、概算金額、予定工期、また、設計変更内容に、疑義がある場合は、書面にて確認を受ける旨を明示。
- 合わせて、官積予定工程表、施工条件（特記仕様書や工事発注時チェックシートなどを準用し）を明示。



受注者

- 明示された条件を元に、履行可能（週休2日が達成可能）か検討。
- ○○であれば履行可能でということや追加で必要な資料、条件が不明確であるなど履行（週休2日）が困難な場合には、書面で確認を行って頂く。

↑ 設計変更審査会を活用し、設計変更の妥当性を審査 ↑

工事名：○○道路口地区改良工事

予定期末
令和●年●月●日

| 工種 | 単位 | 数量 | 令和●年度 | | 令和●年度 | | | | | | | | | | | | 備考 (班数等) |
|------------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|----|----|----|--------------------------|
| | | | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 準備 | 式 | 1 | ■■■■■ | | | | | | | | | | | | | | ・30日間 |
| 道路土工 | m3 | 10,000 | | ■■■■■ | ■■■■■ | | | | | | | | | | | | ・路床盛土工（2班） ・路体盛土工（2班） |
| 舗装工 | m2 | 5,000 | | | | ■■■■■ | ■■■■■ | | | | | | | | | | ・路盤工（2班） ・舗装工（1班） |
| 付属施設工 | 式 | 1 | | | | | | | ■■■■■ | ■■■■■ | | | | | | | （1班） |
| 区間線工 | 式 | 1 | | | | | | | | ■■■■■ | ■■■■■ | | | | | | （2班） |
| （追加施工） 現場打撲壁工 | m3 | 250 | | | | | | | | | ■■■■■ | ■■■■■ | | | | | ・鉄筋、型枠工（2班） |
| （追加施工） 排水構造物工 | 式 | 1 | | | | | | | | | | ■■■■■ | ■■■■■ | | | | （1班） |
| 後片付け | 式 | 1 | | | | | | | | | | | ■■■■■ | | | | ・20日間 |

■施工条件（特記仕様書）イメージ

●●●工事

○○の変更（追加）に伴う施工条件について

第1編1-1-1-2（受注者相互の協力）

| 番号 | 工事名 | 区分 | 工期 | 本工事との重複・近接する内容 | 現在の進捗状況 | 完成予定 |
|-------|-------|-----|-----------|--|-----------|------|
| No. 1 | ●●●工事 | 契約済 | R0.0～R0.0 | No. 5 工事は、本工事で利用するA地区進入路を利用し、掘削及び残土搬出を行っている。なお、A地区進入路は、幅員●m程度あり、対面通行可能である。 | 約●割 完成 | R0.0 |

第1編1-1-3-6（官公庁等への手続等）

（関係機関協議）
本工事区内の関係機関協議は下表のとおりであり、協議完了予定や移設時期等が延期するような場合、また、協議結果により設計図書に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員より指示し、設計変更の対象とする。
なお、工事施工にあたっては、各施設管理者と十分に連絡調整を行い、施工するものとする。

| 協議等物件 | 管理者 | 位置 | 協議内容 | 協議状況 | 制約内容 | 協議完了予定 |
|-------|----------|-----------|--------------|-------------------------------------|-----------------------------------|--------|
| 通信線 | ●● | No. 00～00 | R0.0までに防護管取付 | 防護管取付協議完了 ●●が発注した防護管取付工事受注者決定済み。 | 防護管取付後でなければ、No. 00～00の基礎工が着手できない。 | — |
| 県道●●号 | ●● 県土整備部 | No. 00～00 | 仮桟橋工の一時占用協議 | 事前協議は完了。 | 占用協議が整わなければ、仮桟橋工の着手が困難。 | R0.0 |

試行運用について

令和4年4月1日以降に、設計変更手続きを行うものより適用する。

土木工事書類作成スリム化ガイド



令和5年12月

近畿地方整備局



土木工事書類作成スリム化ガイド

1. 目的、適用

■目的

- 工事書類のスリム化を図るとともに、受発注者間における資料等作成の役割分担を明確化することで、受注者の工事書類作成に要する時間を縮減し、建設業における働き方改革を推進する。

■適用

- 令和6年1月以降の近畿地方整備局(港湾空港関係、営繕関係を除く)発注工事を対象とするが、契約済み工事についても協議の上、適用できるものとする。

土木工事書類作成スリム化ガイドの位置付け

- 本ガイドは、近畿地方整備局(港湾空港関係、営繕関係を除く)発注工事において、土木工事書類作成マニュアル等に基づき工事書類を作成するにあたって、作成や提出の不要な書類及び資料等作成者の役割分担のポイントを明確化したものである。
- 受注者及び発注者(監督職員、検査職員、現場技術員)は、本ガイドに基づき工事書類のスリム化及び資料等作成者の役割分担に留意するものとする。

※ ただし、受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。
また、法令等に規定された書類の作成は適正に行うこととする。

土木工事書類作成にあたっての心得 ~受発注者間のコミュニケーション~

- 円滑な工事施工に向けた受発注者間の情報共有
- 資料等作成の役割分担の明確化

近畿地方整備局独自の取組

- 『工事進捗定例会議(原則週1回開催)』: 受発注者間の意思疎通を図り、生産性や技術力の向上につなげる取組
- 『工事工程の受発注者間の共有』: 工事進捗定例会議を利用して休日確保の環境整備に向けて、受発注者相互の持ち得る情報を共有し、工事工程管理の精度を向上させる取組
- 『資料等作成者の役割分担の明確化』: 工事書類作成の負担軽減を図るため、工事進捗定例会議を利用して役割分担を徹底



受発注者コミュニケーションガイド

■目的、適用

■目的

- 受発注者間のコミュニケーションを図ることで、工事書類のスリム化、適切な設計変更、協議の迅速化など適正かつ円滑な工事請負契約の履行を行い、建設業における働き方改革を推進する。

■適用

- 近畿地方整備局(港湾空港関係、営繕関係を除く)発注の全工事を適用対象とする。

受発注者コミュニケーションガイドの位置付け

- 本ガイドは、近畿地方整備局(港湾空港関係、営繕関係を除く)発注工事において、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）-令和5年3月-」に基づき適正かつ円滑に工事請負契約を履行するにあたって、受発注者に求められるコミュニケーションのポイントをとりまとめたものです。
- 受注者及び発注者(監督職員、発注担当職員、現場技術員)は、本ガイドを活用し更なるコミュニケーションの向上に努めるものとします。

【参考】

工事請負契約におけるガイドライン（総合版）(R5.3)全編は、下記参照

工事請負契約におけるガイドライン（総合版）(R5.3)の構成

- 下記の6部で構成。
 - 設計変更ガイドライン(案)
 - 工事一時中止に係るガイドライン(案)
 - 設計図書の照査ガイドライン(案)
 - 設計変更事例集(主な事例)
 - 受発注者間のコミュニケーション
 - 参考資料



事務連絡
令和6年5月22日

（別紙）

本局関係各課長 殿
各事務所副所長（技術）殿

企画部 技術調整管理官

「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）の遵守」「土木工事書類作成マニュアルの遵守」の特記仕様書への記載について

標記については、『「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」の一部改正について』（令和5年3月28日付け事務連絡）、並びに『「土木工事書類作成スリム化ガイド」の作成および「土木工事書類作成マニュアル（案）」の改訂について』（令和5年12月25日付け事務連絡）により周知を図ってきたところであるが、確実な履行を確保するため、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」及び「土木工事書類作成スリム化ガイド」「土木工事書類作成マニュアル（案）」については、これを遵守するよう、改めて周知する。

また、特記仕様書の記載例を以下の通り作成したので適切に対応すること。既契約の工事・業務については、打ち合わせ記録簿にて指示すること。

なお、『「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」の一部改正について』（令和5年3月28日付け事務連絡）については、廃止する。

1. 対象業務
 - ・すべての工事
 - ・すべての工事監督支援業務、設計積算資料整理業務等工事受注者と関係する業務
2. 特記仕様書記載例
別紙参照
3. 適用時期
令和6年6月1日以降に公告する工事・業務から適用する。
4. 問合せ先
工事関係：技術管理課 基準第一係長 八田（3321）、川嶋（3322）
業務関係：技術管理課 課長補佐 後藤（3313）、基準第二係 酒井（3342）

＜工事＞

第〇〇条（工事請負契約におけるガイドライン（総合版）の遵守）
工事の実施にあたっては、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」を遵守し、対象となる工事が円滑に進められるよう、「受発注者コミュニケーションガイド（令和6年2月）」を活用しながら、関係者間の意思疎通に努めるものとする。

第〇〇条（工事書類の作成）

1. 工事書類作成にあたっては、別に定める「土木工事書類作成マニュアル（案）（令和5年12月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事書類作成スリム化ガイド（令和5年12月）」を参考に受発注者間で工事書類のスリム化、資料等作成者の役割分担の明確化に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙－6）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者間で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

※（工事書類の作成）については、特記仕様書作成の手引き（案）（令和6年4月）の記載内容に同じ。

＜業務＞

第〇〇条 その他の特記事項

- 工事請負契約におけるガイドライン（総合版）の遵守
業務の履行にあたっては、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」を遵守し、対象となる工事が円滑に進められるよう、「受発注者コミュニケーションガイド（令和6年2月）」を活用しながら、関係者間の意思疎通に努めるものとする。
- 土木工事書類作成マニュアルの遵守
業務の履行にあたっては、「土木工事書類作成マニュアル（案）」（令和5年12月）を遵守し、「土木工事書類作成スリム化ガイド（令和5年12月）」を参考に関係者間で工事書類のスリム化、資料等作成者の役割分担の明確化に留意すること。

監督検査のリモート化(遠隔臨場)

○遠隔臨場の対象工事がある工事は原則、全ての工事に適用

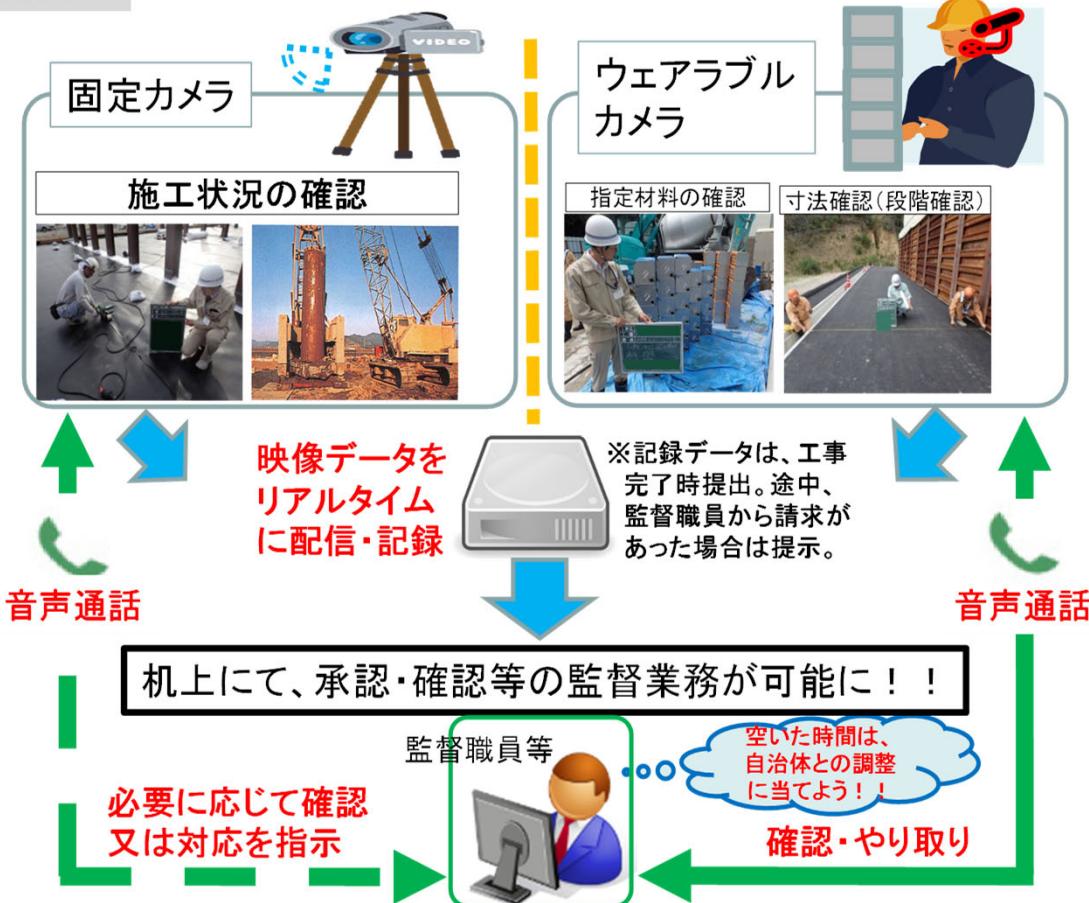
(通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率的な確認になることが明確な場合は、この限りでない)

➡ 通信環境が整わない現場において「低軌道周回衛星インターネットサービス」の活用により通信環境が確保できる場合は対象

○遠隔臨場実施にかかる費用負担の全額を技術管理費に積上げ計上

○令和5年3月に「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」を一部改訂

概要



実施状況



公共工事における工事検査を対象とし、「土木工事共通仕様書」に定める「技術検査」、「工事検査」を実施する場合に適用する。

○ 遠隔臨場による工事検査の対象

完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とする。全ての検査を対象とするが、現場条件や実施要領（案）7.3検査項目の適応性を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実施検査）を選択することも可能。

○ 遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。検査項目については『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

表 1-1 遠隔臨場による工事検査の対象

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

| | 工事実施 状況検査 | 出来形の検査 | | 品質の検査 | | 出来ばえの検査 | |
|--------|--------------|--------|----|-------|----|---------|----|
| | | 書類 | 書類 | 実地 | 書類 | 実地 | 書類 |
| 完成検査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 中間技術検査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 既済部分検査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 完済部分検査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |



表 7-5 遠隔臨場による工事検査に関する検査項目

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な検査項目

△：特殊な機器等又は現場実地が必要（映像や音声で判断できない）となる検査項目

| 検査項目 | | 適応性 | 備考 |
|--------|--------|-------|--------------------------------------|
| 工事実施状況 | 遠隔書類検査 | ○ | |
| 出来形 | 遠隔書類検査 | ○ | |
| | 遠隔実地検査 | 別表1参照 | 検査職員が十分な情報を得られないと判断する場合、現場実地検査を実施する。 |
| 品質 | 遠隔書類検査 | ○ | |
| | 遠隔実地検査 | 別表2参照 | 検査職員が十分な情報を得られないと判断する場合、現場実地検査を実施する。 |
| 出来ばえ | 遠隔書類検査 | ○ | |
| | 遠隔実地検査 | 別表3参照 | 検査職員が十分な情報を得られないと判断する場合、現場実地検査を実施する。 |

工事の検査時(完成・中間)における、技術検査官による資料検査(電子検査を含む)において、監督職員と技術検査官の重複確認の廃止及び受発注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る

書類限定検査の実施の標準化 実施要領 令和6年2月

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行う。

| | |
|----------------------|----------|
| ①施工計画書 | ⑥品質規格証明書 |
| ②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む） | ⑦出来形管理図表 |
| ③工事打合せ簿（協議） | ⑧品質管理図表 |
| ④工事打合せ簿（承諾） | ⑨品質証明書 |
| ⑤工事打合せ簿（提出） | ⑩工事写真 |



検査時に準備する工事書類が軽減されるものであり、作成する工事書類そのものが削減されるものではありません。

- ※ 上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。
- ※ 監督職員は「施工プロセスのチェックリスト（案）」（地方整備局工事成績評定実施要領の別紙－5 ①～④）を検査時に技術検査官へ提出し、チェック内容を説明する。

<対象工事>

全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について実施するものとする。（事務連絡R 6.2.2.1）

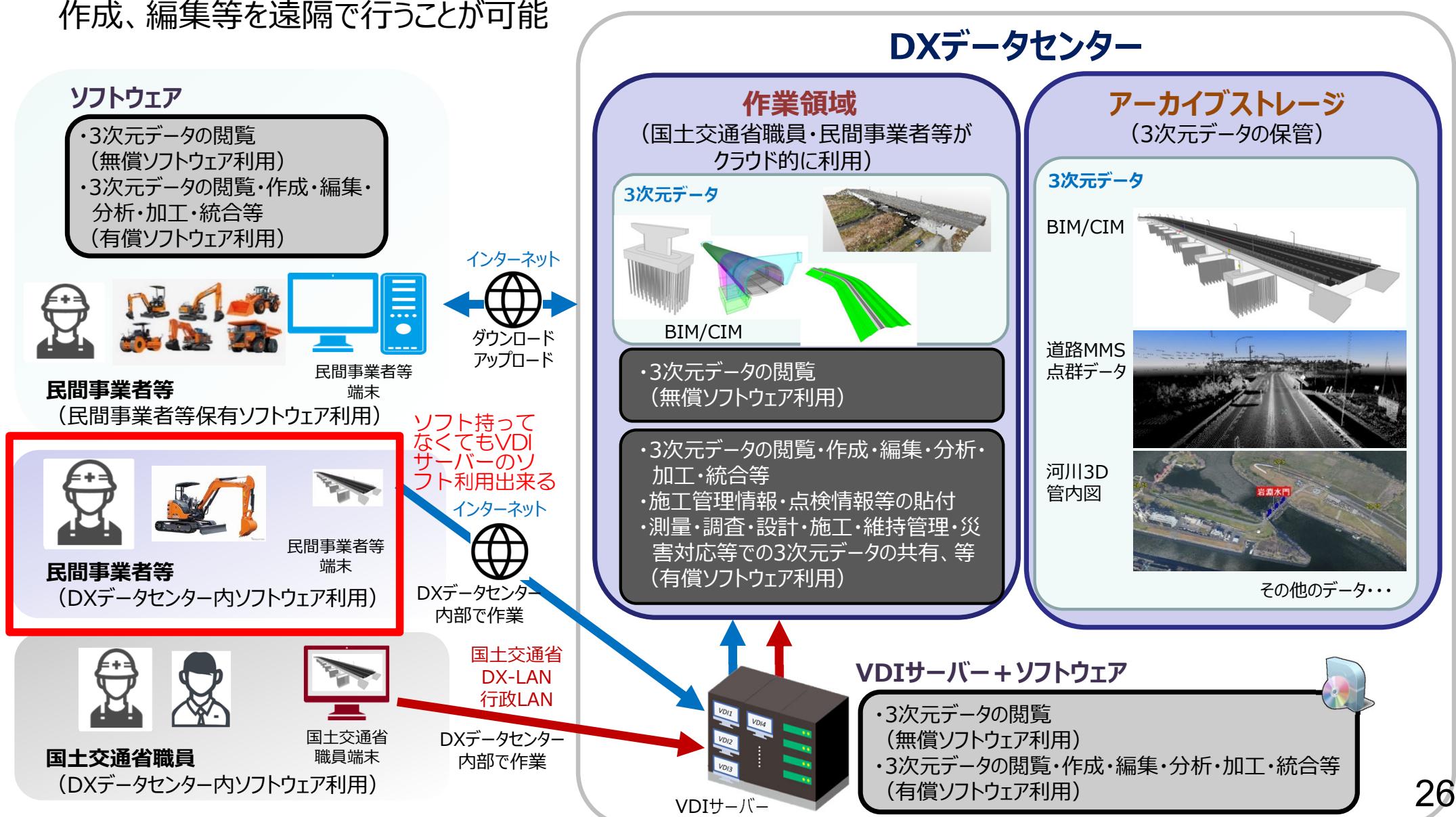
- ※ 低入札価格調査対象工事 又は 監督体制強化工事は対象外
- ※ 施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

その他

- 特別な事由がある場合は、検査通知前までに、上記10種類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。

○BIM/CIM等の3次元データを一元的に保管し、受発注者が測量・調査・設計・施工・維持管理の事業プロセスや災害対応等で円滑に共有するためのシステムとして「DXデータセンター」を構築

○3次元データを取り扱うソフトウェアを搭載することにより、受発注者がBIM/CIM等の3次元データの閲覧、作成、編集等を遠隔で行うことが可能



工事請負契約書第1条において、「発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書(図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。)に従い、日本国の法令を遵守し、契約を履行しなければならない。」と定められています。

昨今、現場説明書に示した指導事項が、遵守されていない事例が見受けられるため、受注者の皆さまにおかれましては指導事項の主旨及び各項目の目的等を踏まえ、過積載による違法運行の防止に努めていただきますようお願いします。

◇指導事項◇

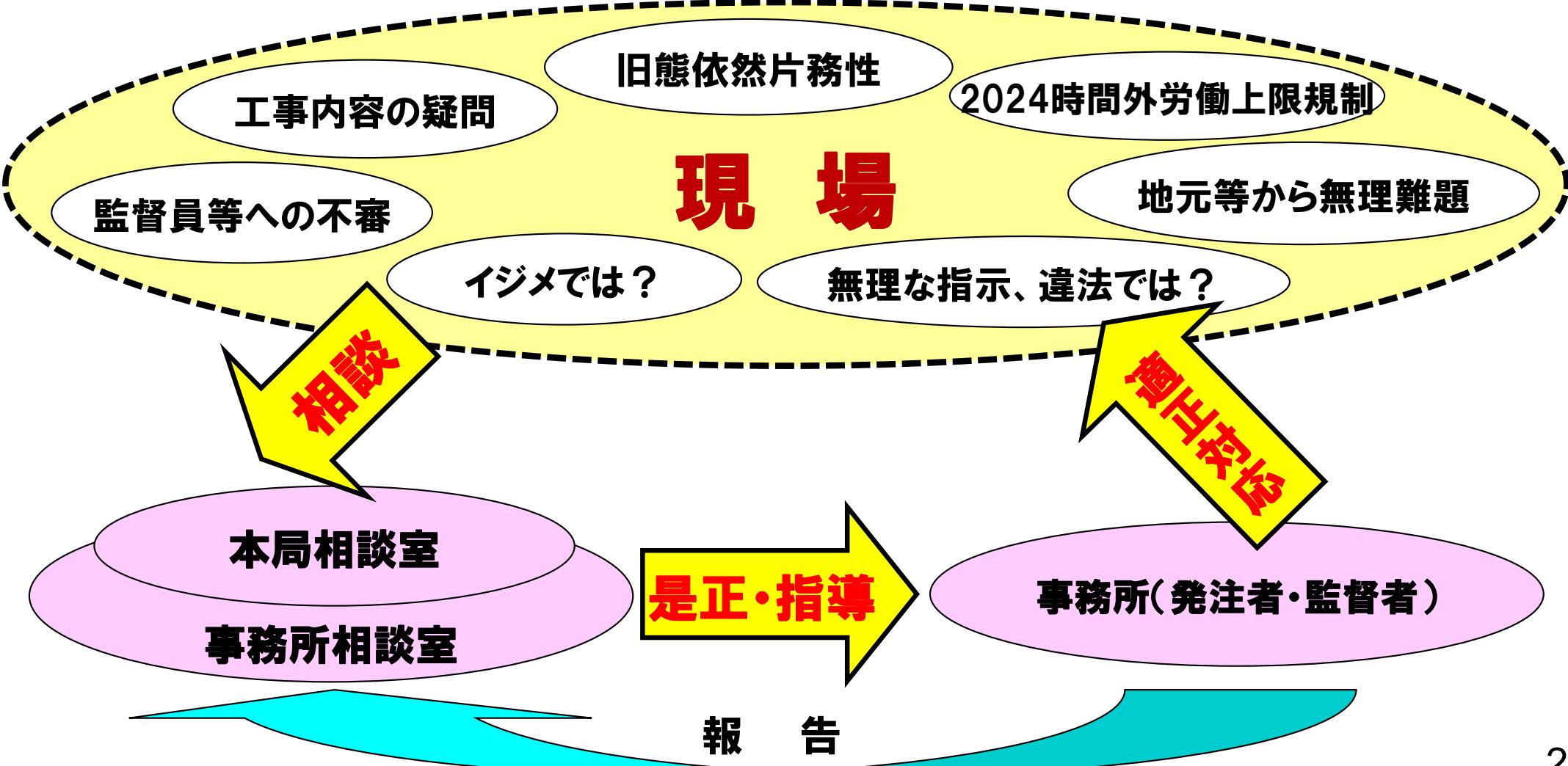
5 過積載による違法運行の防止について

- (1) 積載重量制限を越えて工事用資機材及び土砂等を積み込みます、また積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車(以下「不表示車」という。)等に土砂等を積み込みます、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (4) 建設発生土の処理及び骨材等資材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (6) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講ずること。
- (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (8) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの、又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (9) 以上のことにつき、下請契約における受注者を十分指導すること。

<施工段階での受注者からの苦情等を適正に対応する体制を確保>

『公共工事かけこみ寺』(近畿地方整備局・各事務所)

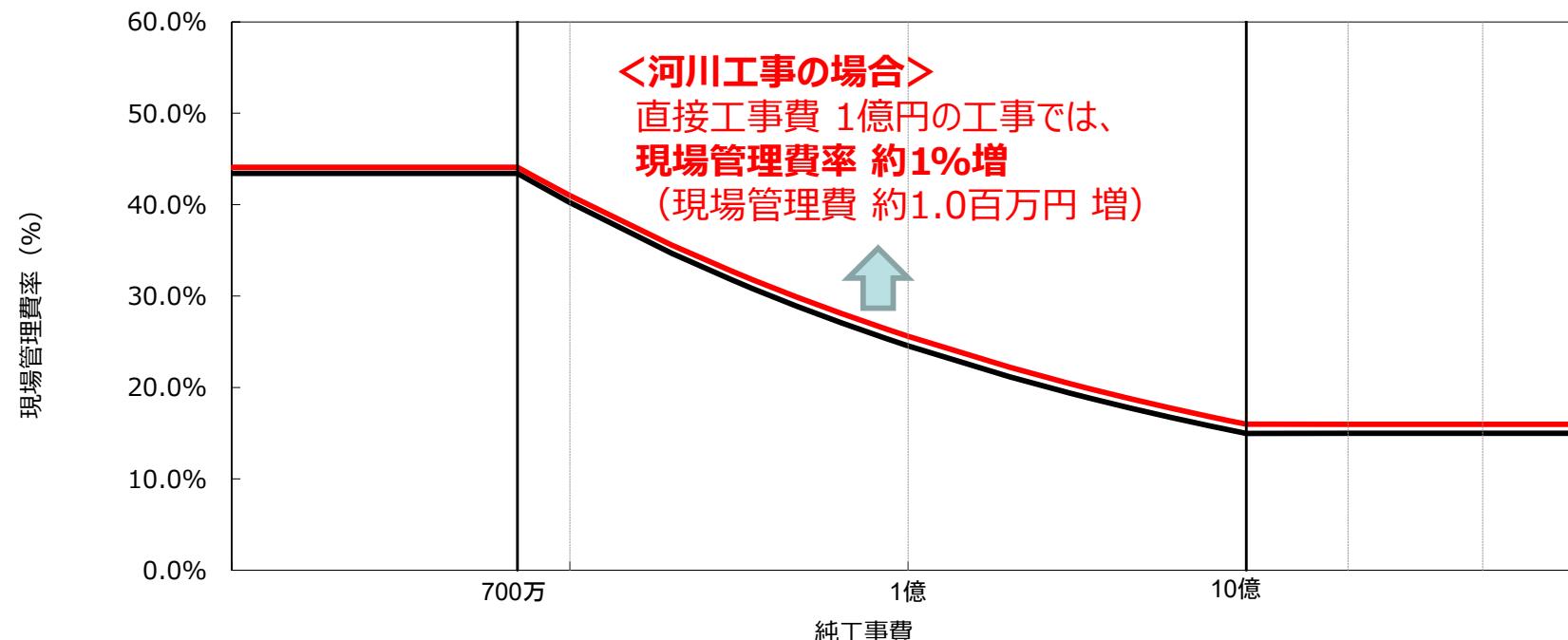
相談したいが、直接発注者に言うのも…。これ位は受注者が我慢すべき…。仕返しが…。



参考資料(配布のみ)

- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

| 700万円以下 | 700万円超え10億円以下 | 10億円超え |
|---------|-------------------------------|--------|
| 43.43% | $1,276.7 \times Np^{-0.2145}$ | 14.98% |

【改定】

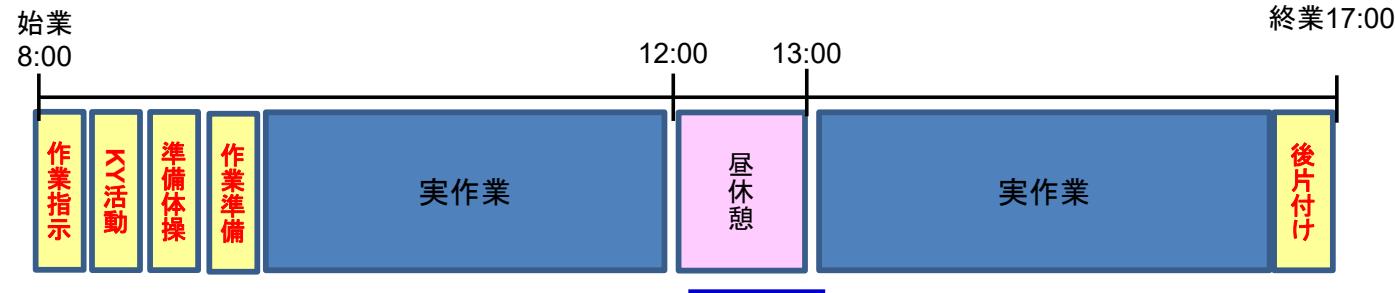
| 700万円以下 | 700万円超え10億円以下 | 10億円超え |
|---------|-------------------------------|--------|
| 44.05% | $1,118.2 \times Np^{-0.2052}$ | 15.91% |

移動時間を踏まえた積算の適正化

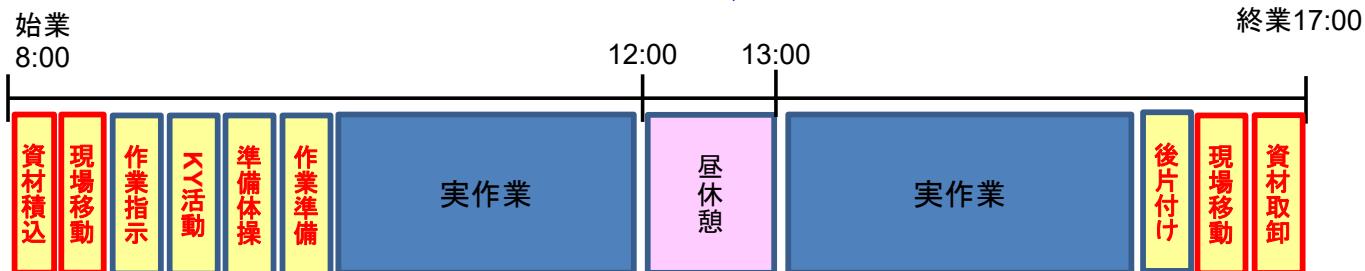
- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映
- R 4 年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、R 5 年度の 27 工種の分析に反映

工 事

■従前の調査



■R 4 以降の調査



- 舗装版破碎工などの**現道・維持関係等の 11 工種**で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒R6年度歩掛改正に反映

- | | | | | | |
|---------|-----------------|------------------|---------|-------------------|-----------|
| ・舗装版破碎工 | ・舗装版切断工 | ・電線共同溝工(C·C·BOX) | ・場所打擁壁工 | ・橋梁補強工(コンクリート巻立て) | |
| ・伐木除根工 | ・安定処理工(バックホウ混合) | ・泥水運搬工 | ・現場取卸工 | ・踏掛版設置工 | ・グラウトホール工 |

適正な工期設定について

- 平成29年度から工期設定支援システムにより工期算定を行うよう運用開始
 - 併せて工事発注時チェックシートに以下を追加し、工期の妥当性を確認実施
 - ・ 工期設定支援システム等で工期設定し、原則1班体制かどうか（1班でない場合、理由が妥当か）
 - ・ 算定式から算出された工期と大きな乖離がないか。
 - ・ 特記事項がある場合は、特記仕様書に条件を明示しているか。

工期設定支援システム Ver3.0

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ツール(T) ヘルプ(H)

工事名称: すみ串本道路貝岡川地区改良工事

事業区分: 道路新設・改築

直接工事費(円): 400,000,000 円

工事区分: 道路改良

準備工(日数): 40 日

工期 自: 2020年3月28日

後片付け工(日数): 30 日

工期 至: 2021年3月20日

雨休率(係数): 0.80

工期日数(至・自): 358 日

算定式による日数: 409 日

工程表工期日数: 358 日

判定: 工期要確認

●下記算定式による日数の-10%を下回った場合、工期要確認が表示。

●過去の実績工期との比較確認

工事情報等入力

工事情報

工事名称: 貝岡川地区改良工事

地先名: (自)●●●●地先(至)●●●●地先

事業区分: 道路新設・改築

工事区分: 道路改良

工期: 2020/03/28 ~ 2021/03/20
358 日

直接工事費(円): 400,000,000 円

工程情報

整備局: B6:近畿地方整備局

工程表開始日: 2020/03/28

対象工事区分: 道路改良工事

準備工(日数): 40 日

後片付け工(日数): 30 日

雨休率(係数): 0.80

●施工班数、妥当性の確認

供用開始 日数 加算班数 クリ雨休他終了

| | 開始 | 日数 | 加算班数 | クリ | 雨休 | 他 | 終了 |
|---|--------|----|------|----|-----|-----|----|
| 1 | 40.00 | 1 | 1 | 40 | | | |
| 2 | 104.38 | - | 2 | | | | |
| 3 | 5.51 | 2 | 102 | 5 | 138 | | |
| 4 | 6.80 | 1 | 103 | 6 | 3 | 154 | |

直接工事費と契約工期の相関分布【海岸工事】

直接工事費と契約工期の相関分布【道路改良工事】

| 工種 | A | b |
|------------|-------|--------|
| 河川工事 | 13.31 | 0.1617 |
| 河川・道路構造物工事 | 1.04 | 0.3122 |
| 海岸工事 | 1.11 | 0.2962 |
| 道路改良工事 | 2.23 | 0.2675 |
| 鋼橋架設工事 | 12.31 | 0.1904 |
| P C橋工事 | 0.39 | 0.3586 |
| 舗装工事 | 1.68 | 0.2740 |
| 舗装工事(新設) | 7.58 | 0.1954 |
| 舗装工事(修繕) | 0.91 | 0.3057 |
| 砂防・地すべり等工事 | 0.44 | 0.3530 |

| 工種 | A | b |
|----------|-------|--------|
| 公園工事 | 20.27 | 0.1391 |
| 電線共同溝工事 | 0.01 | 0.5767 |
| 橋梁保全工事 | 1.11 | 0.3056 |
| 道路維持工事 | 11.60 | 0.1797 |
| 河川維持工事 | 14.20 | 0.1695 |
| トンネル工事 | 0.19 | 0.3974 |
| 下水道工事(1) | 0.52 | 0.3505 |
| 下水道工事(2) | 1.94 | 0.2738 |
| 下水道工事(3) | 1.11 | 0.3119 |
| 下水道工事(4) | 0.90 | 0.3056 |

猛暑日を考慮した工期設定について

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) \\ + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \quad \text{を日数換算し、} \\ \text{平均した値 (対象: 5か年)}$$

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

※ 1) 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温28℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温30℃以上」に戻す予定。

※ 2) 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

■ 工期延長等に伴う増加費用の積算

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等を特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

| | |
|--|------|
| 準備期間 | 40日間 |
| 後片付け期間 | 20日間 |
| 雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数 | 0.89 |
| その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x～Rx.x.x) | 〇日間 |

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

1) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

2) **8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を見し合わせた日数：13日間**
(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

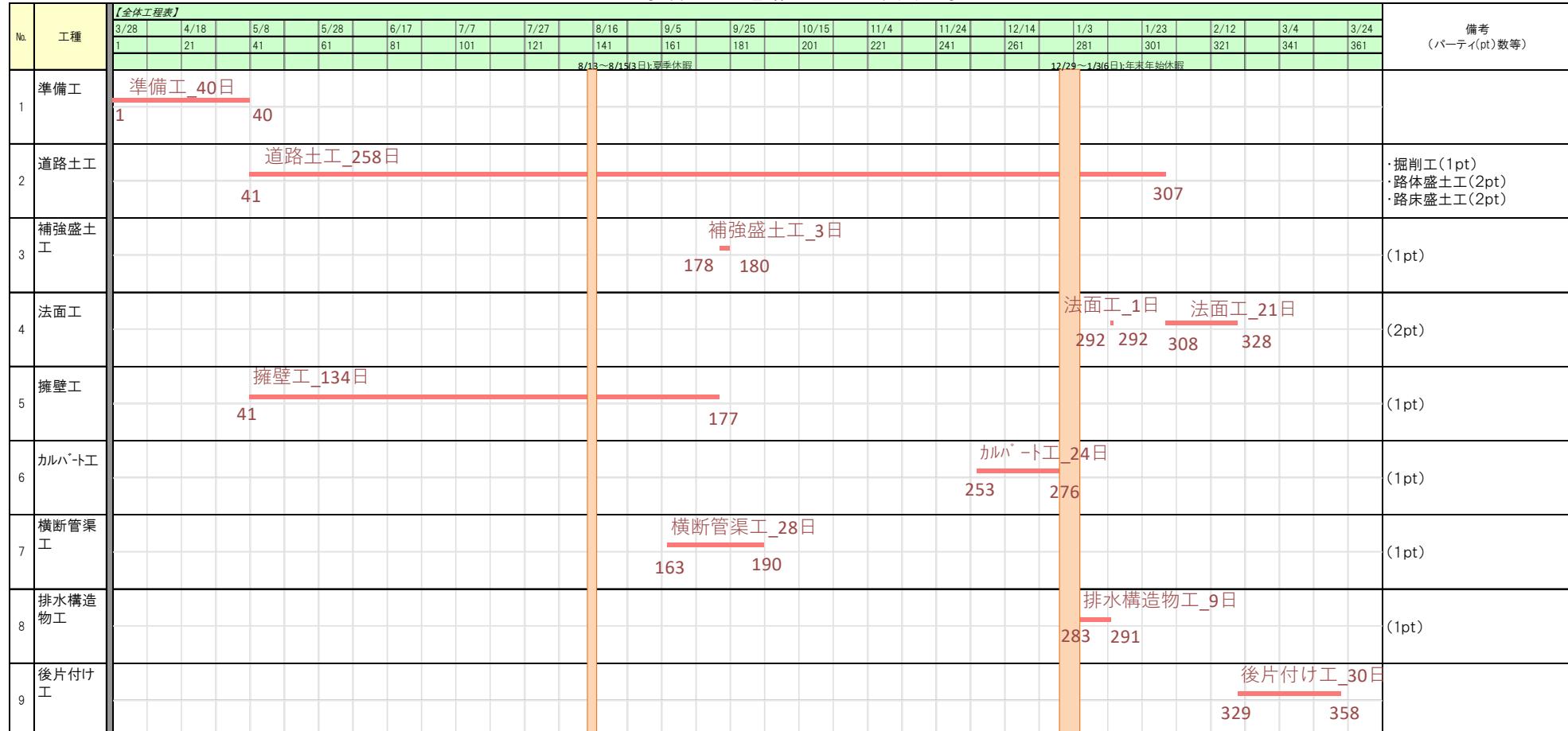
過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離**し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

現場閉所による週休2日工事における工事工程開示の試行について

- 維持工事等を除くすべての工事で、入札公告時に概略工事工程表を明示する。
工事工程表は、原則として工期設定支援システムを活用し、適正な工期設定指針に基づくものとする。
- なお、あくまで「見積参考資料」として明示するものであり、有効期限は入札日までとする。

【見積参考資料】概略工事工程表
工事名:○○道路口口地区改良工事



この「見積参考資料（工事工程）」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、また、発注者における工事工程の考え方、制約条件を明示したものであり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

週休2日対象工事における施工条件明示の試行について(その1)

- 更なる週休2日促進に向け、工事発注時における各種関係機関協議などの工事工程に影響する具体的な内容を、入札公告時に「工事発注時チェックシート」(R5年3月見直し)を明示する。
- なお、あくまで「見積参考資料」として明示するものであり、有効期限は入札日までとする。

工事発注時チェックシート

| 工事名: | ●●工事 | 発注担当課 | 工務課 |
|---|--|--|-------|
| (1)施工条件明示の確認 | | | |
| ■土木工事 施工条件明示の手引き(H28.3)に基づく確認 | <input checked="" type="checkbox"/> 確認 | □未確認 | |
| (2)地元調整状況 | | | |
| ✓地元説明実施済 | □地元説明が必要なし | | |
| □懸案となる要望事項等はない | ✓懸案となる要望事項等があり、今後検討を要する | | |
| 実施状況 | 制約・要望内容 | | |
| R● ● ●地区の役員会で、当該工事概要説明会、地区の自治会長に、事業説明及び工事内容を実施し、要望等はなく、説明が不要。 | | | |
| ●●苦所で、施工する際は環境対策として、粉じん対策を実施しない旨の要望がある。実施内容を受注者と調整の上、説明が不要。 | | | |
| (3)工事進入路の状況 | | | |
| □公道を利用し進入可能 | □当該工事で進入路を施工 | ✓他工事で進入路を施工 | |
| 課 種 | 制約・影響内容 | | |
| 国道●号より市道を行通する必要があるが、地元説明会では、土砂搬出にあたり、時速制限を求めて住宅街となっている。 | | | |
| (4)当該工事着手に影響する他工事の状況 | | | |
| ✓あり | □無し | □該当なし | |
| 工事名 | 制約・影響内容 | 進捗状況 | 完成時期 |
| ●●●●●工事 | 本工事の進入路を施工中 R●以降でなければ通行出来ない。 | 000m/000m完成 | R●● |
| ●●●●●工事 | No.●～の地盤改良及び盛土を施工中。 | 約●●完成 | R●● |
| ▲▲▲▲▲工事 | R●●より掘削着手のため残土受け調整が必要 | 未着手 | R●● |
| ▲▲▲▲▲工事 | R●●より掘削着手のため残土受け調整が必要 | 未着手 | R●● |
| (5)関係機関協議の状況 | | | |
| ■ 土壌汚染対策法の改正に伴う手続きがなされているか | | | |
| □協議件 | | | |
| □開電 | 協議状況 | 制約・影響内容 | 完了時期 |
| | ●●●移設工事契約にむけて協議中。 R0.0契約予定 | 建設後でなければ、No.00～00における道路土工の着手困難 | R●● |
| □NTT | ●●●が免注した防護管取付工事受注者決定済み。 | 防護管取付後でなければ、No.00～00の基礎工事が着手できない。 | R●● |
| □ガス | (株)●●がガス管撤去工事の契約手続き中(R0.0契約予定)。同者による施工工事を踏まえて、施工協議が必要。 | No.00～00の夜間工事がガス管撤去受注者と調整しながらの施工となる。 | R●● |
| □下水 | 移設費用が高額であり、協議が難航している。 | No.00～00の築工が着手困難そのため、次点修繕計画箇所の施工も検討が必要 | R●● |
| □上下水 | 該当なし | | |
| □文化財協議 | 該当なし | | |
| □交委員会協議 | 計画協議、文交委協議完了 | 公表委員会の信号機の予算措置がなされており、やむを得ず当方により●●箇所の設置・引き離しが生じる可能性有り。 | R●● |
| □河川管理者協議 | 河川法●条に基づく協議書は提出したが、●●の汚漏対策について、再検討を求められている。 | 河川の付け替え後でなければ、本線施工着手が困難 | R●● |
| □道路管理者協議 | 契約後、受注者の実施工工程と監理の配分資料を添付し、本協議が必要。 | 占用協議が終わなければ、仮設工事の着手が困難。 | R●● |
| □JR協議 | 契約工事の契約手続き中(R0.0契約予定)同者契約後、実施工工程を踏まえて、施工協議が必要。 | 製作後、部材引渡しの時期調整が必要。 | R●● |
| □砂防指定地内行為協議 | 砂防指定地内行為協議済み | 施工許可書を現場付近に掲載が必要。 | — |
| □保安林協議 | 保安林解除済み | — | — |
| □その他 | | | |
| ■地被者(高木)の撤去の有無 | □有り | □無し | □該当なし |
| □淮流域状況、▲△川の渠業組合に協議中 | | | |
| ■事業権利委員会の開催の有無 | ✓有り | □無し | □該当なし |
| 該当案件 地下水 | 事業権利委員会の開催(予定) | | |
| ■当該箇所における既往工事履歴の確認 | □済み | □確認中 | |
| ■建設免責情報交換システムへの登録等 | ✓済み | □該当なし | |
| ■ 註記:淮流域の問題が有り、淮流域との調整が難航する可能性がある。 | | | |

契約後、工事着手の見通しなどを的確に確認するため、関連工事や関係機関等との協議状況・制約条件を具体的に明示するよう変更

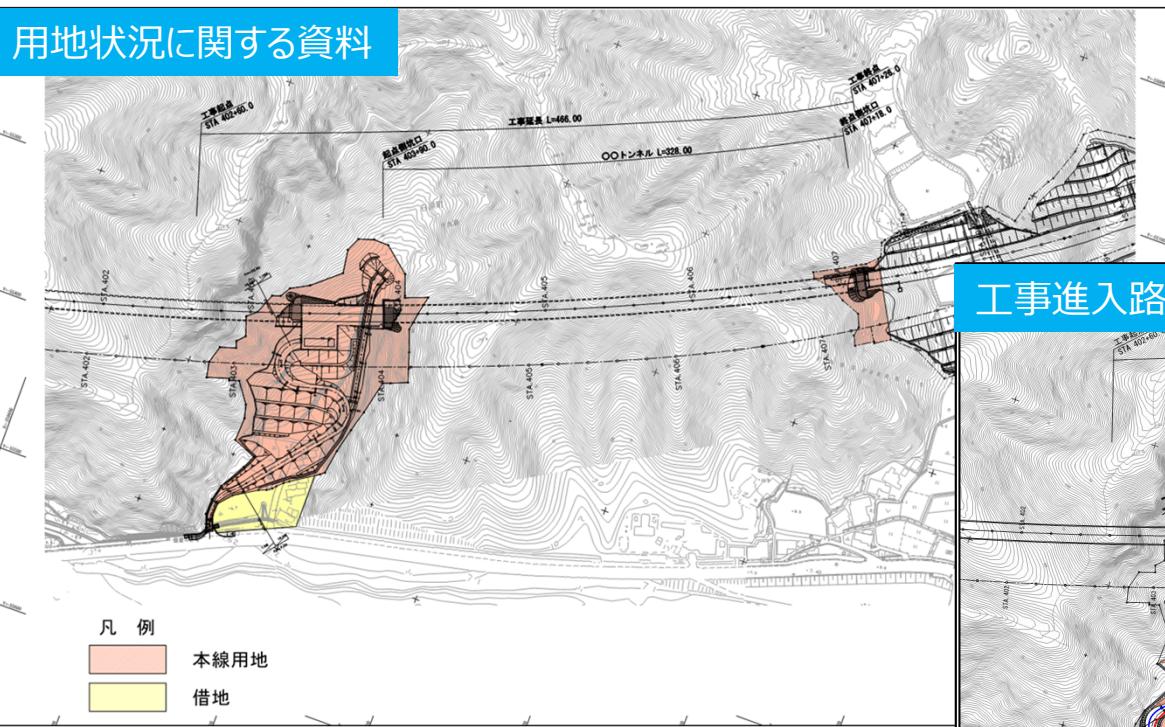
| 用地取得状況 | | | |
|--|--|--------------------------------|--|
| (1)未買収用地の有無 | (□有り ✓無し) | (3)その他 □起工承諾対象用地有り □明渡決済対象用地有り | |
| ・ 壁 m2 | | ・ 起工承諾用地: 壁 m2 | |
| (2)未引渡用地の有無 | (✓有り □無し) | ・ 明渡決済用地: 壁 m2 | |
| ・ 2箇 150m2(引渡期限: 〇〇年 〇月 〇日) | | (4)丈量による取扱状況の確認 | |
| ・ 壁 m2(引渡期限: 年 月 日) | | □別添「工事用地丈量図」に記確認済み | |
| 工期設定 | | | |
| ・ 1班で工期設定している。 | ✓工期設定支援システム等で工期設定し、原則1班体制としているか(1班体制でない場合、その理由が妥当か判断しているか) | | |
| ・ 工種ごとに工費の關係から算出された工期の-10%以上の差離となっていないか | ✓設定された工期に特記事項がある場合は、特記仕様においてその条件を明示しているか | | |
| ・ 差離が生じているが、1班施工・工種毎のラップがないため問題ない。 | ・ ○○地盤施工において、時間制約あり | | |
| 所見 | | | |
| ■地元調整状況 | ・ 地元調整の環境対策については継続的に説明会を実施し理解を得る方向である。最終的には、要望を貢献を得ないと判断しており、契約後、受注者に状況説明し、対策を追加指示する。 | | |
| ■工事用進入路 | ・ 別途工事用進入路で当該工事着手時には完了予定である。 | | |
| ■関連する工事 | ・ 関連する工事 | | |
| ・ 進入路工事は、本工事着手までに完了予定であるが、■工事において軟弱層が想定よりも厚いため、遅延が生じている。そのため、●●地区については、工期開始予定を●●以降としている。 | ・ ○○地盤施工において、時間制約あり | | |
| ■関係機関協議 | ・ 関係機関との協議状況を踏まえて、2ヶ月の工事着手までに協議が整う工事は、工事着手を支障となる開電による移設工事について、資材調達の難航が懸念される。 | | |
| ■環境への配慮状況 | ・ イスマシの営巣場地が接続しているが、有識者に相談、繁殖時期を考慮した工程設定しており、保全対策の必要はない。 | | |
| ■用地・借地 | ・ 地元要望の環境対策については継続的に説明会を実施し理解を得る方向である。最終的には、要望を貢献を得ないと判断している。未引渡用地については、特記仕様書に引渡期限等の条件を明示する。 | | |
| ■設計状況 | ・ ●●工については、既契約業務で修正設計中であり、令和〇年〇月までに修正完了予定 | | |
| ■その他 | ・ その他 | | |
| この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、また、発注者における工事工程の考え方、制約条件を明示したものであり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。 | | | |
| なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。 | | | |

試行運用について

予定価格が3億円以上の工事を対象。

- 施工条件等の明示において、言葉では表現しづらい事項など特出すべきものがある場合、施工条件図を整備し、「概略工程表」、「工事発注時のチェックシート」と合わせて、入札公告時に明示するよう試行
 - ・用地状況に関する事項………事業用地及び借地等を明示
 - ・工事進入路等に関する事項………公道からの進入経路、交通誘導員の配置計画などを明示
- なお、あくまで見積参考資料として明示するものであり、有効期限は入札日までとする。

用地状況に関する資料



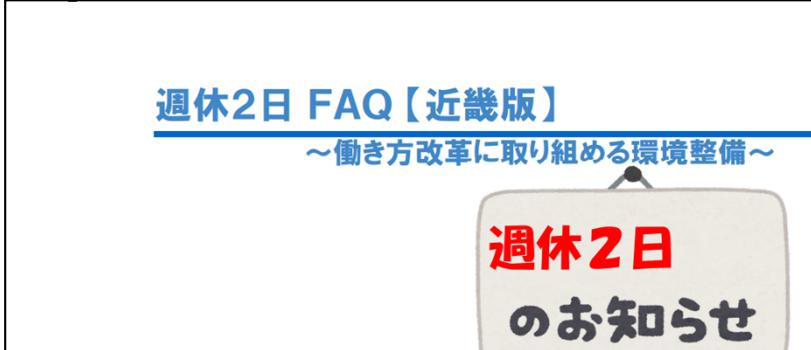
週休2日の発注方式の定義や問合せ・回答(現場閉所の考え方、積算上の考え方など)等について、とりまとめた「週休2日 FAQ【近畿版】」及び「週休2日交替制モデル FAQ【近畿版】」を近畿地方整備局HPにアップしました。

今後の週休2日実施にあたりご参考にしてください。

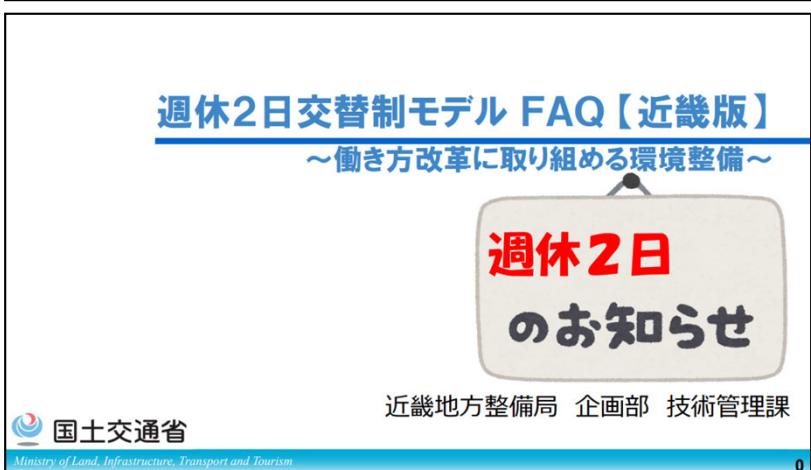
【ホームページURL】 <https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/019a8v0000017eb7.html>



The screenshot shows the homepage of the Kinki Regional Development Bureau. A blue arrow points from the URL above to the 'Weekend Work Reform Support Site' section on the left side of the page. This section contains links to various documents, including the 'FAQ [Kinki Edition]' and 'FAQ [Kinki Edition] about the implementation environment of work reform at construction sites'.



This screenshot shows the first page of the 'Weekend Work FAQ [Kinki Edition]' document. It features a title banner with 'Weekend Work' and 'Notice' in large red and black text, followed by the subtitle 'About work reform implementation environment'. The document is attributed to the Kinki Regional Development Bureau, Project Department, Technical Management Division, and the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. It includes a small icon of a person working.



This screenshot shows the first page of the 'Weekend Work Shift System Model FAQ [Kinki Edition]' document. It has a similar layout to the first document, with a title banner, subtitle, and attribution to the same government entities. It also includes a small icon of a person working.

■各R5.3時点の主な改定箇所

I 設計変更ガイドライン（案）

契約変更に先立って指示（設計図書の重要な変更）を行う場合においては、
概算金額及び工期の延長日数等を明示するよう改正

II 工事一時中止に係るガイドライン（案）

工事施工不可要因が発見等され次第、**設計変更審査会により審議**するよう改正
また、工事施工不可要因の処理状況について、**情報共有会議の開催義務化**
中止における積算内容や根拠資料事例を改正

III 設計図書の照査ガイドライン（案）

契約書第18条に基づく確認請求後の**回答期限を明確化**
また、照査に伴う設計図書の修正等は、契約書に基づき**発注者が行う**旨を再明示

V 受発注者間のコミュニケーション

ワンデーレスポンスやウィークリースタンス、工事進捗定例会議など**工事を円滑に進め**
るための各取組みを明確化

設計変更ガイドラインの改定 (R5.3に一部改定)

改正品確法に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定

設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある

《近畿地方整備局整備局版》

- 設計変更時の参考となるように工事請負契約におけるガイドライン（総合版）に設計変更事例集を記載している。
- 今までの事例を集約し、設計変更事例集に工事実施段階における対応を追加（53事例追加）

The screenshot shows the official website of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism's Kinki Regional Development Bureau. The main navigation menu includes links for River, Road, Urban Development, Port/Bridge, Business, Land Use, and General Affairs. A sidebar on the right lists various topics under 'Business' such as safety and security, regional vitality, sustainable society, construction work, i-Construction, and general users. At the bottom left, there is a link to the 'General Guidelines for Construction Subcontract Agreements' (PDF, 102 pages, 4,175KB), which is highlighted with a red border.

The document title is '工事請負契約におけるガイドライン（総合版）'. It features a large orange header and a white body with black text. The text discusses the standardization of design change procedures and provides specific guidance for March 2023. It also mentions the implementation of investigation boring and the handling of new geological conditions. A red arrow points from the highlighted link in the previous screenshot to this document.

**工事請負契約における
ガイドライン（総合版）**

設計変更手続きの明確化

令和5年3月
国土交通省 近畿地方整備局

このガイドラインでは、工事請負契約における設計変更手続きの標準化を図ることを目的としています。また、調査ボーリングによる地盤調査結果に基づく設計変更の実施についても、明確な手順が示されています。

なお、これまでの経験から、設計変更の対象となる工事内容により、地盤等の変化が予想される場合、設計変更の対象となることがあります。また、調査ボーリングの実施によって地盤調査結果に基づく設計変更が実施されることがあります。

このガイドラインは、工事請負契約における設計変更手続きの明確化を図ることを目的としています。また、調査ボーリングによる地盤調査結果に基づく設計変更の実施についても、明確な手順が示されています。

3. 設計変更が可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

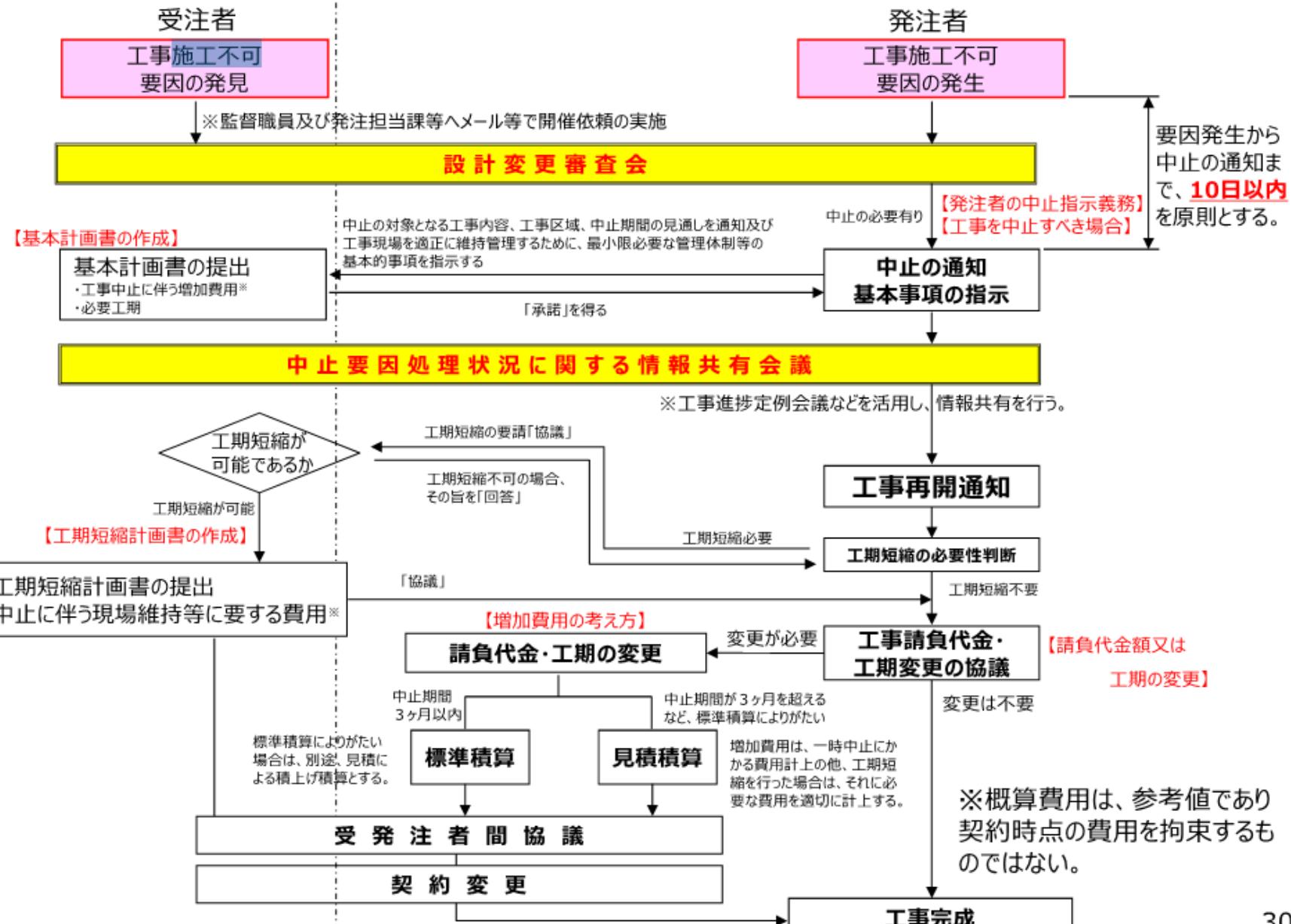
1. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかつた土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。**
(ただし、所定の手続きが必要。)
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。**
3. **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。**
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
4. 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。
5. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第19条にもとづき書面で行う。(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
4. 指示書へ**概算金額及び工期の延長日数等**の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。
 - ①受注者からの協議における変更の場合は、受注者が見積書を提出した場合に、その見積書を参考にして指示書に記載する。
 - ②受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、**概算金額及び工期の延長日数等**を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載することとする。
 - ③記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
 - ④工期の延長日数等は、設計図書の重要な変更を行う場合に記載する。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



3. 設計照査結果における受発注者間のやりとり

①照査結果の報告【受注者負担】

現地と設計内容の違いについて確認できる資料を書面にて提出します。

詳細に確認できる資料を書面にて提出します。

不明瞭な部分があるので、詳細に確認できる資料を提出してください。

確認請求後、発注者による調査を直ちに実施

受注者

※調査期間は**14日以内**を目途とする。なお、調査に時間を要する項目がある場合は、調査終了目途を通知する。

発注者

②照査結果を受け設計図書の変更を行う場合【発注者負担】



※受注者の意見も確認し、調査の終了後**14日以内**に回答する。
(調査期間も含めて少なくとも確認請求後**1ヶ月**までに回答すること)



設計変更に関わる資料を作成したので提出します。

設計図書の訂正または変更を行います。

または

設計図書の訂正または変更を行った資料を提出してください。
作成費用は設計変更の対象とします。

または

調査の結果、検討に時間を要するため、
● / ●までに回答させて頂く。

・材料の手配があるので、● / ●までに回答をお願いします。

○建設業などの

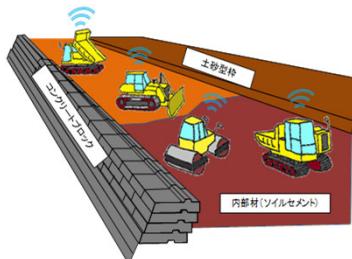
生産性向上、働き方改革、安全性向上、生産年齢人口減少への対応

などの課題解決に向けて、インフラ分野のDXの取り組みを推進

○設計図の3D化、ドローン/水中ドローン・AI/ロボットの活用など

■災害復旧現場における自動化施工

○施工条件のプログラムに基づき、複数の建設機械が自動で施工



自動化施工のイメージ

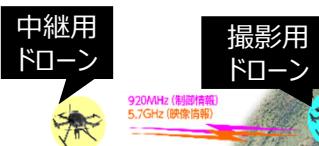


1人で複数台の機械をモニターで監視



自動化装備をした重機

■ドローンによる危険箇所の自動点検



電波中継により安全に飛行

対地高度
300m



○ドローンが目視から外れるため、飛行ルートを予めプログラム
○防災やインフラ管理では目視外山津飛行は全国初

大規模崩壊地

渓流沿いに対岸斜面部を飛行

ドローン2機を用いた自律飛行イメージ

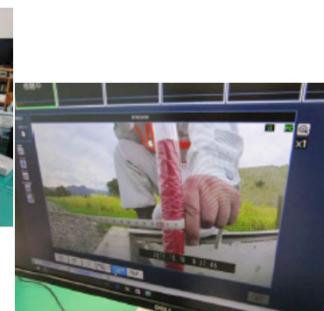
■監督・検査のリモート化（遠隔臨場）

○映像データを活用し監督検査を行う、建設現場の新たな働き方を推進

実施状況



監督員の確認状況

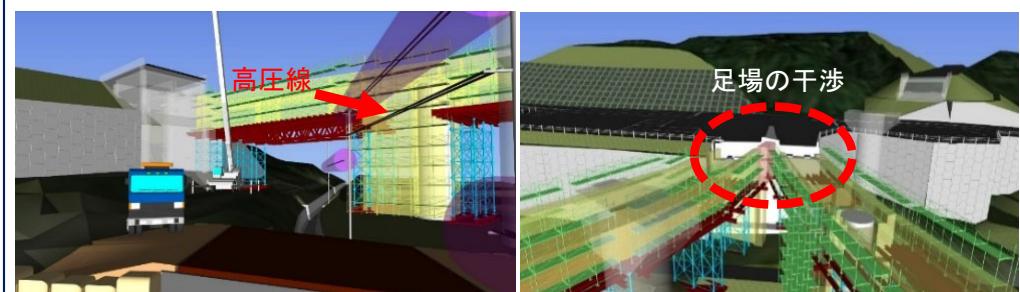


現地の測定状況をモニターに映す

■BIM/CIM（3次元）モデルの活用

○地質、測量、設計などの3次元統合モデルを作成

○いつでも、誰でも自由に必要なデータを共有し、それぞれの施工ステップに応じた検討が可能

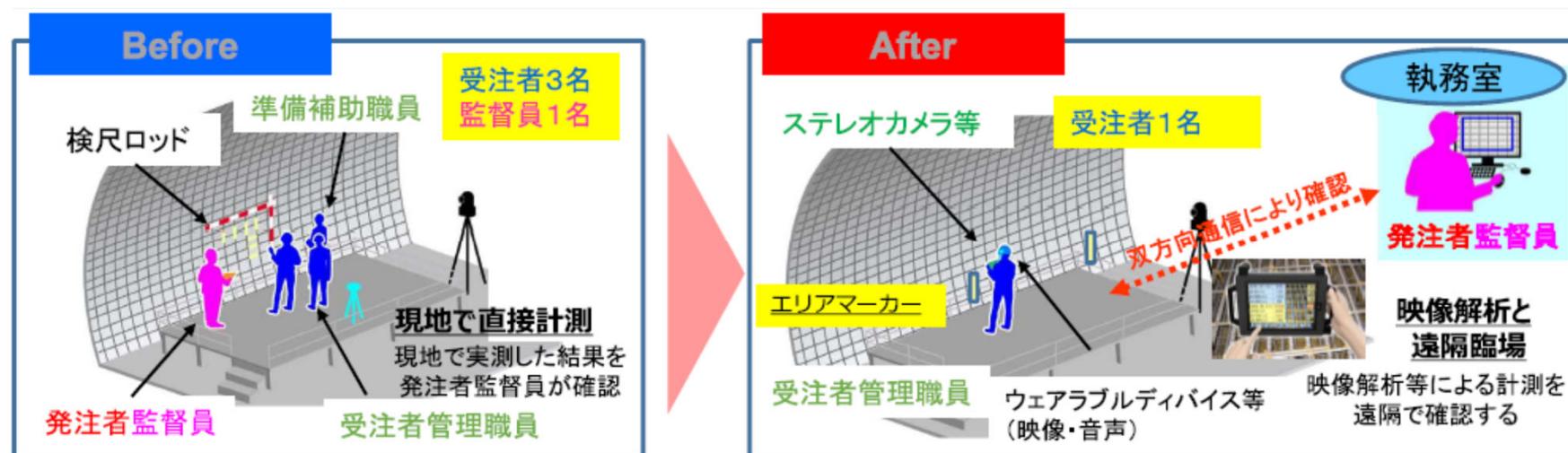
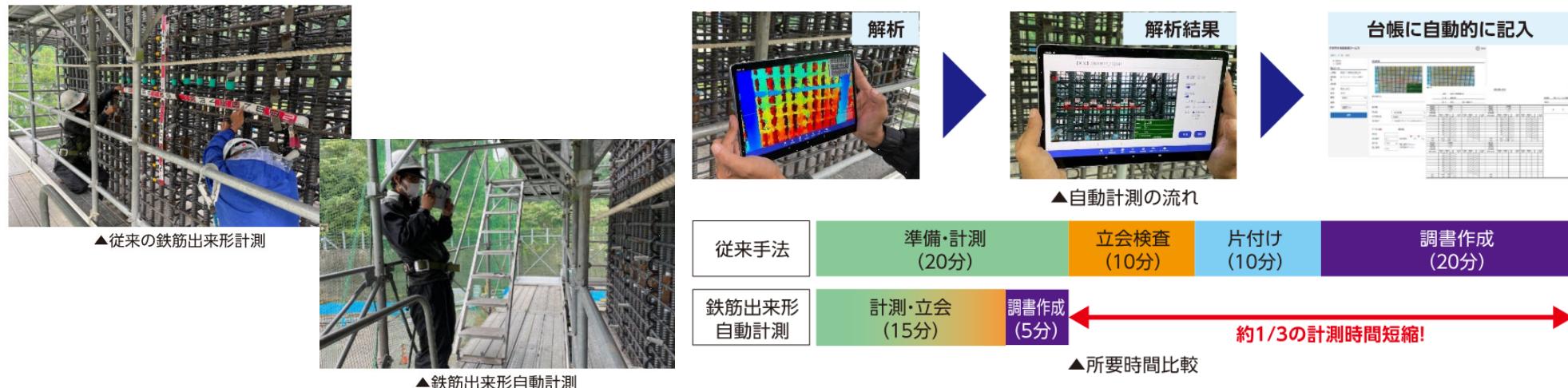


近接する高圧線との離隔など、安全管理を検討

デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測

- コンクリート構造物の鉄筋組み立て時の段階確認において、所定の性能を有するデジタルカメラ等で撮影した画像を用いた鉄筋出来形自動計測に適用し、受発注者の作業効率化等を図る

デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領(案) 令和5年7月 国土交通省 大臣官房技術調査課



■PRISM活用 試行 コンクリートの品質管理を画像解析による代替え手法へ

◆現行(立会を伴うサンプリング検査)

品質管理基準においては、
JIS A1101、A1108 他 による方法と規定



- 構造物種類によるが、生コン車5～35台ごと
- 遠隔立会する場合も、「撮影者」「監督者」は必要
- 試験車以外の品質は不明

◆PRISMの検討【代替え手法】

シート流下画像解析 → AI学習

スランプ全数計測→品質管理反映

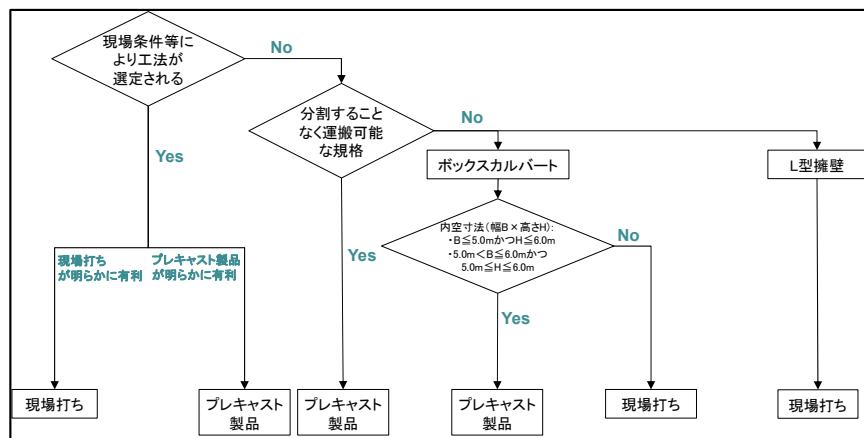


【得られる効果】

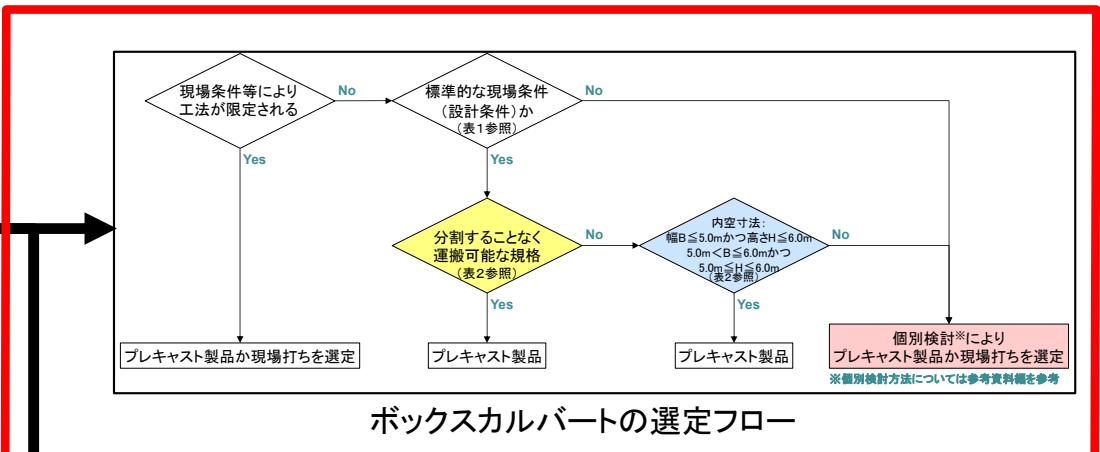
- ソフトでの解析により、ロット毎の試験が簡略化(試験簡素化)
- 既存試験では6人要していたが、代替え後は2人（現場担当者、機器取扱者）に削減可能。（省人化）
- 試験の際、抽出した量(供試体)でなく全数管理となることから、コンクリート工事全体の品質の向上に繋がる（品質向上）
- 蓄積データの分析により、圧縮強度試験(1週、4週)結果の推定が可能(次工程への時短)

現行マニュアル「ボックスカルバート・L型擁壁編」について、L型擁壁から擁壁へと適用範囲の拡大を行うとともに、新たな工種として、現場ニーズが高い開水路を加え、「ボックスカルバート・擁壁・開水路編」として適用工種の拡大を図りました。

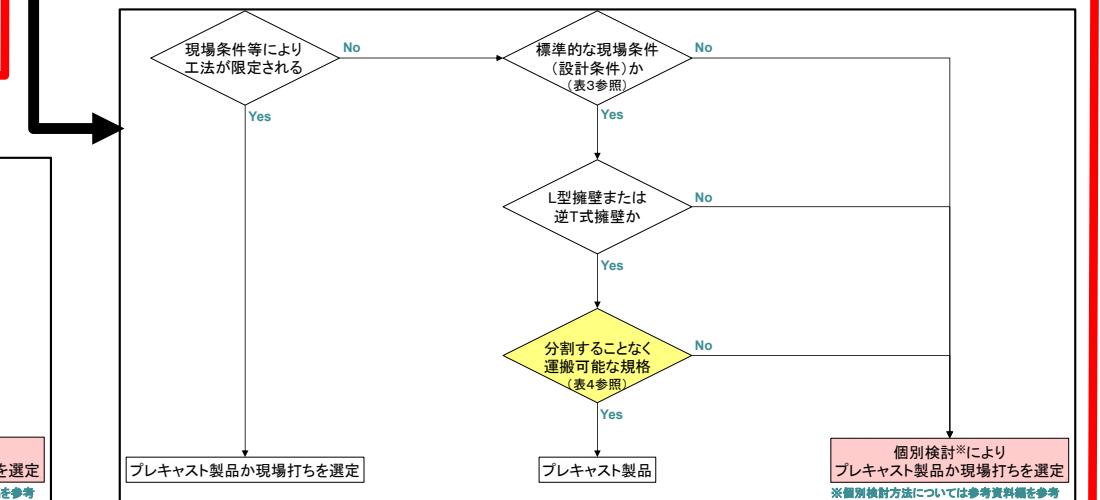
現行マニュアル(令和4年3月)



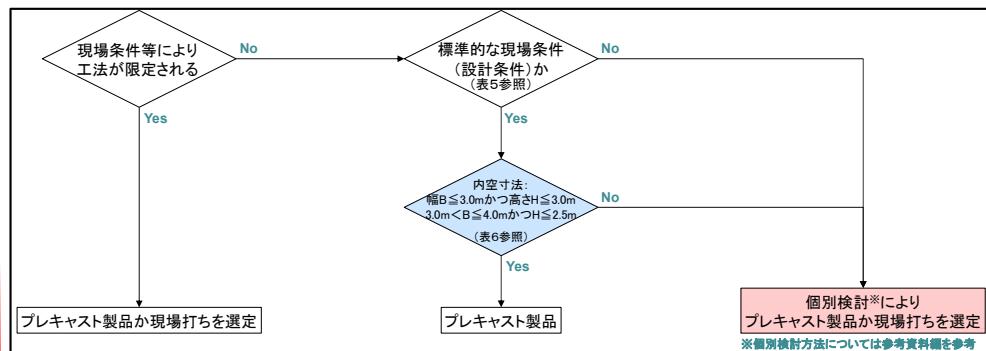
改訂マニュアル(令和6年3月)



ポイント①適用範囲の拡大



ポイント②新たな工種の追加



コンクリート構造物品質コンテストの募集を開始(令和6年4月2日プレス発表)

令和5度表彰式は令和6年7月31日開催予定。令和6年度募集は令和6年4月から開始。

- 公共工事におけるコンクリート構造物の品質を高めることを目的として、「元請け会社」、「専門工事業者」及び「技能者」を表彰(平成15年度創設)
- 表彰者(企業・技能者)は総合評価落札方式の評価対象

企業の表彰

特別優秀賞：応募者から0～2グループを表彰
 優秀賞：応募者から2～4グループを表彰
 入賞：適宜表彰

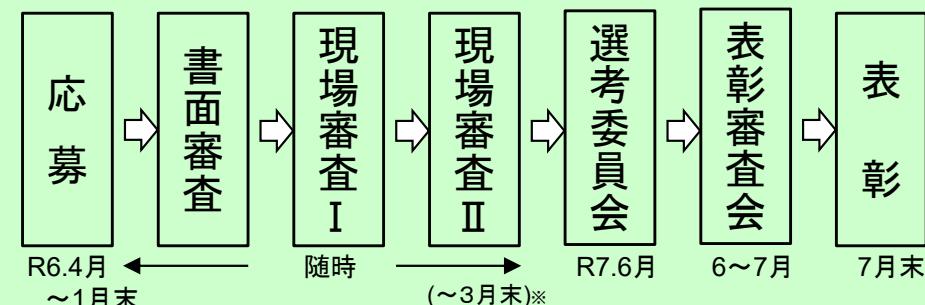
*企業・技能者とも表彰に相応しくない行為が認められるときは除外(受賞後においても取消し)

技能者の表彰 (平成28年度より追加実施)

特別優秀技能者：特別優秀賞のグループから専門工事業者毎に1名
 優秀技能者：優秀賞のグループから専門工事業者毎に1名
 優良技能者：入賞のグループから専門工事業者毎に1名

*技能者の表彰はグループ表彰とリンクし、表彰を受けたグループの専門工事業者(元請けを除く)それぞれから1名選出(専門工事業者からの推薦による)

審査の流れ(予定)



書面審査 応募条件を確認

現場審査 I 発注者により打設状況等を審査

現場審査 II 現場審査委員により品質管理や出来ばえを審査

選考委員会 現場審査 I・IIの結果、工事難易度をふまえ審査

表彰 局長表彰

主催及び協賛

- 主催 近畿地方整備局
- 協賛 (一社)日本建設業連合会 関西支部
建設産業専門団体 近畿地区連合会

応募要件の概要

* 詳細は応募要領を参照

- 応募期間中に100m³以上のコンクリートを打設
- 次の鉄筋コンクリート構造物
 1)RC擁壁(高さ5m以上) 2)RCカルバート(内空断面25m²以上)
 3)橋梁上部工(床版工事はRC高欄も対象・現場審査II時点で完成のもの) 4)橋梁下部工 5)トンネル覆工 6)堰・水門・樋門(高さ3m以上) 7)ケーソン・岸壁上部工 8)RCコンクリート建築物

選考の概要

- 学識経験者、建設業関連団体、発注者からなる選考委員会を設置

建退共にご加入の共済契約者の皆様へ

共済手帳の追加申込・紛失による共済手帳及び共済契約者証の再発行も、
 電子申請専用サイトからオンラインで申請できるようになりました！
 既に電子申請方式ご利用中の皆様は専用サイトでお使いいただけます。



**電子申請方式の
メリット**

- 電子申請方式を利用すると事務負担が軽減します！
- 電子申請にかかる利用料等は一切かかりません！
- ポイントで掛金充当しても損金または必要経費として算入できます。
- 退職時には証紙貼付分・電子納付分を合算して退職金が給付されます！請求方法も変更ありません！

電子申請方式に移行することで、
共済証紙にかかる事務手続きが簡単になります！



証紙貼付方式

- 金融機関窓口での共済証紙の購入
- 共済証紙の
共済手帳への貼付・消印、
下請への交付・確認
- 共済証紙受払簿の作成、
共済証紙の在庫管理

電子申請方式

- 社内のPCで共済証紙の代わりとなる退職金
ポイントの購入ができます。^{※1}
- 自社や下請の被共済者の就労日数を登録する
ことで、購入した退職金ポイントから掛金として
充当されます。^{※2}
- ポイント購入額や掛金充当額等がサイト上で
自動管理されます。そのため残高管理の負担
が軽減します。

※1 退職金ポイントは Pay-easy または口座振替で購入ができます。

※2 電子申請専用サイトに登録する工事情報や就労実績のデータは、「就労実績報告作成ツール」を使って作成します。



**電子申請方式
利用者の声**

証紙の管理がなくなって、
枚数を確認しながら証紙を貼り付ける
作業がなくなったのでとても楽になった。

就労実績報告作成ツールは、
一度操作を覚えれば、
とても便利で使いやすいと思う。

下請から就労報告をもらう時も
メールでのやりとりだけになったので楽。
様式も簡単に印刷できるのでいい。



(地域中堅ゼネコン)



(下請専門工事業者)



(地域中堅ゼネコン)

(建退共本部)電子申請方式システム操作方法についての
お問い合わせ先(専用コールセンター)

TEL.0120-006-175

受付時間:9:00~17:00(平日)

建設業の現状と課題について

令和6年9月24日
近畿地方整備局 建政部
建設産業第一課

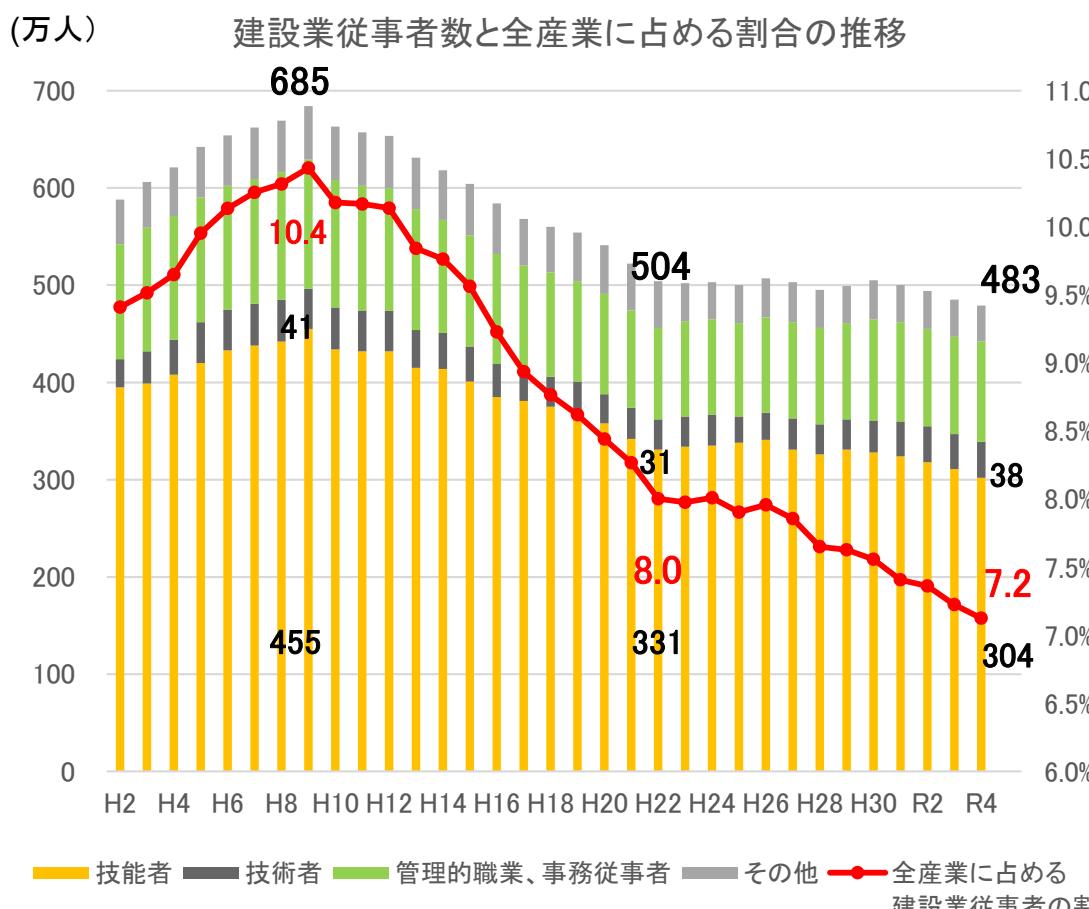


建設業就業者の現状

技能者等の推移

<就業者数ピーク> <建設投資ボトム> <最新>

- 建設業就業者: 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
- 技術者 : 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
- 技能者 : 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)

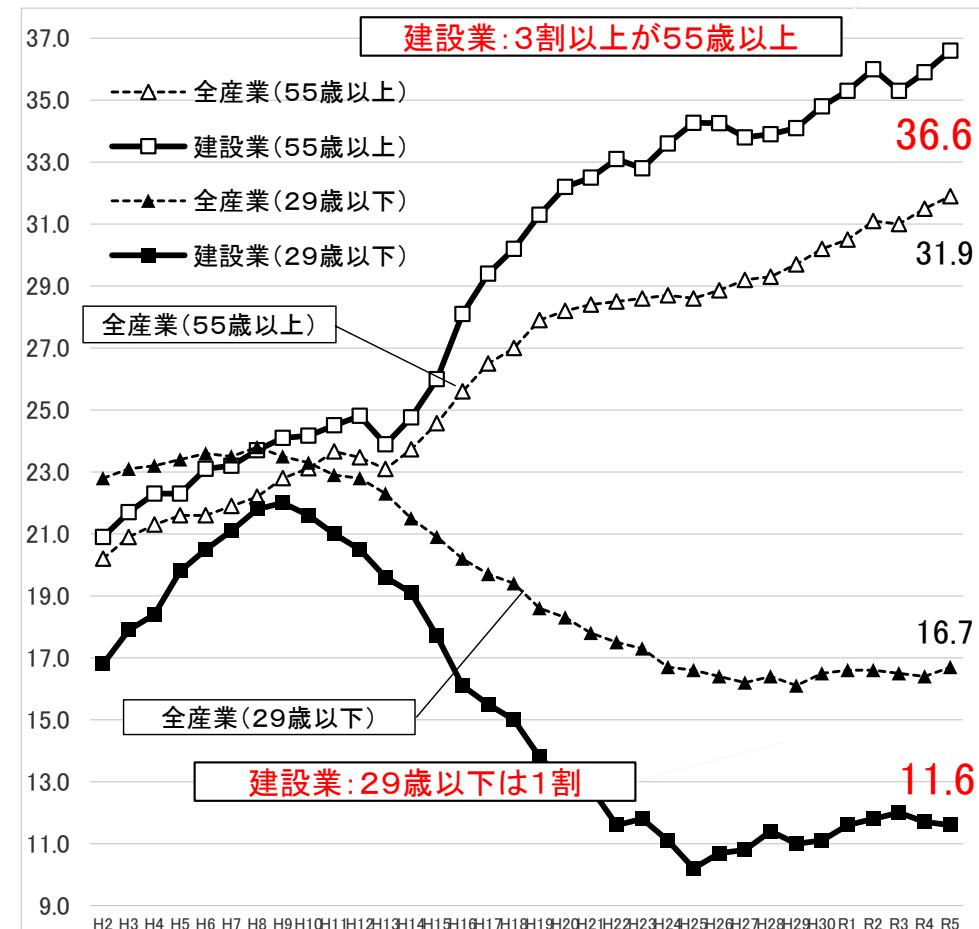


出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

建設業就業者の高齢化の進行

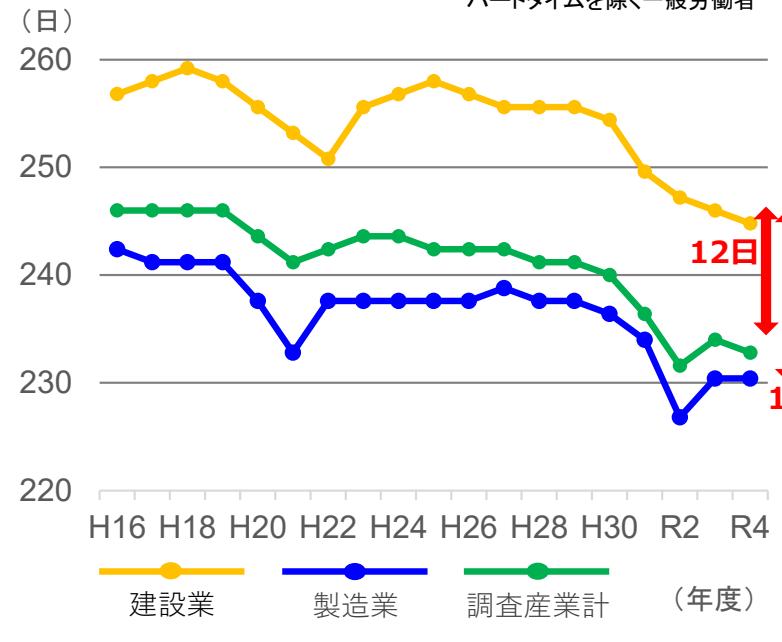
- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



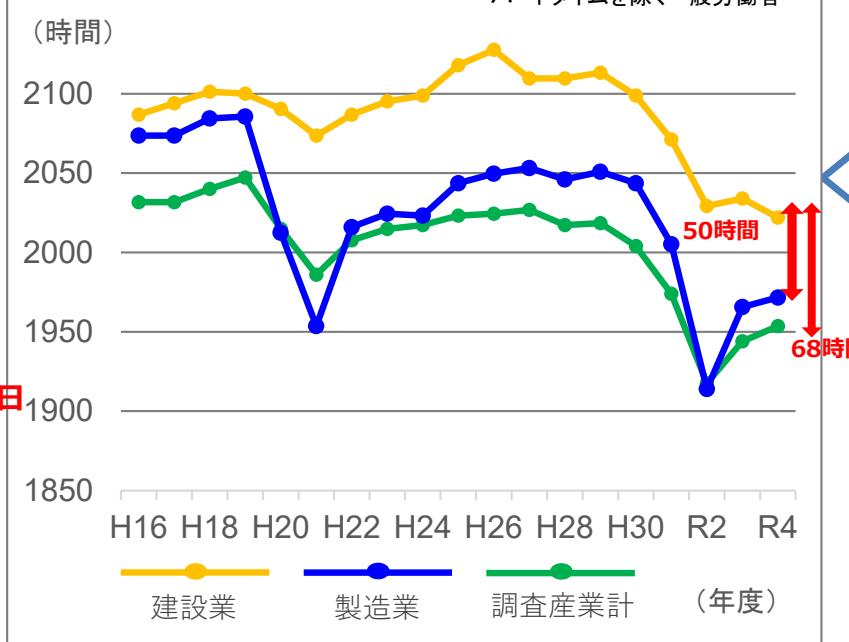
出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設業における働き方の現状

産業別年間出勤日数



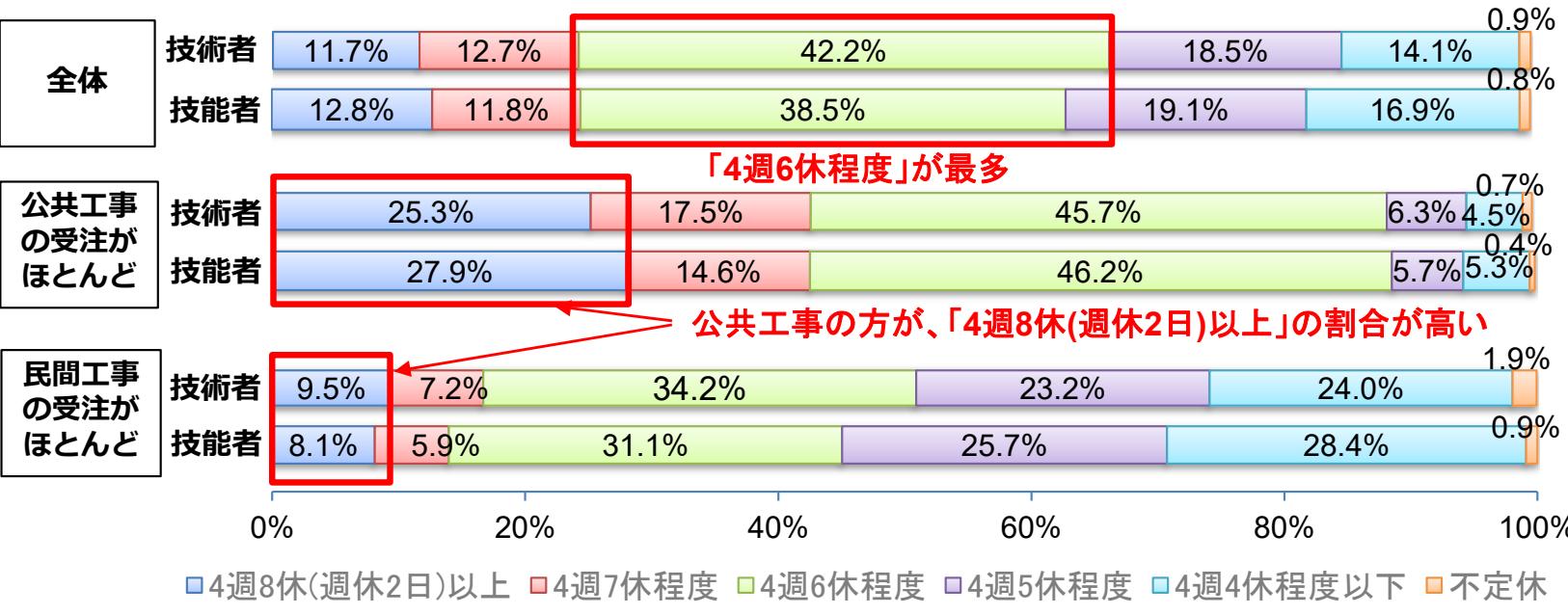
産業別年間実労働時間



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができない場合が多い。

出典: 国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

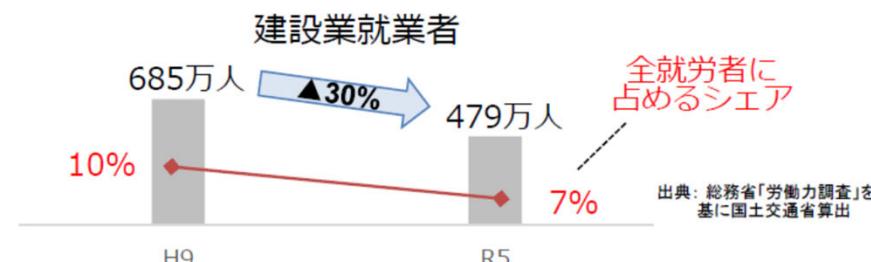
第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

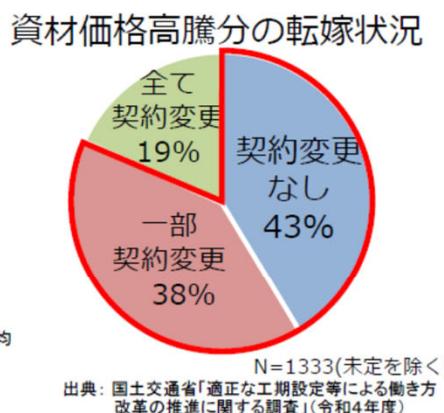
| 担い手確保 | 待遇改善 | 議員立法 公共工事品質確保法等の改正 | 政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 |
|-------|---------------------------|--|--|
| | 価格転嫁 (労務費への しづ寄せ防止) | <ul style="list-style-type: none"> ●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた待遇 ●多様な人材の雇用管理の改善 ●スライド条項の適切な活用（変更契約） | <ul style="list-style-type: none"> ●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による待遇確保 ●資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議 ●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化 |
| | 働き方改革 ・環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●休日確保の促進 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校との連携・広報 ●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化 |
| | 生産性 向上 | <ul style="list-style-type: none"> ●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進 | |
| | 地域 建設業等 の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入） | (参考) <ul style="list-style-type: none"> ◇公共工事品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など |
| | 公共発注 体制強化 | <ul style="list-style-type: none"> ●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】 | |

背景

- 建設業は、他産業より**賃金が低く、就労時間も長い**
→ 担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な**転嫁**が進まず、**労務費を圧迫**



- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始

方向性

建設業が**「地域の守り手」**等の役割を果たしていくよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**待遇改善、働き方改革、生産性向上**に総合的に取り組む。

待遇改善

… 賃金の引上げ

労務費への
しわ寄せ防止

… 資材高騰分の転嫁

働き方改革
・
生産性向上

… 労働時間の適正化
… 現場管理の効率化

就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイイ



「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、**担い手の確保が困難。**

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年
全産業 494万円/年 1,954時間/年 (+3.5%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典: 厚生労働省「毎月労働統計調査」(令和4年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合(%)内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていくよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**待遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

待遇改善

労務費への じわ寄せ防止

働き方改革

生産性向上

賃金の引上げ

資材高騰分の転嫁

労働時間の適正化

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の待遇改善

○労働者の待遇確保を建設業者に努力義務化

→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

→ 國土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表 (違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

2. 資材高騰に伴う労務費へのじわ寄せ防止

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

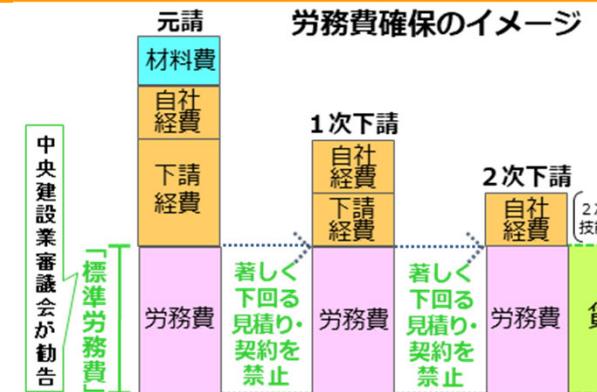
○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例:遠隔通信の活用)

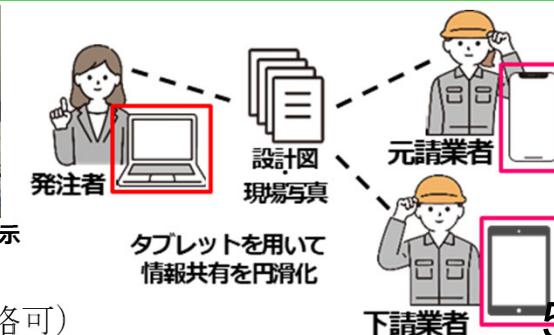
・国が現場管理の「指針」を作成(例:元下間でデータ共有)

→ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(CTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

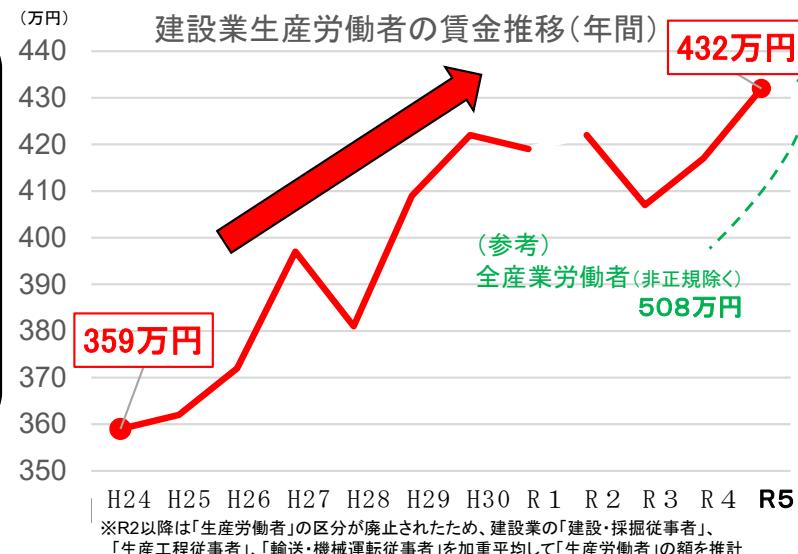


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



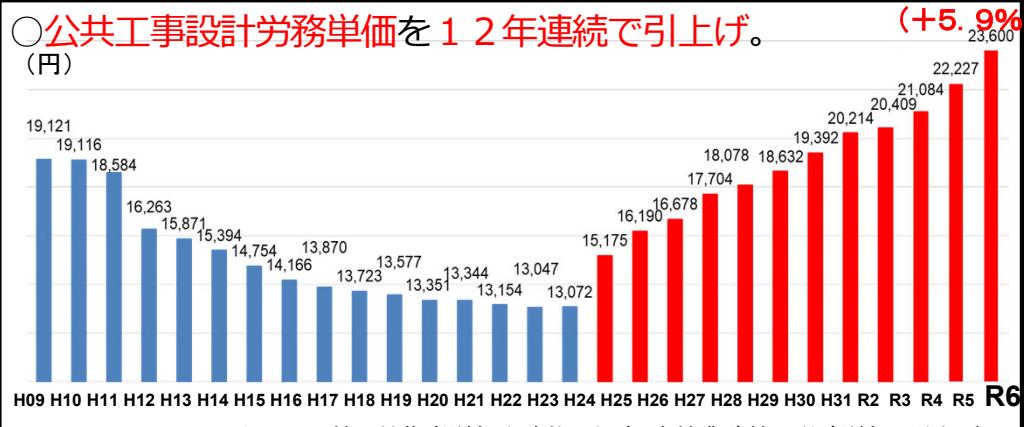
建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策(これまで)

- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の**賃金は着実に上昇**。
- 賃上げは政府の最重要課題。
- 今後も、**未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げ**に取り組む必要。



最近の賃上げ施策

発注者・元請間での賃金原資の確保(公共中心)



- 取引実態に即した公共契約・変更。
 - 最新の単価を予定価格に反映。
 - 材料費変動に伴う請負代金額の変更（スライド条項）。
- ダンピング受注対策として、
 - 低入札価格調査基準の計算式について、国は、令和4年度から一般管理費等率を引上げ。
 - 同内容の取組を自治体に要請。全都道府県が国並み以上。

労働者への賃金支払いの確保

- 国土交通大臣と建設業4団体のトップで**申合せ**(R6.3)
 - 技能者の賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」を目標とすること



- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応を関係団体へ要請。

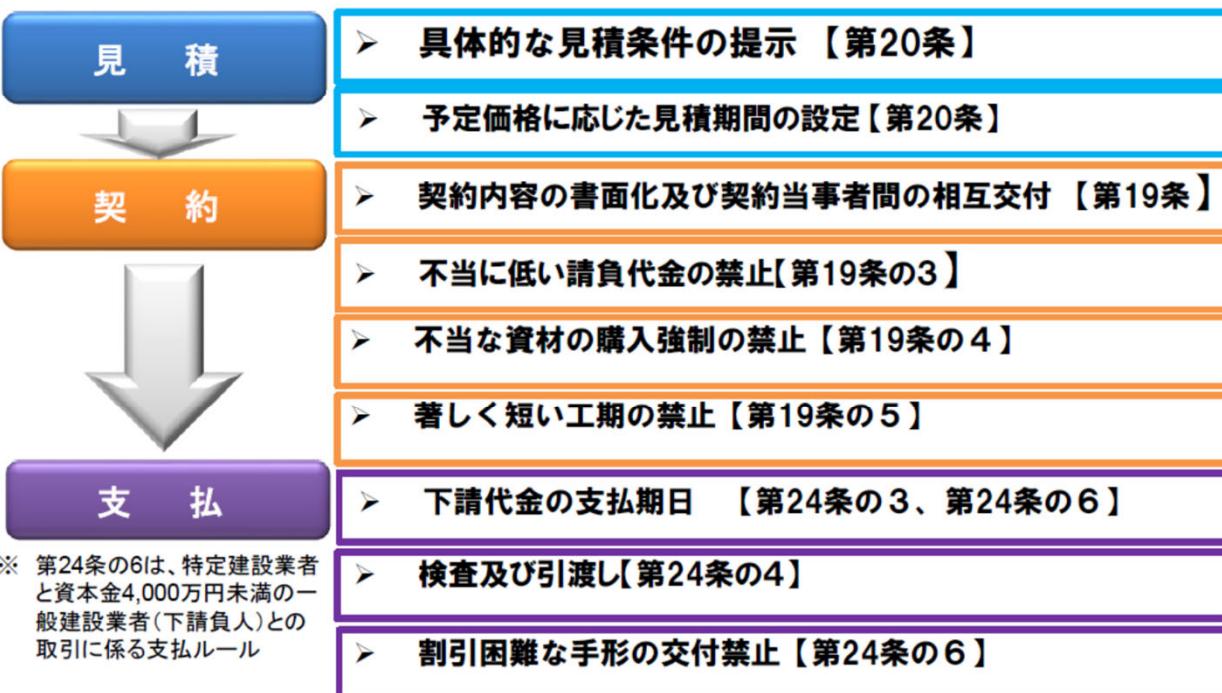
建設業団体等との賃上げ等に関する意見交換会

- 公共工事設計労務単価を基に**技能レベル別の年収**を試算・発表。
 - 能力に応じた待遇、キャリアパスの見える化を目指す。
- 1.2万社**を対象に元下間の取引を調査。（毎年度）
 - 加えて、**約160社**を対象に受発注者間及び元下間の取引を**実地調査**（令和5年度）
 - 調査に基づき、賃金上昇が阻害されないよう指導。

- ◆技能労働者の適正な賃金水準を確保していくためには、その前提として、発注者・元請問、元請・下請間のいずれにおいても、請負契約の当事者が対等な立場で価格交渉を行い、適正な請負代金で契約をすることが重要。
 - ◆建設業法においては、注文者が自己の取引上の地位を不正に利用して、請負人に不正に低い請負代金を強いることを禁止した「不正に低い請負代金の禁止」や下請代金の支払期日の規定など、見積から契約、その後の支払に至るまで、各種ルールを設けることにより、請負契約を適正化。
 - ◆これらのルールについて、どのような行為が建設業法に違反するかを具体な事例を示しつつ、ルールのポイント等を解説する「建設業法令遵守ガイドライン」を策定・周知し、法律の不知による法令違反の防止を図るとともに、「駆け込みホットライン」の設置や、立入検査等を通じて、請負契約の適正化を推進。

駆け込みホットライン

建設工事の請負契約に関する現行の主なルール



「建設業法令遵守ガイドライン」

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

■：建設業法に違反する行為事例
▲：建設業法に違反するおそれのある行為事例

指値発注（法第19条の3等）

■元請下請間で請負金額に関する合意がないまま、下請負人に工事を着手させ、下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合

赤伝処理（法第19条の3等）

▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引いた場合

長期手形（法第24条の6第3項）

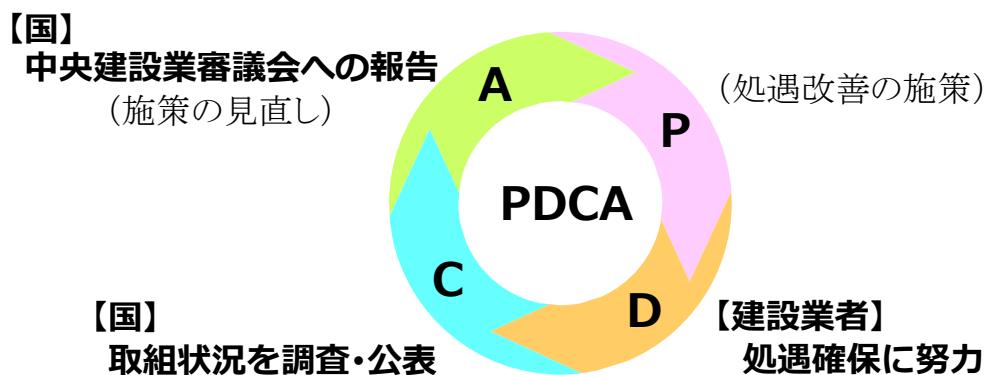
▲特定建設業者である元請負人が、手形期間が120日（令和6年11月以降は60日）を超える手形により下請代金の支払を行った場合

今回改正事項(処遇改善関係)

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

→ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、
中央建設業審議会に**報告**



(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

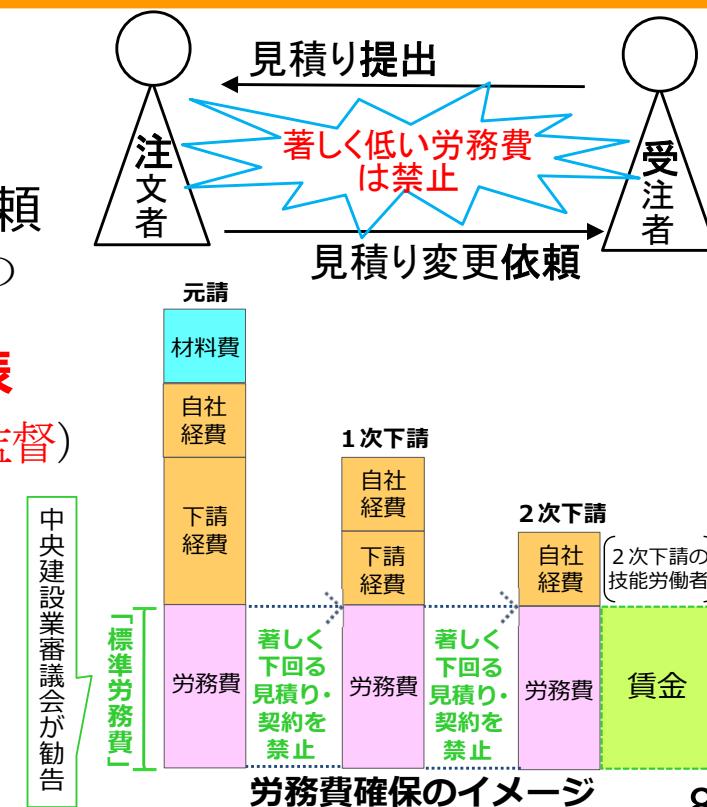
- **著しく低い労務費等**による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼
(注文者)を**禁止**
※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

→ **違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、指導・監督)

(3) 不當に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約**を**受注者**にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。



待遇改善

労働者の待遇確保を建設業者に努力義務化

- 適正な労務費等(※)の確保と行き渡り(著しく低い労務費等による見積り提出や見積り依頼を禁止)

※施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

- 総価での原価割れ契約を受注者にも禁止

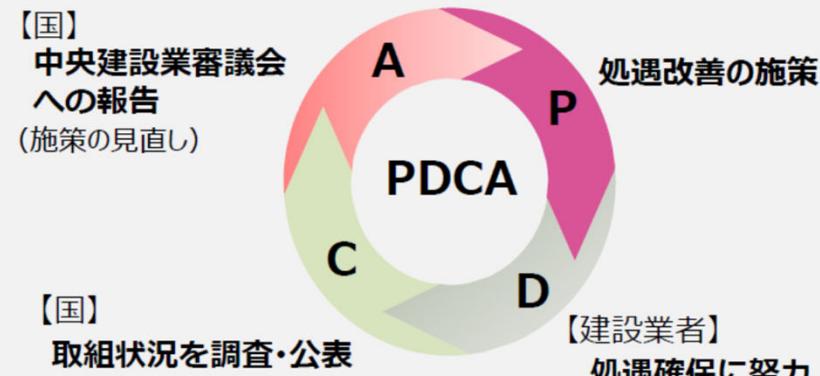
※(現行)注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

国による取組状況の調査等

建設Gメン(※)の調査等

- ◆建設Gメンの実地調査や書面調査を通じ、労務費の見積り実態や価格交渉の実情など、請負契約の実態を把握

- ◆不適当な取引行為に対しては改善指導を行い、取引の適正化を図るとともに、必要に応じて、許可行政庁による強制力のある立入検査等を実施。



※「建設Gメン」は、建設工事の請負契約の締結状況をはじめ、改正法第40条の4に規定する事項の調査を行う。
本省・地方整備局等の職員により構成(R6時点：135名)

中央建設業審議会への報告

- ◆国(建設Gメン)は、建設業者の取組状況を調査・公表、中建審に報告

- ◆制度的に対応すべきものについては、中建審で改善策を講じ、施策のスパイラルアップを図る。

建設資材の高騰分は、受注者を含むサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を図る必要。

○直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

➤ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請※)。

国 県 市 民 建

➤ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定(文書要請※)。

国 県 市

→都道府県による資材単価の設定状況を見える化。

※都道府県や市区町村に対しては直接働きかけ（全国のブロック監理課長等会議や都道府県主催会議（公契連））。

➤ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

市：市区町村

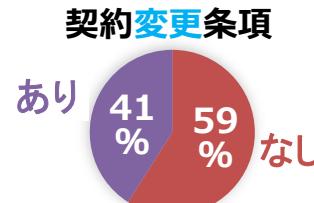
民：民間発注者

建：建設業団体

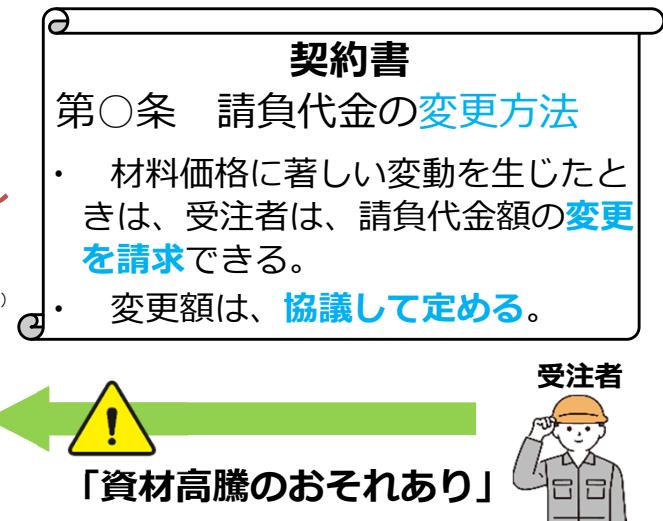
今回改正事項(価格転嫁関係)

契約前のルール

- 資材高騰に伴う請負代金等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰の「おそれ情報」**を注文者に**通知する義務**



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)



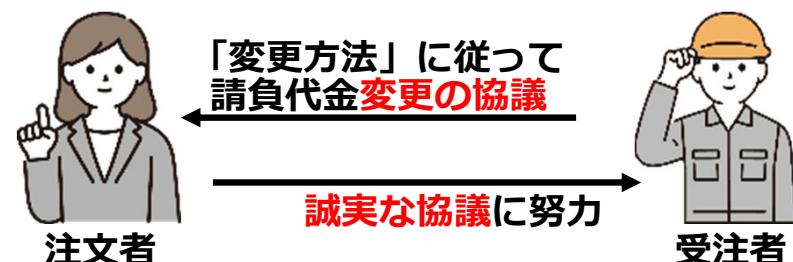
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

→ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

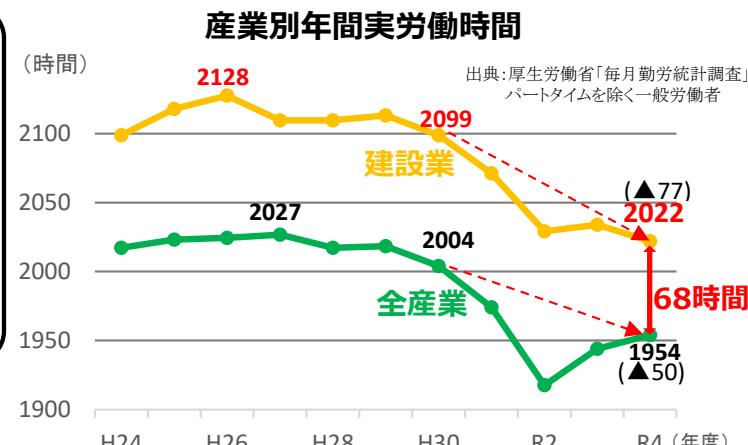


期待される効果

資材高騰分の転嫁**協議**が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

これまでの建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。
- 令和6年4月から適用となる**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- 一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
(厚生労働省)



■動画：はたらきたススメ特設サイト

3. 適正な工期設定

- 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定（R2）、
→ 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- 直轄土木工事において、作業不能となる**猛暑日分の工期延長**の**取扱いを明確化**
- 国交大臣と建設業4団体が4週8閉所など
適正工期に取り組むことを**申合せ**
- 厚労省と連携して**実地調査**し、**是正指導**



■建設業4団体との申合せ

2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- [直轄] 令和5年度は原則**すべての工事**で実施
- [都道府県] 令和6年度から原則**100%**を目指す
- [市町村] 国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

4. 生産性の向上

- 労働時間削減のノウハウ等を整理した好事例集を作成・横展開
- 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

- ・自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。
- ・各業界団体の取組事例等を更新。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

（優良事例集）

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

- 1位 作業員の増員 25%
- 2位 休日出勤 24% }
- 3位 早出や残業 17% } 4割超

(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注)不可抗力に伴う工期変更是、契約書の法定記載事項(現行)

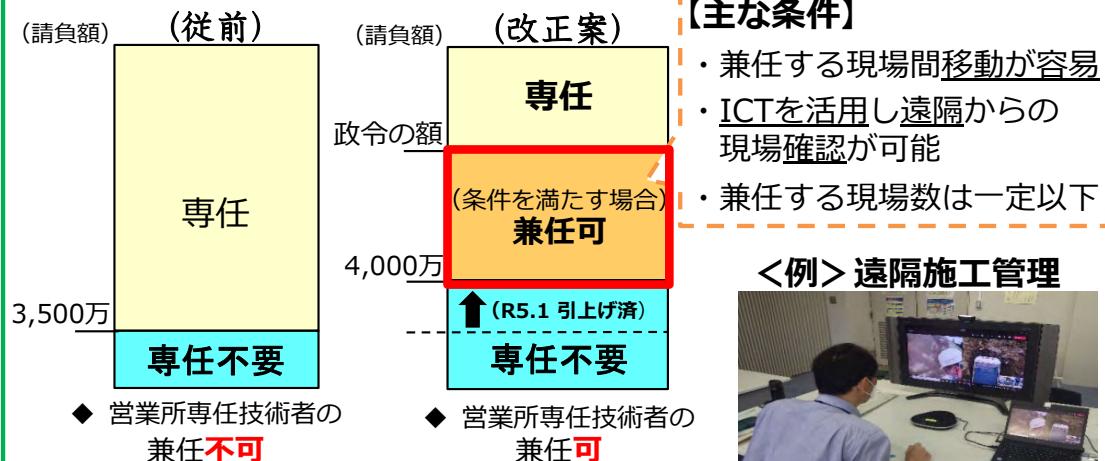
契約後 ○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



【主な条件】

- ・兼任する現場間移動が容易
- ・ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



- 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

改正法の実効性確保

建設Gメンによる監視体制の強化

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。
- ◆ 下請取引等実態調査の件数を大幅に拡大し、そこで把握した違反疑義情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を端緒として、違反の疑いのあるものを優先して建設Gメンが実地調査を行うことにより、実効性を確保。
- ◆ 令和6年度の実地調査は、改正建設業法により新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

【令和6年度の建設Gメンの実地調査】

【主な調査項目等】

適正な請負代金・労務費の確保

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
- ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか
- ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
- ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等

適切な価格転嫁 [労務費指針への対応状況] [資材価格の転嫁協議状況]

- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
- ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等

適正な工期の設定

- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等
※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施

適正な下請代金の支払

- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ✓ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか
※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
- ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

| | |
|------------------|--|
| | <p>「労働基準法」(平成30年6月改正) 罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金</p> |
| 原則 | <p>法定労働時間(1日8時間・1週間40時間まで) 36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">※災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、労基署長の許可を受けければ、時間外労働可能(労基法33条)</div> </p> |
| ↓ 36協定 の限度 | <p>【時間外労働の上限規制】 原則:①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) 例外:臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも <u>上回ることのできない上限を設定</u> ・年 720時間(=月平均60時間) →年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む) b. 単月 100時間未満(休日労働を含む) c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px; float: right;"> 建設業においては、災害の復旧・復興の事業には、a及びbは適用されません。 (労基法139条) </div> </p> |

手形による下請代金の支払について

1. 手形サイトに関するルール

- 特定建設業者が注文者となった下請契約(当該下請契約の下請負人が資本金4000万円未満の一般建設業者であるものに限る。)に係る下請代金の支払については、一般の金融機関による「割引を受けることが困難であると認められる手形」を交付してはならない。【建設業法第24条の6第3項】
- 特定建設業者が、手形サイトが120日を超える手形を交付した場合、上記の「割引を受けることが困難である手形」と認められる場合があり、その場合には建設業法第24条の6第3項違反となる。

※ 手形サイト:手形の交付日から支払期日までの期間のこと

2. 手形サイトの短縮等に向けた政府の取組

- 「手形等のサイトの短縮について」(令和4年2月16日 20211206中庁第1号・公取企第131号(通知))
 - 公正取引委員会及び中小企業庁が、概ね令和6年までに、60日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請法(下請代金支払遅延等防止法)上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提として、下請法の運用の見直しの検討を行うこととしている。
- 「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)
 - 令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定。

留意点

- 「割引困難な手形」等になるおそれのある期間を60日以内とすることが検討されていることを踏まえ、手形期間については、120日以内で、かつ、できる限り短い期間となるよう留意。
- 「令和8年の約束手形の利用の廃止に向け、現金払い化を促進するよう留意。

ガス管調査窓口検索

ガス管の位置が不明な場合、日本ガス協会にアクセスし、以下の手順で各地域のガス会社の「ガス管調査窓口」が確認できます。

スマートフォンやパソコンから

日本ガス協会 検索

<https://www.gas.or.jp/gas-pipe/>



step 1

左上のメニュー ボタンから
「ガス管調査窓口検索」を選びます。



スマートフォン
の場合

step 2

検索したい都道府県または市名、
町名を入力し「検索する」をクリック。



step 3

検索結果一覧からガス会社の連絡先の確認をおこないます。

—掘削、解体・撤去、増改築・改装工事をされる皆様へ—

ガス管損傷による事故を起こすと、

ケガ・火傷

のほか、

火災・爆発

など近隣住民への迷惑、加えて

工事停止 損害賠償 労働災害

に発展し、

会社に損失が生じることになります。

万一、ガス管を
損傷して
しまったら…

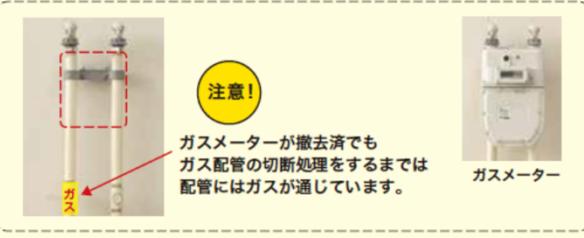
- 1 落ち着いて、すぐにガス会社まで連絡する。
- 2 窓やドアを開けて換気をする。(換気扇は使用しない)
- 3 火気や電動工具は使用しない。
※コンクリートカッター・はつり作業、配管切断作業で発生する火花も着火源となります。
- 4 周囲へ周知、状況に応じて避難と避難誘導をする。
- 5 可能な場合はガスの噴出を止める。

ガス漏れ時の緊急連絡先

安全管理に努めましょう。



必ずやろう>>> ✓ 安全確認基本チェックシート

| | 掘削 工事をする方へ 道路・敷地内を掘削（はつり・カッター含む）・杭打ち・整地など | 解体・撤去 工事をする方へ 建物や構造物を取り壊す | 増改築・改装 工事をする方へ 既設建物や設備の改修 |
|-----------------|--|---|---|
| 工事前確認 | <p>道路 <input type="checkbox"/> 道路を工事する際はガス会社※へ連絡・協議しましょう</p> <p>敷地内 <input type="checkbox"/> ガス管の図面は持っていますか？ <input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう <input type="checkbox"/> 「ガス管の位置・深さ」はわかりますか？ <input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？</p> <p><input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p> <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p> | <p><input type="checkbox"/> 解体建物のガス管にガスが通じていないことを確認しましょう <input type="checkbox"/> ガスが通じている場合、ガス会社へ切断処理を依頼しましょう <input type="checkbox"/> 解体建物に別の建物のガス管が通っていないか確認しましょう (例：解体するA棟の中に、B棟のガス管がある場合など) <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p> <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p> | <p><input type="checkbox"/> ガス配管の図面は持っていますか？ <input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう <input type="checkbox"/> 「ガス管の位置」はわかりますか？ <input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？ <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p> <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p> |
| 工事時確認 (現場確認) | <p><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管の標示※がある場合、付近にガス管があるため注意して作業しましょう <input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に手掘りで行いましょう</p> <p>※【埋設ガス管の標示例】  注意！ 埋設ガス管にはポリエチレン管が多く使われています 材質がポリエチレンというプラスチックのガス管で、衝撃が加わると破損してしまいますので、十分ご注意ください。</p> | <p><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 作業対象にガスマーティーが設置されている場合、ガス管の切断処理をガス会社へ依頼しましょう</p> <p></p> | <p><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> これから作業する配管が目的の配管で間違いないか確認しましょう <input type="checkbox"/> はつり・穴あけ・壊し作業付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に作業しましょう</p> <p>【露出ガス管の標示例】  ガス管標示シール</p> <p>【ガス管損傷の例】  コンクリート内のガス管をドリルにより損傷した例</p> |
| 事故事例 | <p>下水工事のカッター作業中にガス管を損傷。 漏えいしたガスを止めようと、周りのコンクリートをはつった際の火花で着火。 作業員1名が顔面と両腕に火傷を負いました。</p> <p></p> | <p>建物解体工事中に、水道管とガス管を損傷し、水道管から噴出した水がガス管に入り、周辺の約150戸のガスがストップ。 事故を起こした工事会社は多額の損害賠償を請求されました。</p> <p></p> | <p>改修工事に伴う排水管工事の際、設備図面の十分な確認をせず排水管と思い込み、ガスが通じているガス管に穴を開け、電動工具の火花で着火。 作業員1名が火傷を負いました。</p> <p></p> |